越谷市　令和９年度(2027 年度)用

保育施設・幼稚園等のご案内

地域型保育　保育所・保育園　認定こども園　幼稚園

おねがい

- この冊子は、保育施設や幼稚園等の利用申込手続や必要書類、保育サービスを紹介しています。
  ＊保育施設…地域型保育・保育所(保育園)・認定こども園(保育部分)
  ＊幼稚園等…認定こども園(教育部分)・幼稚園
- よくお読みになった上で、申込を行ってください。**入所後も大切に保存しておいてください。**
- この冊子は、**令和８年８月現在**の情報に基づいています。
  今後、内容が変更となる可能性があります。最新情報は、市のホームページ等でご確認ください。

もくじ

1	はじめに　保育所や幼稚園の利用をお考えの方へ	1
	施設選び・見学のポイント	3
	「育児休業延長」を許容できる方へ	4
	施設の違い（早見表）	5
2	保育施設	7
	地域型保育	7
	保育所・保育園	13
	認定こども園（保育）	17
	保育施設と幼稚園等Q＆A	20
3	保育施設の利用申込	21
	子どものための教育・保育給付	21
	STEP1 申込前の準備	23
	申込（認定申請）の条件	24
	申込の必要書類	25
	STEP2 申込から結果まで	27
	STEP3 入所内定後	29
	入所後の注意	30
	申込から入所内定後までQ＆A	31
	広域入所(市外・転出入)	32
	特別支援保育	33
4	幼稚園・認定こども園（教育）	35
	幼稚園等の利用申込	39
	こしがや「プラス保育」幼稚園	41
5	施設等利用給付認定	43
6	利用者負担(保育料)	45
7	認可外保育施設	49
8	その他の保育サービス	51
	こども誰でも通園制度	51
	地域子育て支援センター、一時預かり等	53
	ホームページのご案内	56
	利用調整基準	57
	教育・保育施設案内図	裏面

てがみにかいてあるぶんしょうが
わからないときは…
スマートフォンのアプリを
つかってみましょう

If you don't understand what is written in the letter, you could take advantage of the applications of your smartphone.

If you don't understand Japanese letters from the nursery school (kindergarten) or city hall, you can use apps such as "Google Lens" with your smart phone camera and the app will translate them automatically.
(For example) https://lens.google/
* Translations by the app are not always accurate, so please use them as references.

不理解日语信件的内容时，
利用手机软件来解决吧！

如果您不理解幼儿园或市役所发来的日语信件时，在手机中下载“Google 智能镜头（Google Lens）”软件，可以帮助您翻译理解。
(例)https://lens.google/
＊不能保证翻译内容完全正确，但可以作为参考。

●越谷市こども家庭部保育支援課
電話　０４８－９６３－９１６７（直通）
受付　８：３０～１７：１５（平日）
〒343-8501　越谷市越ヶ谷四丁目２番１号
https://www.city.koshigaya.saitama.jp

① はじめに

保育所や幼稚園の利用をお考えの方へ

保育所や幼稚園は、送迎や通勤・行事等、毎日の生活に直結します。そして、お子さんが日々を過ごす大切な場所です。後悔しない施設選びをしましょう。

お子さんを預かる施設は、「認可施設」と「認可外保育施設」に分かれます。
「認可施設」は、大きく分けて次の２種類があります。

保育施設　「地域型保育」・「保育所・保育園」・「認定こども園（保育部分）」
利用するには「保育が必要な理由」が必要です。

幼稚園等　「認定こども園（教育部分）」・「幼稚園」
保育が必要な理由は不要です。３歳からの施設です。

保育施設や幼稚園等を利用するまでの流れ

ステップ STEP 1　利用したい施設を選び、見学をする

→保育施設一覧：P.9～19、幼稚園一覧：P.37・38

各施設、個性や特色があります。（★）
入園してから「こんなはずじゃなかった」とならないよう、実際に見学して、納得できる希望先を選びましょう。

※施設選びの際は、３ページの「施設選び・見学のポイント」もご覧ください。
※自宅や職場の近くにどんな施設があるのか知りたいときは、
「ここ de サーチ(子ども・子育て支援情報公表システム)」や
この冊子の裏表紙の地図をご活用ください。

ステップ STEP 2　申込に必要な書類を準備する

→必要書類は、保育施設：P.25・26、幼稚園：P.39

施設を利用するには、「施設の利用申込」と、施設の種類に応じた「認定申請」が必要です。

保育施設　市ホームページからダウンロードまたは保育支援課窓口等で申込書類を入手し、必要な書類をそろえます。

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ番号 9027

幼稚園等　希望施設に「願書・申込書」を取りに行きます。

ステップ STEP 3　申込み（書類提出や面接）をする

→申込の流れは、保育施設：P.27・28、幼稚園：P.39

保育施設　市へ申込書類を提出します。申込時にお子さんの面接も行います。

令和９年４月入所の一次申込のみ、一部面接が省略できます。
省略できるのは、**令和８年６月２日以降生まれ**のお子さんですが、
次に当てはまる場合は、面接が必要です。

- ☐ 疾患、障がいがある。
- ☐ 直近の健診（１か月健診、４か月健診等）で指摘があった。
- ☐ 医療機関を定期的に受診している。（経過観察中など）
- ☐ 健康や発育・発達に関して、気になることや、医療機関に相談していることがある。
- ☐ 未熟児養育医療給付を受けている。
- ☐ 令和８年度入所(令和９年１月～令和９年３月入所)も一緒に申し込む。

※面接で、集団保育にあたって特別な支援を必要とする可能性があると判断された場合は、希望月に入所できない場合があります。

幼稚園等　希望する施設へ直接申し込みます。

STEP 4 選考・利用調整

保育施設　**市で利用調整**を行います。
（利用調整基準（57・58 ページ）をもとに指数をつけて、点数順に調整します。）

幼稚園等　**施設で選考**を行います。

STEP 5 結果通知が届く　→「認定」の詳細は、保育施設：P.21・22、幼稚園(無償化)：P.43

保育施設　市から、「利用調整の結果（「承諾」または「保留」）」と「認定通知」が届きます。（４月一斉入所：２月頃、５～３月入所：前月２０日過ぎ）

幼稚園等　各施設を通じて市から、「認定通知」が届きます。

STEP 6 入園・入所手続き　→内定後の流れは、保育施設：P.29・30、幼稚園：P.40

保育施設　入園が決まったら、医療機関で健康診断を受け、説明会に参加します。
「地域型保育」・「認定こども園（保育部分）」は、園と契約をします。

幼稚園等　入園が決まったら、説明会に参加します。

STEP 7 入園式・慣れ保育

入園式がある場合は、入園式に参加します。
お子さんが施設で集団生活を過ごすには、少しずつ慣れる時間が必要です。
そのため、預かり始めは、預かり時間が短くなることがあります。

（★）保育施設・幼稚園の主な特色

・公立保育所：越谷市が運営。統一した方針で保育を行う。
・私立保育園：社会福祉法人やＮＰＯ法人等が運営。多様な方針で特色のある保育を行う。
・認定こども園：幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、「教育」と「保育」を一体的に行う。
・地域型保育：２歳児までの児童が対象。少人数で、きめ細やかな保育を行う。
・幼　稚　園：満３歳以降の児童が対象。幼児教育を行う。

令和９年(2027 年)４月入園・入所の申込スケジュールの目安

		申込時期				申込先
		2026 年 9 月	10 月	11 月	12 月	
地域型保育		一斉見学会 9 月上旬	申込書配付 9 月中旬	面接（1 次） 10/15～17・19	書類受付（1 次） 11/ 6・ 7 11/9～12	市役所で申込受付（年度途中の場合は、前月５日までに申込み）
保育所・保育園						
認定こども園	保育					
	教育		願書配付 10/15～	願書受付 11/1～		希望する施設にて申込受付
幼稚園						

施設選び・見学のポイント

※厚生労働省の「よい保育施設の選び方十か条」をもとに作成しました

まずは情報収集を

保育所や幼稚園は、それぞれに個性や特徴があります。また、預かり時間も異なります。
家庭の事情や子育てで大事にしてきたこと、これから大事にしていきたいことを踏まえ、施設を選ぶようにしましょう。
この冊子や、「ここ de サーチ（子ども・子育て支援情報公表システム）」などを活用しながら、情報を集めましょう。

あらかじめ見学を

キャッチフレーズや建物の外観など見た目だけで決めずに、お子さんが生活する場所をしっかりご自身の目で確かめましょう。

■ 事前に訪問日時の約束を

事前に施設と連絡をとり、見学日時を決めて施設に行きましょう。
毎年９月頃には、全保育所・認定こども園・地域型保育で「一斉見学会」を行っています。
ぜひお越しください。

公立保育所	毎月、保育所の地域開放事業として「遊ぼう会」を行っております。 戸外遊びやお誕生日会など入所児童と一緒に遊びます。
私立保育園 認定こども園 地域型保育	たくさんの参加行事があり、一斉見学会と別に説明会等を行っています。 直接、各施設にお問い合わせください。 ※地域型保育では、「園見学強化週間」を行っています。 越谷市地域型保育連絡協議会 https://regionalnursery.wordpress.com/

※随時見学することもできますが、事前に施設へ電話等で確認をお願いします。
※感染症が流行している場合など、随時の見学に対応できない場合があります。
※こしがや「プラス保育」幼稚園は、一斉見学会の対象外ですが、説明会等を行いますので、直接お問い合わせください。

■ 施設見学の際のポイント

部屋の中まで入って見て	見学のときは、必ず、こどもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう。 年齢や保育時間の長さに応じて、こどもの負担にならないよう配慮や工夫がされているかなどを見てみましょう。
こどもたちの様子を見て	こどもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう。 保育士のこどもへのかかわり、こどもへの声かけなど、雰囲気を見るのも大切です。
保育する人の様子を見て	入所すると、１日のうちに複数の保育士等とかかわることとなります。 フルタイムやパートなど、保育士等の構成などを確認することもよいでしょう。
施設の様子を見て	・保育室の広さや整理の状況、遊具の配置や種類なども見てみましょう。 ・赤ちゃんが静かに眠れる場所や、こどもが動き回れる十分な広さがあるか、外遊びをしているか聞いてみましょう。 ・日当たりや風通しが良いか、また清潔か見てみましょう。 ・災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう。
保育の方針を聞いて	・施設ごとに方針があります。 園長や保育士等から、保育の考え方や内容について聞いてみましょう。 ・延長保育（時間外保育）や土曜日の利用を考えている場合は、施設の考え方などを確認してみましょう。 ・どんな給食が出されているか、離乳食の対応はどうかなど、聞いてみましょう。 ・保護者参加の行事等どの程度あるか、聞いてみましょう。 ・連絡帳などで家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう。
不安や疑問は率直に	預け始めは、特に不安が多いものです。 不安や疑問があったら、施設に相談してみましょう。

～先輩パパ・ママからのメッセージ～

Aさん（１歳児で私立保育園に入所）

初めての子で保育園のことが分からなかったので、できる限り見学に行くようにしました。
先生たちにいろいろ聞けたのがよかったです。
１歳児が一番混雑していると聞いて心配でしたが、保育支援課に相談したら、前回４月の待ち人数や入れた人の最低指数を教えてくれて、なるべく多く希望を書くようアドバイスをもらえました。
入れた保育園は第１希望ではなかったけど、優しい先生方で安心して預けることができています。
行事で立派に発表する５歳児さんを見て、うちの子の成長が今からとても楽しみです。

Bさん（０歳児で地域型保育に入所）

先輩のママ友から薦められて、今回入所した地域型保育の園を第１希望にしました。
入った園では、大きな園のように送迎時に荷物をいろんなところにセットすることはありません。
入口に荷物をまとめて受け渡すだけで、その分、園での様子を伝える時間をしっかりとるようにしてくれています。先生方は丁寧で、ちょっとした成長を一緒に喜んでくれます。
地域型保育の園を選んでよかったです。

Cさん（認定こども園１号(教育)に入園）

地域型保育の卒園を機に、教育も保育も両方に力を入れている認定こども園にひかれて今の園を選びました。
方針や認定ごとの料金などが独特で難解…。
説明会に行ってみたらよく理解できたので、希望する人は行った方がよいですよ。
結果、私は土曜日勤務がなく、お迎え時間も間に合うので、「１号(教育)＆新２号(預かり保育・35ページ参照)」にしました。

Dさん（３歳児でプラス保育幼稚園に入園）

０歳児から公立保育所に入りましたが、私自身は幼稚園出身で、本当は幼稚園に行かせたいと思っていました。
そうしたら、越谷では「プラス保育」という仕組みができて、試しに幼稚園の説明会へ。「18 時まで、振替休日がある、でも幼稚園教育が受けられる」…時短勤務にして少し頑張れば対応できるかなと思い、思い切ってプラス保育の幼稚園に転園しました。
幼稚園なのでお昼寝がなく、最初は家に帰るとバタンキュー。でも、あっという間に慣れて、年長さんの今では、お友達との話を毎日楽しそうにしてくれます。
我が家には大正解でした。朝だけですが園バス利用ができるのも助かっています。

「育児休業延長」を許容できる方へ

※「希望の保育施設に入れなければ、育児休業を延長する」方向けの内容です。
※申込をしていない方に、育児休業延長手続に必要な「保留通知書」は発行できません。

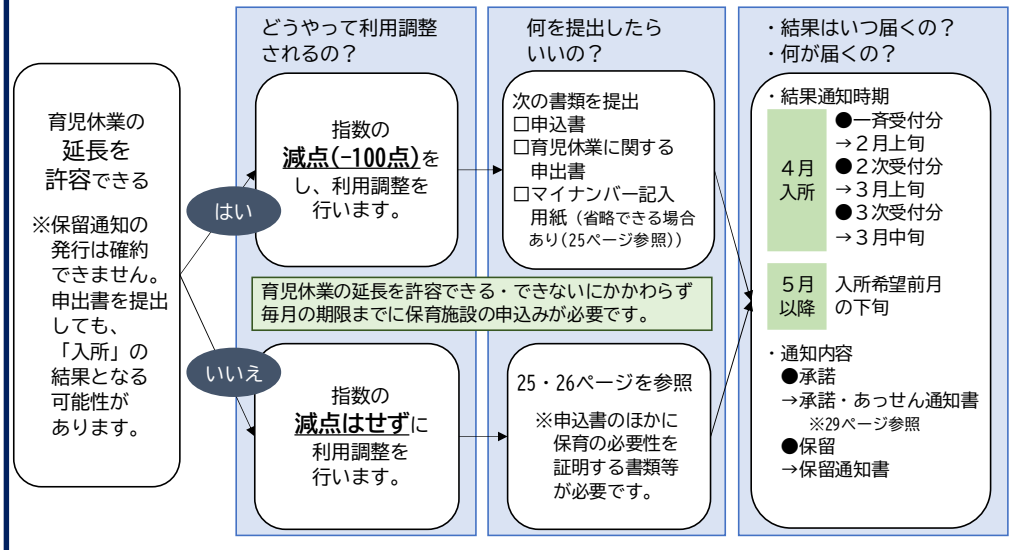

保留通知とは別に、「入所できていない証明」が必要となったが、発行可能？

電子申請や発行申請書 DL 可 を提出ください。後日発行します

発行まで、１週間程度かかります。(即日発行不可)
また、証明月の１日以降の発行となります。

※くわしくはホームページを確認

※手続は電子申請で行えます。

- 育児休業給付金は、原則として、子が１歳に達するまでの休業について支給される制度です。
- 延長に際して、ハローワークの審査が必要となりますが、令和７年４月延長分から、この審査が厳格化されています。
- 保育施設の入所を希望しているが、入所できない等の特別の事情があるとハローワークが認めた場合に限り、支給延長が可能となります。「育児休業給付の延長を希望」「入所保留となることを希望」「早急な保育所等への入所を希望していない」など保育施設入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明らかな場合、入所保留となっても育児休業給付の延長が受けられません。くわしくは勤務先又はハローワークにお問い合わせください。

施設の違い（早見表）

お子さんの年齢や家庭の状況によって、
利用できる施設が異なります。
状況や目的に応じて選びましょう。

保護者の方の状況は、以下のいずれかに当てはまりますか？

- ☐ 仕事をしている・する予定がある（月６４時間以上）
- ☐ 求職活動中である
- ☐ 学校に通っている（月６４時間以上）
- ☐ 病気や怪我の療養中・障がいがある
- ☐ 同居の親族の介護・看護をしている
- ☐ 妊娠中・産後間もない（産前２か月～産後８週）
- ☐ 震災などの復旧にあたっている　など

はい

０～５歳児クラス

０～２歳児クラス

- 地域型保育事業所（7～12 ページ）
- 保育所（保育園）（13～16 ページ）
- 認定こども園 保育部分（17～20 ページ）
- 企業主導型保育（49 ページ）
- 認可外保育施設
- 一時預かり（50・53 ページ）

利用時間の目安　7:30～18:30

３歳を迎えたら入園できる園もあります

３～５歳児クラス

- 新制度幼稚園
- 認定こども園 教育部分（37 ページ）
- 従来型幼稚園（38 ページ）

＋

預かり保育

教育時間外や長期休暇期間中に
園の利用時間を延長するサービス

- こしがや「プラス保育」幼稚園（39・40 ページ）
※就労・就労内定・就学の場合

利用時間の目安　8:00～18:00

いいえ

０～５歳児クラス

０～２歳

- こども誰でも通園制度（51・52 ページ）
３歳の誕生日の前々日まで利用可

- 認可外保育施設
- 一時預かり（50・53 ページ）

利用時間の目安　7:30～18:30

３歳を迎えたら入園できる園もあります

３～５歳児クラス

- 新制度幼稚園
- 認定こども園 教育利用（37 ページ）
- 従来型幼稚園（38 ページ）

利用時間の目安　10:00～14:00

預かり保育

教育時間外や長期休暇期間中に
園の利用時間を延長するサービス

保育を必要とする事由がない場合、無償化の対象外となりますが、利用は可能です。

令和９年度のクラス年齢

※４月１日現在の年齢で決まります。

クラス年齢	生　年　月　日
５歳児（年長）	令和　３年（2021年）４月２日 ～ 令和　４年（2022年）４月１日
４歳児（年中）	令和　４年（2022年）４月２日 ～ 令和　５年（2023年）４月１日
３歳児（年少）	令和　５年（2023年）４月２日 ～ 令和　６年（2024年）４月１日
２歳児	令和　６年（2024年）４月２日 ～ 令和　７年（2025年）４月１日
１歳児	令和　７年（2025年）４月２日 ～ 令和　８年（2026年）４月１日
０歳児	令和　８年（2026年）４月２日 ～

例　０歳の子が８月１２日で１歳になった ➡ 年度中は０歳児クラス

上記以外に以下のような預かりがあります。

- ファミリー・サポート・センターと緊急サポート・センター（54 ページ）
- 病児保育・病後児保育（54 ページ）

■ 施設の種類と利用までの流れ

・保育所や幼稚園などの利用の際は、施設の種類に応じた「認定」を受ける必要があります。

施設の種類	利用までの流れ
地域型保育 保育所・保育園 認定こども園（保育部分）	**市に申込み** 地域型保育、保育所・保育園、認定こども園(保育部分) **教育・保育給付認定の保育認定(２号・３号)**を申請 （利用調整申込書と用紙を兼ねている） ●利用調整の結果に関係なく、教育・保育給付認定を行う。（保留となっても認定） ●利用調整は、保育所・保育園・認定こども園(保育部分)・地域型保育の中で、何施設でも希望可能 ⇨ 市が利用調整（指数順）⇨ 承諾 ⇨ 利用開始 ⇨ 保留
認定こども園（教育部分） プラス保育幼稚園のプラス保育枠 幼稚園	**園に直接申込み** 認定こども園(教育部分)・新制度幼稚園 **教育・保育給付認定の教育標準時間認定(１号)**を申請 預かり保育は、**施設等利用給付認定(新２号・新３号)**も申請 従来型幼稚園 **施設等利用給付認定(新１号・新２号・新３号)**を申請 プラス保育幼稚園でプラス保育枠の条件を満たす場合、**プラス保育枠利用申込**も行う。 ⇨ 園が入園決定 ⇨ 利用開始
企業主導型保育（地域型保育）	園に直接申込み **教育・保育給付認定の保育認定(２号・３号)**を申請 ⇨ 園が入園決定 ⇨ 利用開始
一時預かり	施設に登録 ⇨ 予約 ⇨ 利用

■ 施設の種類と保育料・預かり保育料（くわしくは 45～48 ページ）

保育料のほかに、入園料や給食費等の負担があります

・基本の保育料や預かり保育料は、認定や年齢の区分、世帯状況により異なります。

・主なポイントは次の３つ。

・「３～５歳児クラス」、住民税非課税世帯の「０～２歳児クラス」の基本の保育料は、無償

・預かり保育や認可外保育施設は、保育が必要な事由がある場合、一定額まで無償（申請が必要）

・多子世帯の場合、保育料の軽減がある。

	教育・保育給付認定（①1号・②2号・③3号認定）		施設等利用給付認定（❶新1号・❷新2号・❸新3号認定）			
利用したい施設 ＼ 年齢区分	・地域型保育 ・保育所・保育園 ・認定こども園(保育)	・新制度幼稚園 ・認定こども園(教育)		・新制度に移行していない従来型幼稚園		・認可外保育施設 ・一時預かり ・病児保育 ・ファミリー・サポート・センター 等
	保育料	保育料	預かり保育料	保育料	預かり保育料	
３～５歳児クラス	無償 ②	無償 ①	利用日数×490円/月が無償 ❷ ※上限12,300円/月まで	上限28,000円/月まで無償 ❶	利用日数×490円/月が無償 ❷ ※上限12,300円/月まで	上限40,300円/月まで無償 ❷
満３歳児クラス ３歳児になった日から最初の3月31日までの子		無償 ①	有償 ※利用する場合は自己負担	上限28,000円/月まで無償 ❶	有償 ※利用する場合は自己負担	
住民税非課税世帯の満３歳児クラス ３歳児になった日から最初の3月31日までの子		無償 ①	利用日数×490円/月が無償 ❸ ※上限17,700円/月まで	上限28,000円/月まで無償 ❶	利用日数×490円/月が無償 ❸ ※上限17,700円/月まで	
０～２歳児クラス	有償 ③または② ※所得等に応じた保育料					有償
住民税非課税世帯の０～２歳児クラス	無償 ③または②					上限45,700円/月まで無償 ❸

①	②	③
	＊	＊

教育・保育給付認定

❶	❷	❸
※1	※2	※3

施設等利用給付認定

＊　３歳を迎えたら（３歳の誕生日の前日から）３号から２号へ切替え

※1　手続き　施設等利用給付の認定（新１号）が必要

※2　要　件　保育が必要な事由があること（教育・保育給付認定の場合と同じ）

※3　手続き　施設等利用給付の認定（新２号・新３号）が必要

※３は住民税非課税世帯のみ

② 保育施設

地域型保育、保育所・保育園 認定こども園(保育)

保育が必要な子が通う施設です。
就労や就学など、「保育が必要」という認定が必要です。(申込先は越谷市)

地域型保育　※対象：０～２歳児

- 地域型保育は、保育が必要な０～２歳児を預かり、家庭的な環境の中で保育を行います。
- 「家庭的保育」、「小規模保育」、「事業所内保育」などに分類されます。

家庭的保育	定員５人以下。家庭的保育者の自宅等で預かる。
小規模保育	定員６～１９人。きめ細かな保育を行う。
事業所内保育	従業員の子と地域の子を一緒に保育。

クラス年齢　⇒一覧参照

原則として０～２歳児（異なる園もあります）。

入園方法　⇒具体的には 21 ページ　指数は 57・58 ページ

市に申込み。指数順に利用調整し入園の可否や入園先を決定します。

利用に必要な認定　⇒具体的には 21 ページ

「教育・保育給付認定」の「保育認定(２号・３号)」
※両親共に「保育が必要な事由」が必要です。
※「保育標準時間」と「保育短時間」の認定があります。

保育標準時間
条件(就労の場合)
就労時間が
月１２０時間以上

保育短時間
条件(就労の場合)
就労時間が月６４時間以上
保育標準時間未満

利用者負担額(基本の保育料)など　⇒具体的には 45・46 ページ

０～２歳児：収入に応じた保育料 ＋ 延長保育・時間外保育料 ＋ 実費徴収(園バックなど)

利用者負担額(基本の保育料)で利用できる時間

満１歳未満の保育時間に条件が付く施設があります。(⇒一覧参照)
預けたい時間区分にあわせて施設をお選びください。
※土曜日に開いていない施設や開所や閉所の時間が異なる施設、料金設定が異なる施設があります。

月曜日～金曜日　※保育標準時間か保育短時間かで料金設定が変わります

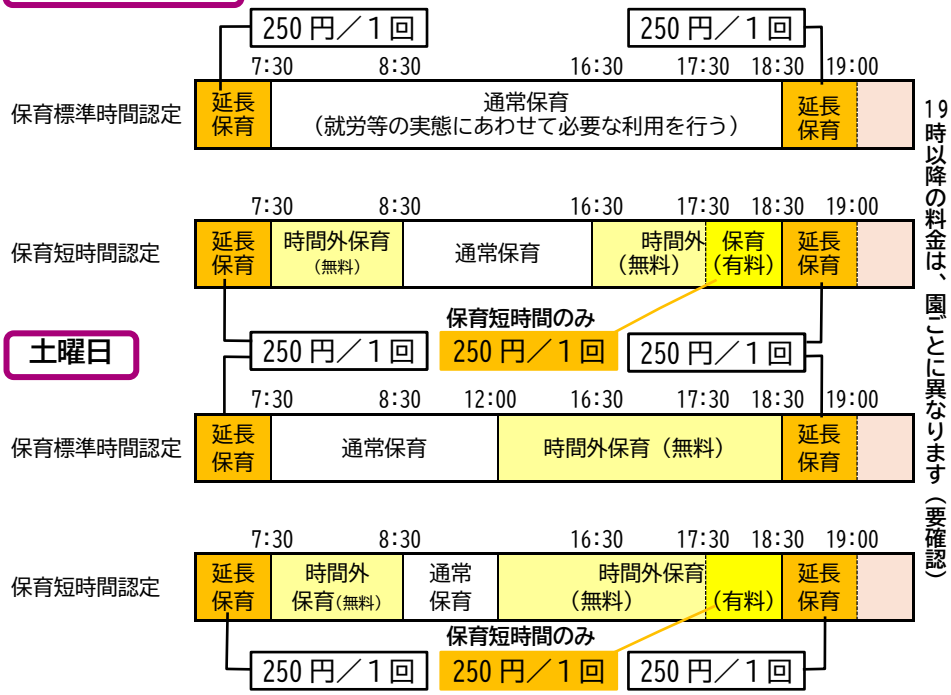

利用者負担額(基本の保育料)は、保育所・保育園や認定こども園と同じです。

保育の方針や料金など、納得して申込いただくため、あらかじめ説明会への参加や見学をお願いします。

※延長保育料等の徴収に関するルールの詳細は、園がそれぞれ定めています。

例 地域型保育の１日

３号認定
（０～２歳児）

- 順次登園
- **7:00～8:30 時間外保育・延長保育**
- 朝の自由遊び　お友達や先生と楽しい遊び
- **9:00** 朝おやつ　朝の会
- **10:00** 一斉保育
  リズム遊び、製作、散歩等カリキュラムに沿って保育
- **11:00** 昼食 みんなで食べるとおいしい!
- **13:00-15:00**　お昼寝 zzz
- **15:30** おやつ　みんな一緒に自由遊び
- **16:30～19:00 時間外保育・延長保育**
- 順次降園

給食

完全給食を実施しています。

- どの園でも、旬の食材やできるだけ多くの種類の材料を使用し、バランスのとれた食事に努めています。
- また、各園の創意工夫で、例えば「だし」は煮干や花かつおでとる、手作りおやつなど栄養バランスを考えた工夫や、野菜を育ててみんなで収穫するなど食育にも積極的に取り組んでいます。

※アレルギー等で食事制限の必要なお子さんには、除去食の対応も行っています。
（アレルギーの程度により対応できない場合もあります。あらかじめ希望施設に対応をご確認ください。）

※宗教上の理由で食事制限がある場合、給食の提供方法は、施設によって異なります。
（ご希望に添えない場合もあります。お弁当持参になる場合もあります。あらかじめ希望施設に対応をご確認ください。）

ポイント

特色ある保育

- 保育所や認定こども園と比べて、規模が小さく、少人数のため、保育士・こども・保護者との間の心理的距離が比較的近く、より家庭に近い環境で保育を行っています。
- 生後６週からの預かりなど、特色ある保育を展開しています。

連携施設（※連携先や受入人数等については、変更となる可能性があります）

- 連携施設が設定されている場合、３歳児以降は連携先の幼稚園等に優先して入園できます（２歳児クラスに１０月以降に入園した場合を除く）。

※各地域型保育から優先入園できる人数枠等は、施設同士で結んでいる協定書等によります。２号認定で優先枠の人数を超える希望があった場合、市が園内希望者で指数順の利用調整を行います。

実際にお子さんを預かりする時間

- 実際の利用時間（時間外保育・延長保育の利用を含む）については、施設に「保育時間協議書」等を提出し、施設と協議を行うこととなります。
- 土曜日の利用は、原則として父母ともに保育が必要な状況（仕事･介護･看護など）であることが条件となります。

０歳児の延長保育

- お子さんの心身の発達状況から、１歳の誕生日を迎えるまで、「保育短時間の通常時間（保育所の場合 8:30～16:30（土曜日は 8:30～12:00））」のみの預かりとしている施設があります。
- 当該施設に入所した場合、保育標準時間の認定を受けていても保育短時間の通常時間のみの預かりとなりますので、ご注意ください。

地域型保育の一覧

◆ 小規模保育

※申込書等の希望保育施設の欄には、間違え防止のためできるだけ施設コードも記入してください。

施設名	（施設コード）	所在地	電話番号（048）	平日最大保育時間	土曜最大保育時間	０歳児の受入 延長保育	特別支援保育	連携施設
こうさぎ園弥十郎の森	3024	弥十郎 377-5	971-8244	7:30～19:00	7:30～18:30	１・２歳児のみ		大袋わかばの森こども園 アスナロ幼稚園
みらいほいくえん越谷園	3001	東越谷 2-15-13	963-8100	7:30～19:30	7:30～18:30	受入：生後６週～ 延長：生後２か月～	○	愛隣幼稚園
ふぇありぃ保育園東越谷園	3011	東越谷 1-9-17	963-2351	7:30～19:00	7:30～18:30	受入：生後４か月～ 延長：生後４か月～		大沢幼稚園
赤ちゃん保育アカデミー	3006	花田 4-8-14	964-3181	7:30～19:00	7:30～19:00	受入：生後４か月～ 延長：１歳の誕生日～		越ヶ谷保育園 第二越谷保育園
アルタベビー東越谷園	3046	東越谷 3-5-9	961-8132	7:30～19:00	7:30～18:30㊝	受入：生後２か月～ 延長：１歳の誕生日～		大沢幼稚園 照蓮院さくら幼稚園
はなたどんぐり保育園	3047	花田 4-15-26	940-0389	7:30～19:00	7:30～18:30	受入：生後４か月～ 延長：生後４か月～	○	越谷幼稚園 照蓮院さくら幼稚園
きらら・キッズおおぶくろ	3002	袋山 1020-7	971-0666	7:30～19:00	7:30～18:30	受入：生後４か月～ 延長：生後４か月～	○	北越谷幼稚園 しらこばと幼稚園 大袋幼稚園
みらいほいくえん大袋駅前園	3008	袋山 1421	974-4000	7:30～19:30	7:30～18:30	受入：生後６週～ 延長：生後２か月～	○	ぶどうその幼稚園 大袋幼稚園
大袋保育室ポコ・ア・ポコ	3055	大里 726-1	973-7273	7:30～19:00	7:30～18:30	受入：生後６か月～ 延長：１歳の誕生日～		大袋わかばの森こども園
しらこばと附属保育園大袋駅前	3036	袋山 1081-7	975-5810	7:30～18:30	7:00～19:00㊝	受入：生後２か月～ 延長：生後２か月～		しらこばと幼稚園
しらこばと附属保育園せんげん台駅前	3041	千間台東 1-5-17	972-4153	7:30～18:30	7:00～19:00㊝	受入：生後６か月～ 延長：生後６か月～		しらこばと幼稚園
エンゼルキッズ	3005	千間台西 2-6-18-101	973-6660	7:00～19:00	7:30～19:00	受入：生後６か月～ 延長：１歳の誕生日～		ぶどうその幼稚園
Kids ぷれいすバンビーノ	3012	千間台東 1-9-9-101	976-8880	7:00～20:00	7:00～18:00	受入：生後６か月～ 延長：生後６か月～		アスナロ幼稚園
キッズハウスクレヨンあんず組	3015	千間台東 1-19-8	972-5246	7:00～19:00	7:00～19:00㊝	受入：生後２か月～ 延長：生後２か月～	○	しらこばと幼稚園 大袋わかばの森こども園 ぶどうその幼稚園
キッズハウスクレヨンひよこ組	3020	千間台東 1-19-9	979-7296	7:00～19:00	7:00～19:00	受入：生後２か月～ 延長：生後２か月～	○	しらこばと幼稚園 大袋わかばの森こども園 ぶどうその幼稚園
apple tree	3016	千間台西 6-4-24	915-9034	7:00～19:00	7:00～19:00	受入：生後６週～ 延長：生後６週～		ぶどうその幼稚園 あゆみ幼稚園
ｲｵﾝせんげん台ｽﾏｰﾄｽﾏｲﾙ保育園	3025	千間台西 3-2-12	973-7353	7:00～19:30	7:00～19:30	１・２歳児のみ		大袋わかばの森こども園 ぶどうその幼稚園 しらこばと幼稚園 清浄院幼稚園
コマームナーサリー北越谷	3057	大沢 3219-14	964-5615	7:00～19:00	7:30～19:00	１・２歳児のみ		大沢幼稚園 越谷くるみ幼稚園
みらいほいくえん北越谷東口園	3059	大沢 2-15-3	974-1400	7:30～19:30	7:30～18:30㊝	受入：生後６週～ 延長：生後２か月～	○	ぶどうその幼稚園 大沢幼稚園
北越谷ひまわり園	3017	北越谷 5-9-28	971-1993	7:30～19:00	7:30～18:30	受入：生後２か月～ 延長：生後２か月～	○	大沢幼稚園 越谷くるみ幼稚園

※㊝がついている施設は、土曜日など利用者が少なくなる時期について複数園で共同して預かりを実施している施設です。土曜日等は、別施設での預かりとなることがあります。

※０歳児の受入：入所希望月初日時点で記載された月齢を経過していれば受入可能です。

延長保育　：保育短時間の通常時間(保育所 8:30～16:30（土曜日は 8:30～12:00）)を超えての預かりのことです。

※特別支援保育：○は、集団保育にあたり配慮や支援が必要な児童の受入を行っている施設です。
（○印があっても、施設の受入態勢、条件等により受入できないことがあります。
くわしくは、33・34 ページをご確認ください。）

※連携施設　：地域型保育の卒園後、３歳児以降の進級先として、連携している施設となります。

各園のくわしい
情報はこちらから
「ここ de サーチ」 ➡

◆ 小規模保育

※申込書等の希望保育施設の欄には、間違え防止のためできるだけ施設コードも記入してください。

施設名	（施設コード）	所在地	電話番号（048）	平日最大保育時間	土曜最大保育時間	0歳児の受入 延長保育	特別支援保育	連携施設
しらこばと附属保育園北越谷駅前	3058	北越谷 4-25-25	940-0587	7:30～18:30	7:30～18:30	受入：生後6か月～ 延長：生後6か月～		しらこばと幼稚園 精華幼稚園 大沢幼稚園
モンクール.保育園北越谷園	3019	北越谷 4-3-20 1F	977-8120	7:30～19:00	7:30～18:30	受入：生後4か月～ 延長：生後6か月～	○	北越谷幼稚園 大沢幼稚園 大袋わかばの森こども園
みらいほいくえん北越谷西口園	3045	北越谷 4-15-5	978-6100	7:30～19:30	7:30～18:30	受入：生後６週～ 延長：生後2か月～	○	ぶどうぞの幼稚園 大沢幼稚園
エンジェルハウス蒲生第一園	3014	蒲生茜町 11-5 1F	990-1040	7:30～19:00	7:30～19:00	受入：生後2か月～ 延長：生後4か月～	○	精華幼稚園 越谷わかばの森こども園
エンジェルハウス蒲生第二園	3026	蒲生茜町 11-5 1F	961-3131	7:30～19:00	7:30～19:00㊎	受入：生後2か月～ 延長：生後4か月～	○	精華幼稚園 越谷わかばの森こども園
ひだまり保育園	3003	南越谷 4-18-1	988-7700	7:00～19:00	7:00～19:00	受入：生後2か月～ 延長：生後2か月～	○	精華幼稚園 越谷わかばの森こども園 認定こども園小牧 萩原第二幼稚園
ぽかぽか保育園	3053	南越谷 4-12-7	990-6345	7:00～19:00	7:00～19:00㊎	受入：生後2か月～ 延長：生後2か月～	○	精華幼稚園 越谷わかばの森こども園 認定こども園小牧 萩原第二幼稚園
モンクール.保育園南越谷園	3050	南越谷 1-1-59-102	907-1243	7:30～19:00	7:30～18:30	受入：生後4か月～ 延長：生後6か月～	○	精華幼稚園 越谷わかばの森こども園
南越谷保育室 ポコ・ア・ポコ	3004	南越谷 4-9-7	987-5959	7:30～19:00	7:30～18:30	受入：生後6か月～ 延長：1歳の誕生日～		越谷わかばの森こども園 わかばの森ナーサリー
蒲生保育室 ポコ・ア・ポコ	3022	蒲生茜町 13-5 1F	989-1981	7:30～19:00	7:30～18:30㊎	受入：生後6か月～ 延長：1歳の誕生日～		越谷わかばの森こども園 わかばの森ナーサリー
ふぇありぃ保育園 南越谷園	3009	南越谷 1-5-58 A	986-3375	7:30～19:00	7:30～18:30	受入：生後4か月～ 延長：生後4か月～		精華幼稚園 認定こども園小牧
ふぇありぃ保育園 蒲生園	3013	蒲生茜町 28-13	989-3035	7:30～19:00	7:30～18:30	受入：生後4か月～ 延長：生後4か月～		精華幼稚園 認定こども園小牧
ぬくもりのおうち保育新越谷園	3032	新越谷 1-57-2	940-2088	7:30～19:30	7:30～18:30	受入：生後6か月～ 延長：生後6か月～		萩原第二幼稚園
蒲生ちゃいるど園	3033	蒲生寿町 18-43	916-7219	7:00～19:00	7:00～19:00	受入：生後6か月～ 延長：生後6か月～	○	松沢幼稚園 萩原第二幼稚園
モンクール.保育園蒲生園	3037	蒲生寿町 14-5	971-7447	7:30～19:00	7:30～18:30	受入：生後4か月～ 延長：生後6か月～	○	精華幼稚園 愛隣幼稚園
ファニー保育園	3007	弥生町 6-8	960-1212	7:30～19:00	8:00～19:00	１・２歳児のみ		越谷くるみ幼稚園 萩原第一幼稚園
エンジェルハウス越谷西口園	3010	赤山町 1-135	967-3358	7:30～19:00	7:30～19:00㊎	受入：生後2か月～ 延長：生後4か月～		エンジェルハウス保育園 越谷くるみ幼稚園
エンジェルハウス越谷東口園	3023	越ヶ谷 2-6-2 1F	963-8377	7:30～19:00	7:30～19:00㊎	受入：生後2か月～ 延長：生後4か月～		エンジェルハウス保育園 越谷くるみ幼稚園
こうさぎ園ひがしの森	3018	弥生町 3-36	971-7697	7:30～19:00	7:30～18:30	受入：生後6か月～ 延長：生後6か月～		越谷くるみ幼稚園 萩原第一幼稚園

※㊎がついている施設は、土曜日など利用者が少なくなる時期について複数園で共同して預かりを実施している施設です。土曜日等は、別施設での預かりとなることがあります。

※０歳児の受入：入所希望月初日時点で記載された月齢を経過していれば受入可能です。

延長保育　：保育短時間の通常時間(保育所 8:30～16:30（土曜日は 8:30～12:00）)を超えての預かりのことです。

※特別支援保育：○は、集団保育にあたり配慮や支援が必要な児童の受入を行っている施設です。
（○印があっても、施設の受入態勢、条件等により受入できないことがあります。
くわしくは、33・34 ページをご確認ください。）

※連携施設　：地域型保育の卒園後、３歳児以降の進級先として、連携している施設となります。

※申込書等の希望保育施設の欄には、間違え防止のためできるだけ施設コードも記入してください。

施設名	（施設コード）	所在地	電話番号（048）	平日最大保育時間	土曜最大保育時間	０歳児の受入 延長保育	特別支援保育	連携施設
こうさぎ園となりの森	3028	弥生町 3-36	971-7929	7:30～19:00	7:30～18:30㊒	受入：生後６か月～ 延長：生後６か月～		越谷くるみ幼稚園 萩原第一幼稚園
アルタベビー越谷園(東口)	3039	弥生町 16-1 Bｼﾃｨ1F	971-9742	7:30～19:00	7:30～18:30㊒	受入：生後２か月～ 延長：１歳の誕生日～		大沢幼稚園 照蓮院さくら幼稚園
アルタベビー越谷西口園	3056	赤山本町 19-1	940-8552	7:30～19:00	7:30～18:30㊒	受入：生後２か月～ 延長：１歳の誕生日～		大沢幼稚園
モンクール.保育園越谷東口園	3030	柳町 1-43	940-8975	7:30～19:00	7:30～18:30	受入：生後４か月～ 延長：生後６か月～	○	大沢幼稚園 萩原第一幼稚園
しおどめ保育園越谷	3038	相模町 1-322-4	987-7070	7:00～19:00	7:30～18:30	１・２歳児のみ	○	精華幼稚園 レイクアスナロ幼稚園
西方保育室 ポコ・ア・ポコ	3048	西方 1-3379-2	940-6692	7:30～19:00	7:30～18:30㊒	受入：生後６か月～ 延長：１歳の誕生日～		越谷わかばの森こども園 わかばの森ナーサリー
レイクタウンフルール園	3052	ﾚｲｸﾀｳﾝ 1-28-4	967-5297	7:00～19:00	7:00～19:00	受入：生後６か月～ 延長：生後６か月～	○	松沢幼稚園
エンジェルハウスﾚｲｸﾀｳﾝ園	3040	ﾚｲｸﾀｳﾝ 2-15-11	940-2344	7:30～19:00	7:30～19:00	受入：生後２か月～ 延長：生後４か月～		精華幼稚園
モンクール.保育園ﾚｲｸﾀｳﾝ北口園	3027	ﾚｲｸﾀｳﾝ 2-10-22	961-8332	7:30～19:00	7:30～18:30	受入：生後４か月～ 延長：生後６か月～	○	精華幼稚園 あやの幼稚園 愛隣幼稚園 第二愛隣こども園
モンクール.保育園ﾚｲｸﾀｳﾝ南口園	3049	ﾚｲｸﾀｳﾝ 7-11-14	907-1242	7:30～19:00	7:30～18:30	受入：生後４か月～ 延長：生後６か月～	○	精華幼稚園 越谷わかばの森こども園 第二愛隣こども園 愛隣幼稚園
レイクタウンひなた保育園	3029	ﾚｲｸﾀｳﾝ 8-11-5	985-8878	7:30～19:30	7:30～19:30	受入：生後６週～ 延長：生後６週～		精華幼稚園
ﾚｲｸﾀｳﾝ保育室ポコ・ア・ポコ	3051	ﾚｲｸﾀｳﾝ 8-10-1	971-9996	7:30～19:00	7:30～18:30	受入：生後６か月～ 延長：１歳の誕生日～		越谷わかばの森こども園
キッズハウスクレヨンいちご組	3031	ﾚｲｸﾀｳﾝ 8-10-2 1F	973-7709	7:00～19:00	7:00～19:00	受入：生後２か月～ 延長：生後２か月～	○	精華幼稚園
キッズハウスクレヨンいるか組	3034	ﾚｲｸﾀｳﾝ 8-10-2 1F	961-8887	7:00～19:00	7:00～19:00㊒	受入：生後２か月～ 延長：生後２か月～	○	精華幼稚園
レイクタウンひまわり園	3035	ﾚｲｸﾀｳﾝ 5-11-6-101	973-7830	7:30～19:00	7:30～18:30	受入：生後２か月～ 延長：生後２か月～	○	精華幼稚園 あやの幼稚園
うららか保育園	3042	ﾚｲｸﾀｳﾝ 6-5-13	993-4715	7:30～19:00	7:30～18:30	受入：生後６か月～ 延長：１歳の誕生日～	○	さなえ幼稚園
ふぇありぃ保育園ﾚｲｸﾀｳﾝ・ﾄﾏﾄ園	3043	ﾚｲｸﾀｳﾝ 7-8-14	947-5698	7:30～19:00	7:30～18:30	受入：生後４か月～ 延長：生後４か月～		精華幼稚園
ふぇありぃ保育園ﾚｲｸﾀｳﾝ・ﾚﾓﾝ園	3044	ﾚｲｸﾀｳﾝ 7-8-14	947-7750	7:30～19:00	7:30～18:30㊒	受入：生後４か月～ 延長：生後４か月～		精華幼稚園
ふぇありぃ保育園ﾚｲｸﾀｳﾝ・みかん園	3054	ﾚｲｸﾀｳﾝ 7-8-14	947-5114	7:30～19:00	7:30～18:30㊒	受入：生後４か月～ 延長：生後４か月～		精華幼稚園

※㊒がついている施設は、土曜日など利用者が少なくなる時期について複数園で共同して預かりを実施している施設です。土曜日等は、別施設での預かりとなることがあります。

※０歳児の受入：入所希望月初日時点で記載された月齢を経過していれば受入可能です。
延長保育　　：保育短時間の通常時間(保育所 8:30～16:30（土曜日は 8:30～12:00）)を超えての預かりのことです。

※特別支援保育：○は、集団保育にあたり配慮や支援が必要な児童の受入を行っている施設です。
（○印があっても、施設の受入態勢、条件等により受入できないことがあります。
くわしくは、33・34 ページをご確認ください。）

※連携施設　　：地域型保育の卒園後、３歳児以降の進級先として、連携している施設となります。

各園のくわしい
情報はこちらから
「ここ de サーチ」 ➡

◆ 家庭的保育

※申込書等の希望保育施設の欄には、間違え防止のためできるだけ施設コードも記入してください。

施設名	(施設コード)	所在地	電話番号 (048)	平日最大保育時間	土曜最大保育時間	０歳児の受入 延長保育	特別支援保育	連携施設
よつば保育室	2001	大泊 690-49	971-3180	8:30～17:00	預かりなし	受入：生後３か月～ 延長：１歳の誕生日～		大袋わかばの森こども園
三和乳児園 **※新規受入停止中※**	2002	南越谷 3-1-55	964-5149	8:30～17:30	預かりなし	１・２歳児のみ		照蓮院さくら幼稚園
鈴木家庭保育室	2003	南越谷 3-5-22	962-6756	8:30～17:30	預かりなし	１・２歳児のみ		照蓮院さくら幼稚園

※０歳児の受入：入所希望月初日時点で記載された月齢を経過していれば受入可能です。
延長保育　：保育短時間の通常時間(保育所 8:30～16:30（土曜日は 8:30～12:00）)を超えての預かりのことです。
※特別支援保育：○は、集団保育にあたり配慮や支援が必要な児童の受入を行っている施設です。
（○印があっても、施設の受入態勢、条件等により受入できないことがあります。
くわしくは、33・34 ページをご確認ください。）
※連携施設　：地域型保育の卒園後、３歳児以降の進級先として、連携している施設となります。

◆ 事業所内保育

※申込書等の希望保育施設の欄には、間違え防止のためできるだけ施設コードも記入してください。

施設名	(施設コード)	所在地	電話番号 (048)	平日最大保育時間	土曜最大保育時間	０歳児の受入 延長保育	特別支援保育	連携施設
あおぞらたっち保育園	4003	大沢 3-15-13	940-6815	7:00～19:00	7:00～19:00	受入：生後６か月～ 延長：１歳の誕生日～	○	北越谷幼稚園 大沢幼稚園
Kids あいあい	4002	大里 729-1	940-1533	7:30～19:30	7:30～19:30	受入：生後６か月～ 延長：生後６か月～	○	ぶどうその幼稚園
すくすくキッズけいわ	4006	千間台西 2-11-14	978-0406	7:30～19:30	7:30～19:30	１・２歳児のみ	○	ぶどうその幼稚園
あいりんのおうち	4004	蒲生 3-8-53	940-3913	7:00～19:00	7:00～19:00	受入：生後６か月～ 延長：生後６か月～		愛隣幼稚園 第二愛隣こども園

※０歳児の受入：入所希望月初日時点で記載された月齢を経過していれば受入可能です。
延長保育　：保育短時間の通常時間(保育所 8:30～16:30（土曜日は 8:30～12:00）)を超えての預かりのことです。
※特別支援保育：○は、集団保育にあたり配慮や支援が必要な児童の受入を行っている施設です。
（○印があっても、施設の受入態勢、条件等により受入できないことがあります。
くわしくは、33・34 ページをご確認ください。）
※連携施設　：地域型保育の卒園後、３歳児以降の進級先として、連携している施設となります。

保育所・保育園

・保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする児童福祉施設です。

クラス年齢　⇒一覧参照

原則として０～５歳児（異なる園もあります）。

入園方法　⇒具体的には 21 ページ　指数は 57・58 ページ

市に申込み。指数順に利用調整し入園の可否や入園先を決定します。

利用に必要な認定　⇒具体的には 21 ページ

「教育・保育給付認定」の「保育認定（２号・３号）」

※両親共に「保育が必要な事由」が必要です。

※「保育標準時間」と「保育短時間」の認定があります。

保育標準時間　条件（就労の場合）就労時間が月１２０時間以上

保育短時間　条件（就労の場合）就労時間が月６４時間以上 保育標準時間未満

利用者負担額（基本の保育料）など　⇒具体的には 45～48 ページ

０～２歳児：収入に応じた保育料 ＋ 延長保育・時間外保育料 ＋ 実費徴収（園バックなど）

３～５歳児：延長保育・時間外保育料 ＋ 実費徴収（給食費、制服代など）

利用者負担額（基本の保育料）で利用できる時間

満１歳未満の保育時間に条件が付く施設があります。（⇒一覧参照）

預けたい時間区分にあわせて施設をお選びください。

※土曜日に開いていない施設や開所や閉所の時間が異なる施設、料金設定が異なる施設があります。

月曜日～金曜日　※保育標準時間か保育短時間かで料金設定が変わります

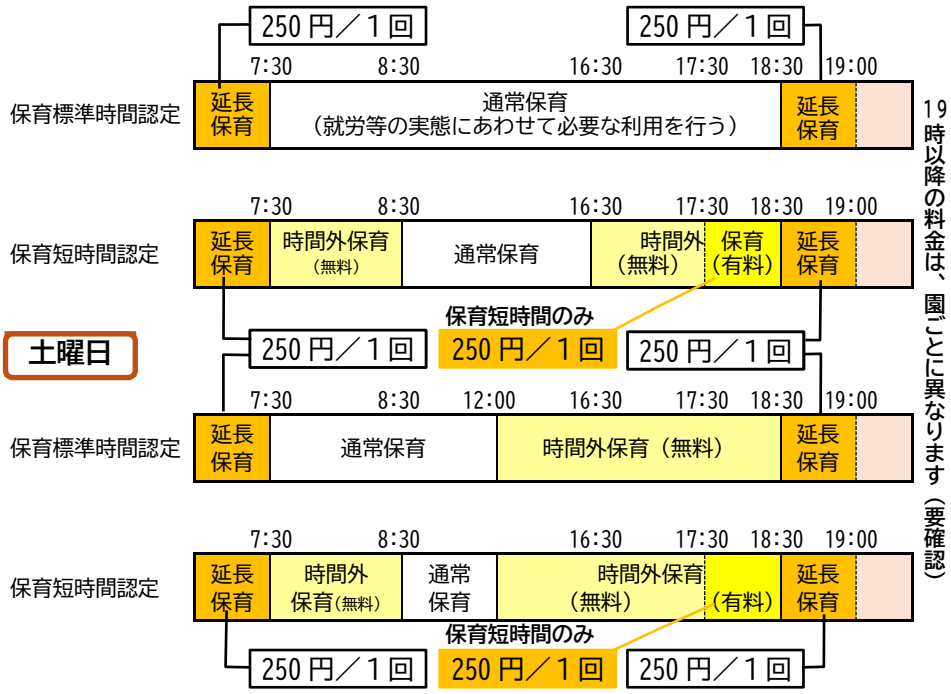

保育の方針や料金など、納得して申込いただくため、あらかじめ説明会への参加や見学をお願いします。

※延長保育料等の徴収に関するルールの詳細は、園がそれぞれ定めています。

越谷どろんこ保育園と越谷レイクタウンどろんこ保育園は、料金設定が異なります。
（延長保育・時間外保育（無料時間帯含む）とも５００円/３０分）
くわしくは園にご確認ください。

例 保育所・保育園の１日

給食

- 完全給食を実施しています。
- どの園でも、旬の食材やできるだけ多くの種類の材料を使用し、バランスのとれた食事に努めています。
- また、各園の創意工夫で、例えば「だし」は煮干や花かつおでとる、手作りおやつなど栄養バランスを考えた工夫や、野菜を育ててみんなで収穫するなど食育にも積極的に取り組んでいます。

※アレルギー等で食事制限の必要なお子さんには、除去食の対応も行っています。
（アレルギーの程度により対応できない場合もあります。あらかじめ希望施設に対応をご確認ください。）

※宗教上の理由で食事制限がある場合、給食の提供方法は、施設によって異なります。
（ご希望に添えない場合もあります。お弁当持参になる場合もあります。あらかじめ希望施設に対応をご確認ください。）

（献立例）

午前おやつ （0～2歳児クラス）	牛乳
昼　　食	かじきまぐろのオーロラソース和え、 野菜の和風和え、 （０～２歳児クラス）みそ汁
午後おやつ	フルーツのヨーグルトかけ、 せんべい、麦茶

ポイント

実際にお子さんを預かりする時間

- 実際の利用時間（時間外保育・延長保育の利用を含む）については、施設に「保育時間協議書」等を提出し、施設と協議を行うこととなります。
- 土曜日の利用は、原則として父母ともに保育が必要な状況（仕事･介護･看護など）であることが条件となります。

０歳児の延長保育

- お子さんの心身の発達状況から、１歳の誕生日を迎えるまで、「保育短時間の通常時間（8:30～16:30（土曜日は 8:30～12:00））」のみの預かりとしている施設があります。
- 当該施設に入所した場合、保育標準時間の認定を受けていても保育短時間の通常時間のみの預かりとなりますので、ご注意ください。

保育所・保育園の一覧

- 公立保育所は、越谷市が運営している保育所です。
- 私立保育園は、社会福祉法人等が運営している保育所です。
- 利用者負担（基本の保育料）は同額ですが、保育方針、行事内容、持ち物、給食費の金額などが異なります。

●公立保育所　※申込書等の希望保育施設の欄には、間違え防止のためできるだけ施設コードもご記入ください。

施設名	施設コード	所在地	電話番号（048）	クラス年齢	最大保育時間（）は土曜日	0歳児の受入 延長保育	特別支援保育	駐車場
蒲生保育所 ※令和13年度に移転する予定があります	01	蒲生寿町9-23	986-3942	1～5歳児	7:00～19:00		○	なし
大袋保育所	02	恩間150-3	976-2852	0～5歳児	7:00～19:00	受入：生後3か月～ 延長：1歳の誕生日～	○	
大相模保育所	03	大成町2-288-1	985-3040	0～5歳児	7:00～19:00	受入：生後3か月～ 延長：1歳の誕生日～	○	
桜井保育所	05	平方1349	974-0449	2～5歳児	7:00～19:00 (7:30～14:00)		○	なし
増林保育所	06	東越谷8-41-1	963-0089	0～5歳児	7:00～19:00	受入：生後3か月～ 延長：1歳の誕生日～	○	
深田保育所	09	下間久里318-1	975-1411	0～5歳児	7:00～19:00	受入：生後3か月～ 延長：1歳の誕生日～	○	
七左保育所	10	七左町1-184	988-7359	2～5歳児	7:00～19:00 (7:30～14:00)		○	なし
荻島保育所	12	南荻島330-1	975-6517	0～5歳児	7:00～19:00	受入：生後3か月～ 延長：1歳の誕生日～	○	
赤山保育所	13	赤山町4-2-11	965-3400	0～5歳児	7:00～19:00	受入：生後3か月～ 延長：1歳の誕生日～	○	なし
蒲生南保育所	14	南町1-10-20	985-0468	0～5歳児	7:00～19:00	受入：生後3か月～ 延長：1歳の誕生日～	○	
新方保育所	15	北川崎729-1	976-1494	0～5歳児	7:00～19:00	受入：生後3か月～ 延長：1歳の誕生日～	○	
大袋北保育所	16	袋山475-3	974-8591	0～5歳児	7:00～19:00	受入：生後3か月～ 延長：1歳の誕生日～	○	
宮本保育所	17	宮本町5-250-1	966-3468	0～5歳児	7:00～19:00	受入：生後3か月～ 延長：1歳の誕生日～	○	なし
登戸保育所	18	登戸町42-10	987-7518	0～5歳児	7:00～19:00	受入：生後3か月～ 延長：1歳の誕生日～	○	
赤山第二保育所	19	赤山町2-58-1	966-7266	0～5歳児	7:00～19:00	受入：生後3か月～ 延長：1歳の誕生日～	○	なし
蒲生第三保育所	20	蒲生2-13-9	987-6435	0～5歳児	7:00～19:00	受入：生後3か月～ 延長：1歳の誕生日～	○	
緑の森公園保育所	21	越ヶ谷2620-1	999-6100	0～5歳児	7:00～19:00	受入：生後3か月～ 延長：1歳の誕生日～	○	

※0歳児の受入：入所希望月初日時点で記載された月齢を経過していれば受入可能です。
　延長保育　　：保育短時間の通常時間(保育所 8:30～16:30（土曜日は 8:30～12:00）)を超えての預かりのことです。
※特別支援保育：○は、集団保育にあたり配慮や支援が必要な児童の受入を行っている施設です。
　（○印があっても、施設の受入態勢、条件等により受入できないことがあります。
　くわしくは、33・34 ページをご確認ください。）
※蒲生保育所、桜井保育所、七左保育所、赤山保育所、宮本保育所、赤山第二保育所には、駐車場がありませんので、車での送迎はできません。

各園のくわしい
情報はこちらから
「ここ de サーチ」 ➡

★私立保育園

※申込書等の希望保育施設の欄には、間違え防止のためできるだけ施設コードもご記入ください。

施設名	施設コード	所在地	電話番号（048）	クラス年齢	最大保育時間	０歳児の受入 延長保育	特別支援保育	３歳児以降の進級先
越ヶ谷保育園	52	越ヶ谷本町3-7	962-2526	0～5 歳児	7:00～19:00	受入：生後４か月～ 延長：１歳の誕生日～		
おおたけ保育園	54	大竹815-1	977-2497	0～5 歳児	7:00～19:00	受入：生後３か月～ 延長：１歳の誕生日～	○	
の～びる保育園	55	相模町2-63-3	985-7127	0～5 歳児	7:00～19:00	受入：生後４か月～ 延長：１歳の誕生日～		
の～びるこどもの家保育園	65	相模町3-220-1	990-7201	0～5 歳児	7:00～19:00 ㊐	受入：生後４か月～ 延長：１歳の誕生日～		
袋山保育園	57	袋山1956-1	975-8065	0～5 歳児	7:00～19:00	受入：生後４か月～ 延長：１歳の誕生日～		
第二越谷保育園	58	増森396-1	963-8212	0～5 歳児	7:00～19:00	受入：生後４か月～ 延長：１歳の誕生日～		
南越谷保育園	60	七左町1-347	990-5001	0～5 歳児	7:00～19:00	受入：生後４か月～ 延長：１歳の誕生日～		
越谷レイクタウンさくら保育園	63	ﾚｲｸﾀｳﾝ8-3-5	988-0861	0～5 歳児	7:00～19:00	受入：生後３か月～ 延長：１歳の誕生日～		
越谷レイクタウンさくら保育園　分園	68	ﾚｲｸﾀｳﾝ2-7-7	990-1811	0～5 歳児	7:00～19:00	受入：生後３か月～ 延長：１歳の誕生日～		
松沢保育園	64	谷中町2-88-4	972-6028	0～5 歳児	7:00～19:00	受入：生後６か月～ 延長：１歳の誕生日～		
越谷どろんこ保育園(平方)	67	平方3207-1	970-2280	0～5 歳児	7:00～20:00	受入：生後２か月～ 延長：生後２か月～	＊	
あぜがみりんご保育園	69	蒲生寿町1-28	985-2060	0～5 歳児	7:00～19:00	受入：生後４か月～ 延長：１歳の誕生日～	○	
埼玉東萌保育園	39	川柳町1-582-1	973-7461	0～5 歳児	7:00～19:00	受入：生後４か月～ 延長：１歳の誕生日～		
越谷レイクタウンどろんこ保育園	40	ﾚｲｸﾀｳﾝ5-15-5	972-4111	0～5 歳児	7:00～19:00	受入：生後２か月～ 延長：生後２か月～	＊	
第二おおたけ保育園	41	北越谷5-6-33	940-3517	0～5 歳児	7:00～19:00	受入：生後３か月～ 延長：１歳の誕生日～		
西大袋保育園	42	大竹818-3	940-8181	0～2 歳児	7:00～19:00	受入：生後４か月～ 延長：１歳の誕生日～		大袋幼稚園（希望者）
東大沢保育園	44	東大沢4-31-1	940-3037	0～5 歳児	7:00～19:00	受入：生後４か月～ 延長：１歳の誕生日～	○	
みずべこどもの家保育園	45	ﾚｲｸﾀｳﾝ6-11-4	967-5570	0～5 歳児	7:00～19:00	受入：生後４か月～ 延長：１歳の誕生日～		
にじの駅保育園	46	ﾚｲｸﾀｳﾝ4-4	940-2484	0～5 歳児	7:00～19:00	受入：生後３か月～ 延長：生後３か月～		
つぐみ保育園	47	ﾚｲｸﾀｳﾝ5-7-2	987-6667	0～5 歳児	7:00～19:00	受入：生後６か月～ 延長：生後６か月～		
つぐみ保育園　分園	43	ﾚｲｸﾀｳﾝ8-13-2	940-8885	0～2 歳児	7:00～19:00 ㊐	受入：生後６か月～ 延長：生後６か月～		つぐみ保育園（本園へ進級）
エンジェルハウス保育園	48	大沢4-10-2	973-7498	0～5 歳児	7:00～19:00	受入：生後２か月～ 延長：生後２か月～	○	
「こころの花」ほいくえんﾚｲｸﾀｳﾝ駅	49	流通団地4-115-5	971-8705	1～2 歳児	7:00～19:00		○	精華幼稚園 ﾚｲｸｱｽﾅﾛ幼稚園 越谷さくらの森

※㊐は、土曜日等共同保育を実施している施設です。土曜日等は、別施設での預かりとなることがあります。

※０歳児の受入：入所希望月初日時点で記載された月齢を経過していれば受入可能です。
　延長保育　　：保育短時間の通常時間（保育所 8:30～16:30（土曜日は 8:30～12:00））を超えての預かりのことです。

※特別支援保育：○は、集団保育にあたり配慮や支援が必要な児童の受入を行っている園です。
（○印があっても、施設の受入態勢、条件等により受入できないことがあります。
くわしくは、33・34 ページをご確認ください。）
＊越谷どろんこ保育園及び越谷レイクタウンどろんこ保育園については、運営事業者本部の独自基準による判断があります。

※駐車場の状況については、各園へお問い合わせください。

認定こども園（保育部分）➡ 「教育部分」は 35 ページ

- 認定こども園（幼保連携型認定こども園）とは、保育所機能と幼稚園機能の両方を一体的に提供するとともに、地域の子育て世帯向けの支援事業を実施する施設です。
- 幼稚園と保育所の機能をあわせもち、教育時間の間は、教育標準時間（１号）の児童と一緒に教育・保育を受けます。
- 教育時間のあと、保育認定を受けているお子さんは、保育所と同様の保育を受けます。

クラス年齢　⇒一覧参照

原則として０～５歳児（異なる園もあります）。

入園方法　⇒具体的には 21 ページ　指数は 57・58 ページ

市に申込み。指数順に利用調整し入園の可否や入園先を決定します。（※教育部分は園に申込）

利用に必要な認定　⇒具体的には 21 ページ

「教育・保育給付認定」の「保育認定（２号・３号）」

※両親共に「保育が必要な事由」が必要です。

※「保育標準時間」と「保育短時間」の認定があります。

保育標準時間　条件（就労の場合）　就労時間が月１２０時間以上

保育短時間　条件（就労の場合）　就労時間が月６４時間以上　保育標準時間未満

利用者負担額（基本の保育料）など　⇒具体的には 45～48 ページ

０～２歳児：収入に応じた保育料 ＋ 延長保育・時間外保育料 ＋ 実費徴収（園バックなど）

３～５歳児：延長保育・時間外保育料 ＋ 実費徴収（給食費、制服代など）＋上乗せ徴収

利用者負担額（基本の保育料）で利用できる時間

満１歳未満の保育時間に条件が付く施設があります。（⇒一覧参照）

預けたい時間区分にあわせて施設をお選びください。

※土曜日に開いていない施設や開所や閉所の時間が異なる施設があります。

月曜日～金曜日　※保育標準時間か保育短時間かで料金設定が変わります

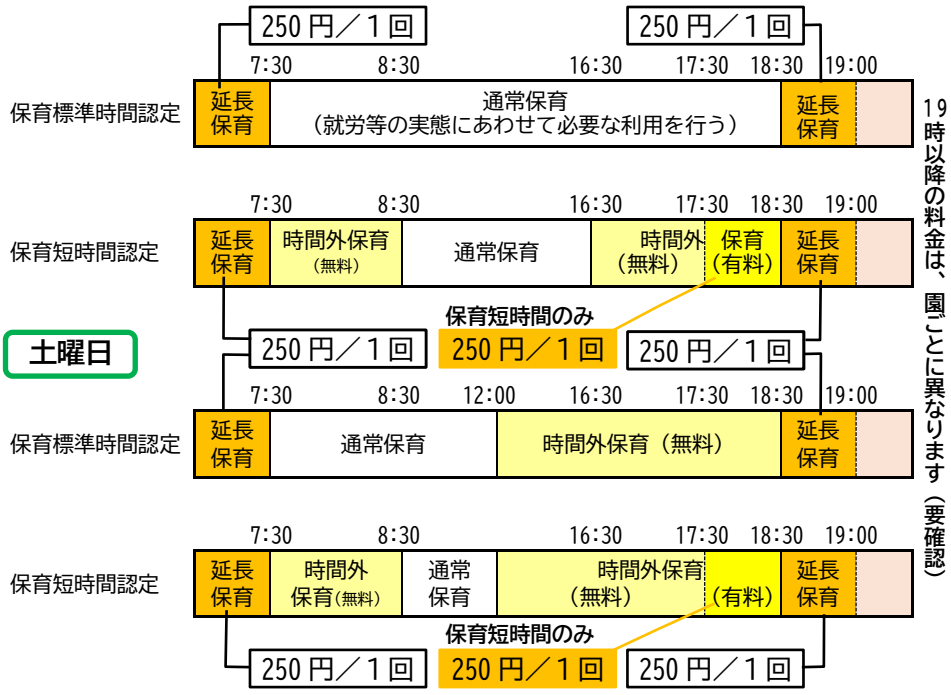

※延長保育料等の徴収に関するルールの詳細は、園がそれぞれ定めています。

教育・保育の方針や認定による違い、料金など、納得して申込いただくため、あらかじめ説明会への参加や見学をお願いします

例 認定こども園の１日

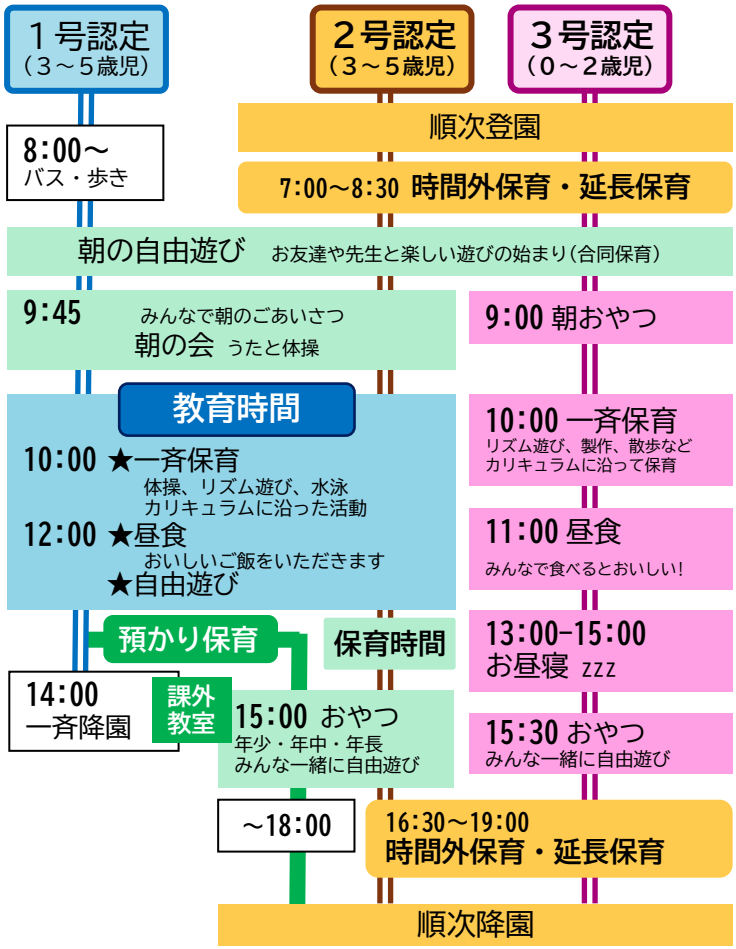

給食

- 完全給食を実施しています。
- どの園でも、旬の食材やできるだけ多くの種類の材料を使用し、バランスのとれた食事に努めています。
- また、各園の創意工夫で、例えば「だし」は煮干や花かつおでとる、手作りおやつなど栄養バランスを考えた工夫や、野菜を育ててみんなで収穫するなど食育にも積極的に取り組んでいます。

※アレルギー等で食事制限の必要なお子さんには、除去食の対応も行っています。（アレルギーの程度により対応できない場合もあります。あらかじめ希望施設に対応をご確認ください。）

※宗教上の理由で食事制限がある場合、給食の提供方法は、施設によって異なります。（ご希望に添えない場合もあります。お弁当持参になる場合もあります。あらかじめ希望施設に対応をご確認ください。）

ポイント

申込時の保育部分（２号）と教育部分（１号）の併願

- 教育部分・保育部分あわせて１つの施設ですので、両方の認定を受けることはできません。
- 申込時にどちらか選択し、申し込んでください。

上乗せ徴収

- 認定こども園では、３歳児以上になると、教育時間で認定を問わず同じ教育を受けます。
- このため、教育にかかる費用として、特別教育費などの上乗せ徴収があります。

実際にお子さんを預かりする時間

- 実際の利用時間（時間外保育・延長保育の利用を含む）については、施設に「保育時間協議書」等を提出し、施設と協議を行うこととなります。
- 土曜日の利用は、原則として父母ともに保育が必要な状況（仕事・介護・看護など）であることが条件となります。

０歳児の延長保育

- お子さんの心身の発達状況から、１歳の誕生日を迎えるまで、「保育短時間の通常時間（保育所の場合 8:30～16:30（土曜日は 8:30～12:00））」のみの預かりとしている施設があります。
- 当該施設に入所した場合、保育標準時間の認定を受けていても保育短時間の通常時間のみの預かりとなりますので、ご注意ください。

各園のくわしい
情報はこちらから
「ここ de サーチ」 ➡

認定こども園(保育部分)の一覧　⇒教育部分は３５ページ参照

※申込書等の希望保育施設の欄には、間違え防止のためできるだけ施設コードも記入してください。

施設名	施設コード	所在地	電話番号 (048)	クラス 年齢	最大保育時間 ( ) 内は１号認定の保育時間	０歳児の受入 延長保育	特別支援保育
認定こども園 わかばの森ナーサリー	30	新越谷 1-31-18	990-1983	0～5 歳児	7:00～19:00 ※１号認定なし	受入：生後６か月～ 延長：１歳の誕生日～	
第二愛隣こども園	31	川柳町 3-275-1	986-0318	0～5 歳児	7:00～19:00 (１号:7:30～18:00)	受入:生後３か月～ 延長：１歳の誕生日～	
認定こども園小牧	62	(保)大間野町 5-239-2 (教)大間野町 5-147-1	(保)985-0016 (教)985-4890	1～5 歳児	7:00～19:00 (１号:8:00～18:00)		
こばとの里こども園	32	神明町 3-246-3	964-5660	0～5 歳児	7:00～19:00 (１号:8:00～18:00)	受入:生後３か月～ 延長：１歳の誕生日～	
幼保連携型認定こども園 越谷さくらの森	33	増林 5987-1	(保)960-1301 (教)966-0301	0～5 歳児	7:00～19:00 (１号:7:00～19:00)	受入:生後６か月～ 延長：１歳の誕生日～	
認定こども園しらこばと幼稚園	34	袋山 631-3	977-8031	1～5 歳児	7:00～19:00 (１号:7:30～18:30)		○
認定こども園北越谷幼稚園	35	北越谷 3-2-18	976-5717	1～5 歳児	7:00～19:00 (１号:7:00～19:00)		
しらとりこども園	56	弥十郎 275-1	977-7131	0～5 歳児	7:00～19:00 (１号:7:30～18:30)	受入:生後３か月～ 延長：１歳の誕生日～	
認定こども園まどか幼稚園	61	平方 299-2	974-5435	0～5 歳児	7:00～19:00 (１号:8:00～19:00)	受入:生後６か月～ 延長：１歳の誕生日～	
認定こども園ぶどうぞの幼稚園	36	南荻島 4336-5	976-1972	1～5 歳児	7:00～19:00 (１号:8:00～19:00)		○
大袋わかばの森こども園	59	大杉 492-1	976-4880	1～5 歳児	7:00～19:00 (１号:7:30～18:30)		
越谷わかばの森こども園	37	南越谷 5-20-5	986-5645	1～5 歳児	7:00～19:00 (１号:7:30～18:30)		

※０歳児の受入：入所希望月初日時点で記載された月齢を経過していれば受入可能です。
　延長保育　　：保育短時間の通常時間(保育所 8:30～16:30（土曜日は 8:30～12:00）)を超えての預かりのことです。

※特別支援保育：○は、集団保育にあたり配慮や支援が必要な児童の受入を行っている園です。
（○印があっても、施設の受入態勢、条件等により受入できないことがあります。
くわしくは、33・34 ページをご確認ください。）

※駐車場の状況については、各園へお問い合わせください。

Q&A 保育施設と幼稚園等

Q１ 保育施設と幼稚園等、どちらに入園したらよいでしょうか？

Ａ１ 就労等の状況や目的に応じてそれぞれお考えください。ポイントの一例です。

保育施設	幼稚園等
□保育認定の条件を卒園まで維持することができる。 □保護者が父母共にフルタイム勤務等で、幼稚園の保育時間では預かり保育を利用しても対応できない。 □土曜日や夏休み等の長期休業期間も、長時間の保育が必要。	□幼稚園の教育を受けさせたい。 集団生活を体験させたい。 □保護者の就労状況が、預かり保育を含めた園の保育時間で対応ができる。 □土曜日は、自宅で保育できる。 □夏休み等の長期休業中は、入園先の預かり保育の内容で対応できる。

Q２ 保育施設と幼稚園等と併願はできますか？

Ａ２ パターンごとに異なります。 幼稚園等は入園金がかかるため注意が必要です。

パターンⅠ 保育所・認定こども園(保育) ⇔ 従来型幼稚園	・制度が異なる幼稚園のため、併願が可能です （従来型幼稚園…「施設等利用給付認定」 保育所・認定こども園…「教育・保育給付認定」）
パターンⅡ 保育所・認定こども園(保育) ⇔ 新制度幼稚園	・同じ教育・保育給付認定である「教育標準時間認定」と「保育認定」を並行して申請することはできませんが、幼稚園の入園申込は可能です。 ・保育施設も申込することをあらかじめ幼稚園等に伝え、了解を得た上で申込を行ってください。 ※幼稚園等は、入園内定と教育標準時間認定の申請は、別の手続です。 ※幼稚園等の了解を得られない場合、併願できません。
パターンⅢ Ａ認定こども園（保育） ⇔ Ｂ認定こども園（教育）	・Ａ認定こども園とＢ認定こども園は別施設のため、「パターンⅡ」と同様のパターンとなります。 ※幼稚園等の了解を得られない場合、併願できません。
パターンⅣ Ａ認定こども園（保育） ⇔ Ａ認定こども園（教育）	・認定こども園は教育部分と保育部分をあわせて１つの施設なので、１つの施設に２つの申込をすることはできません。 ・申込時にどちらかを選択する必要があります。 なお、保育部分に入園が出来なかった場合に、教育部分の定員に空きがまだあれば、教育部分に駆け込みで入園することは可能です。

併願をする場合のお願い

・保育施設と幼稚園等の両方に内定した場合、お子さん１人に対して２人分の枠を確保することとなります。
特に３歳児(年少)は、どこにも入れず「保留(入れない)」の結果となる方も少なくありません。
・このため、可能な限り早い時期に意思決定をし、入園しない施設の辞退手続を済ませてください。

１人でも多くのお子さんが入所できるよう、ぜひご協力をお願いします。

③ 保育施設の利用申込

●１号認定・２号認定・３号認定とは？
●保育標準時間・保育短時間とは？
保育施設を利用する上での重要事項です。

申込の流れの概要

■ 保育施設

「教育・保育給付認定」について（このページ） → 申込前の準備（23 ページ） → 必要書類（25 ページ） → 市に申込（27 ページ） → 入所内定後の流れ（29 ページ）

- ここからは、保育施設（保育所・保育園、認定こども園（保育部分）、地域型保育）の申込について説明していきます。
- 順を追って流れを確認しながら準備を進めましょう。

■ 事業所内保育（従業員枠）・企業主導型保育（地域枠）

- 利用に当たって、市が利用調整を行わない「事業所内保育の従業員枠」や「企業主導型保育の地域枠」についても、教育・保育給付認定の「保育認定」を受けることとなっています。
- これらに該当する利用をする場合、施設に教育・保育給付認定申請書等を提出することとなります。手続については、施設から案内されます。

子どものための教育・保育給付認定

■ 教育・保育給付認定とは

- 保育所・保育園、新制度幼稚園、認定こども園、地域型保育などの利用を希望する保護者の方には、利用（子どものための教育・保育給付）のための認定を受けていただきます。
- 次の３つの区分に応じて、施設などの利用先が決まっていきます。

<table>
<tr><th>認定区分</th><th>利用先</th><th>対象年齢</th><th>認定を受けるための条件</th></tr>
<tr><td>教育標準時間認定
１号認定</td><td>● 新制度幼稚園
● 認定こども園（教育部分）</td><td>満３歳以上
（満３歳の誕生日の前日から）</td><td>集団生活や幼稚園教育を希望する場合
（就労等の条件なし）
（⇒39 ページ参照）</td></tr>
<tr><td>保育認定
２号認定</td><td>● 保育所・保育園
● 認定こども園（保育部分）
● 企業主導型保育（地域枠）</td><td>満３歳以上
（満３歳の誕生日の前日から）</td><td rowspan="2">「保育が必要な事由（⇒次ページ参照）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
さらに！「保育認定（２号・３号）」は次のいずれかに区分されます
<table>
<tr><th></th><th>区分</th><th>就労時間等の基準</th></tr>
<tr><td>A</td><td>保育標準時間</td><td>月１２０時間以上</td></tr>
<tr><td>B</td><td>保育短時間</td><td>月６４時間以上
月１２０時間未満</td></tr>
</table>
※１２０時間の目安：週５日かつ１日６時間
➡ 保育時間に影響します（⇒7 ページ等）</td></tr>
<tr><td>保育認定
３号認定</td><td>● 保育所・保育園
● 認定こども園（保育部分）
● 地域型保育
● 企業主導型保育（地域枠）</td><td>満３歳未満
（満３歳の誕生日の前々日まで）</td></tr>
</table>

■ 保育認定（２号・３号）の事由

- 保育認定（２号・３号）については、保護者（父母）に次のいずれかの事由があり、常時（月６４時間以上（目安：週４日以上かつ１日４時間以上））保育が必要な状態にあることが必要です。
- 「集団生活を経験させたい」などの方は、１号認定となります。

保育が必要な事由		標準・短時間	認定期間・入所期間
就　労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む ※無収入の労働は、ボランティアと同義のため、就労とみなせません。	就労時間による ⇒前ページ「さらに！」参照	最長３年間（就学前） （認定は３年間だが、事由継続の場合就学前まで延長できる。以下同じ）
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合（就労内定を含む）	保育短時間 （就労内定の場合は就労予定時間による）	３か月 ※期限内に就労証明書が提出された場合は、最長で３年間（就学前）とする。
育児休業取得中の継続利用	育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合 ※新規入所の児童は該当しません。 （就労要件のときから利用を継続していることが必要です。利用していない期間があると、この要件につながりません）	保育短時間	産まれるお子さんが１歳を迎える年度の３月末（翌年度５歳児の場合は、就学前まで） ※期間経過後、５月１４日までに復帰した場合、最長で３年間（就学前）とする。 ※期間経過時に生まれた子の保育所等の４月入所申込をしたが入所できなかった場合は、「満２歳に達する年度の３月末まで」期間を延長する（ただし延長期間中も申込状態の継続が必要。再延長はできない）。
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	保育標準時間	出産前：出産予定月を基準に前２か月 出産後：出産日を基準に後８週の翌日が属する月末 以後継続したい場合は退所の上再申込
就　学	学校または職業訓練校に在学している場合	就学時間による（就労参照）	最長３年間（就学前） ※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで。
病気・障がい	病気、負傷、心身に障がいがある場合	保育標準時間： 利用調整の基準指数 18 以上 保育短時間： 利用調整の基準指数 4 以上 17 以下	
病人の看護等	同居の親族（長期間入院等をしている場合も含む）を介護又は看護している場合		
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	保育標準時間	
虐待・ＤＶ	虐待やＤＶのおそれがある場合	保育標準時間	
そ の 他	上記に類する状態にある場合	申請内容による	

※保護者がお子さんを保育できる場合は、認定を受けられません。
※事由によって認定期間が異なります。事由がなくなったときは、認定取消（退所）となります。
※認定期間中は「常時」を常に満たす必要があります。（例 毎月40時間程度の就労だが、ある月だけ64時間を超える→認定できない）
※出産予定日が次に該当する場合は、出産要件としての申込となります（移行の場合を除く）。
　４月入所の場合：３月１９日～５月１２日（翌月１４日までに職場復帰できない期間、労働基準法の就業禁止期間）

■ 教育・保育給付認定決定(変更決定)通知書・支給認定証

- 認定されていることを越谷市が通知する書類です。
- 保護者やお子さんの氏名、住所、認定区分、有効期間等が記載されています。
- 施設や事業所から提示を求められた際や、認定事項を変更する場合に必要となりますので、大切に保管してください。

※教育・保育給付認定決定通知書が届いても、施設の利用が決定したわけではありません。
　施設を利用できるかどうかの通知は、別途届きます。

教育・保育給付認定決定通知書

教育・保育給付認定申請について下記のとおり決定しますので、通知します。

記

児　童　氏　名	●●　●●		
支給認定証番号	０００００１２３４５６	児童生年月日	令和　６年１１月１２日
認　定　区　分	３号	保育必要量	保育短時間
認定有効期間	令和〇〇年　４月　１日から 令和　９年１１月１０日まで	保育を必要とする事由	就労

３号認定の場合、制度上、有効期間が**「満３歳の誕生日の前々日まで」**となります。
期限が近づいたら、職権による２号認定への変更を行います。

ステップ STEP1 申込前の準備

こどもが毎日過ごす場所のことだから…
申込書類を入手し、見学等をしながら、希望保育施設をしっかり選びましょう。
提出に必要な書類の中には、入手に時間がかかるものもあります。

申込書の入手

配布場所　●保育支援課
●保育所・認定こども園・地域型保育

配布開始時期　９月中旬から
ホームページでも公開します。
平日忙しい人は、保育施設で土曜日も配布しています。
（保育施設での配布は数に限りがあります）

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ番号
9027

施設の見学

入所したら、お子さんが毎日過ごす場所になるかもしれません。
公立保育所、私立保育園、認定こども園、地域型保育、
それぞれの個性や特色を見に行き、納得できる希望先を選びましょう。
※９月に全保育施設一斉見学会も行います

１か所だけしか希望保育施設を書かない方が多くいます。
しかし、指数順に利用調整を行う中で、あなたの順番にきたとき、希望施設がすでに埋まってしまった場合、「保留（入れない）」という結果になってしまいます。
この場合、「近くの他施設を書いていれば入れたのに…」という方が毎年います。
希望保育施設の数に制限はありません。代替案までよく検討し、通える範囲でなるべく多く希望しましょう。

相談

分からないことや心配なことがあったら、保育支援課にお問合せください。
窓口や電話で、担当職員や保育コンシェルジュが利用に関する相談を随時お受けしています。

保育コンシェルジュは、
公立保育所の所長経験者等です。
４月入所２次利用調整以降の、
お子さんの面接なども担当しています。

書類作成

必要書類は
25・26 ページ参照

空欄のないように記入しましょう。
※必要書類がたくさんあります。
特に、就労証明書など時間がかかる書類は、早めに勤務先に依頼しましょう。
提出時に保育支援課の職員がチェックしますので、まずは思うとおりに書いてみてください。
※何も書いていないと、提出まで時間がかかります…。

申請書類一式は一度提出すると写しの発行に別途お手続が必要です。
提出前にご自身でコピーをとっておくことをおすすめします。

申込へ

※申込には、指定期間があります。期間内に申込をしてください。
※原則、**郵送での申込は受け付けていません。**（お子さんの面接があるため）

※ DL 可は、市ホームページからダウンロードできます。

●入所日時点で越谷市に住所があることが前提となります（市外に住所がある(見込含む)の方は「広域入所」(32 ページ)参照）

申込(認定申請)の条件

状況によって条件を満たす必要があることも。
該当する場合は、よく確認しましょう。

■ ０歳児は「受入可能月齢」に注意

- 入所希望月初日に各施設が定めた受入可能月齢を経過していることが必要です。
- 施設一覧の「０歳児の受入」を確認して希望保育施設を書きましょう。

※令和９年(2027 年)４月入所の場合

施設が定めた受入可能月齢	生まれた日
生後３か月	令和９年１月　１日以前なら申込可
生後２か月	令和９年２月　１日以前なら申込可
生後６週間	令和９年２月１７日※以前なら申込可

※うるう年の場合は「２月１８日」となります。

■ 出生前のお子さんの申込は４月のみ可能

- 右記の「条件」を満たす場合、申込できます。
- ４月入所申込受付時に申し込んでください。(生まれる子の母子手帳を持参)

※誕生日が希望保育施設の受入可能月齢を過ぎてしまった場合、申込取消となります。

条件

- 希望保育施設の受入可能月齢（上の表参照）までに出産予定であること。(出産が早まる可能性がある場合も可)
- 令和９年５月１４日までに職場復帰すること。

※出産前のため**「仮受付」**です。出産後に、「**認定変更申請書** DL 可」で氏名・生年月日を届け出ることで正式な受付となります。**(お子さんの状況により、面接が必要な場合があります。)**

■ 転入予定者は入所希望月の前月末までに越谷市に住民登録が必要

- 転入に関する誓約書 DL 可と不動産売買契約書または賃貸借契約書のコピーの提出が必要です。

例 ４月入所を希望 ➡ ３月末日までに住民登録　※越谷市に直接申込と広域入所による申込が選べます(32 ページ参照)

■ 求職中でも申込可能

- 現在無職で、これから就労を希望する方も申込可能です。
- ただし、入所後原則**１か月以内に就労**し、**認定変更申請書** DL 可と**就労証明書** DL 可をご提出ください。

※入所翌月１５日までに提出しない場合、入所月から３か月で退所となります。

■ 育児休業中は職場復帰が条件

- 右表のとおり、**入所翌月１４日までの復職**が条件となります。
- 育児休業終了予定月より前に保育所等への入所を希望する場合、この条件を踏まえ申込前に職場とあらかじめ協議し、エントリーシートに署名してください。さらに、入所後に復職証明書で復職を確認します。

※育児休業給付金の延長申請をお考えの方は、４ページもあわせてご確認ください。

入所希望月	入所希望	
復 帰 日	月の１～１４日に復帰	月の１５日以降に復帰
入所希望可能月の条件	復帰月の前月から入所希望可能	復帰月から入所希望可能
具体例	5月13日復帰→4月入所から申込可	5月15日復帰→5月入所から申込可

例４月入所希望 ➡ ５月１４日までの職場復帰が条件

■ 転職や短い勤務になる場合は申込時の基準指数を下回らないことが必要

- 公平性の観点から、入所時点の就労等の状況が申込時の利用調整の基準指数を下回る場合、原則として退所となります。

※申込時から短い勤務等になることが分かっている場合は、その旨を就労証明書等に明記ください。

退職し介護等に保育認定の事由が変更となった場合

フルタイム勤務をしていたが、入所を機にパートタイム勤務に変えた場合

⬇

利用調整基準指数が同点以上の場合のみ入所継続可能

※ただし、０歳児で、利用施設の保育時間に制限がある（１歳の誕生日を迎えるまでは 8:30～16:30 の預かりに制限されている等）ため、やむを得ず短い勤務をする場合は、長い預かりができるようになった後に指数が戻る場合のみ、継続利用が可能となります。

■ 移行(転園)の場合の注意

●入所後、入所月の翌月分入所から移行の申込ができますが、必ず移れるわけではありません。
●一度移行が承諾された場合、いかなる理由があっても取消できず、元の施設に戻れません。

➡ **だから忘れずに！**

申込後に移行(転園)の意思がなくなったら、すぐ申込を取り下げてください！

申込の必要書類

一人ひとり、提出書類が異なります。確認しながら準備しましょう。
※DL可は、市ホームページからダウンロードできます。

申込児童１人につき１枚提出

きょうだい同時申込の場合 ➡ 就労証明書など証明書類は原本１部で、それ以外はコピーでも構いません

書類提出後は返却できません

手元にも書類が必要な方 ➡ コピー等をした上でご提出ください※控えとしてコピーを残しておきましょう

証明書類は発行から３か月以内のものを提出

提出日時点で日付が3か月以上経過 ➡ 就労証明書など、再度会社から証明を受けましょう

申込書類の記載事項に変更が生じたら届出を
保留となった場合でも、待っている間に状況が変わったら届出を。
確認できない場合、指数に反映できません。

① 申込書【全員対象】

☐ **申込書** DL可 （教育・保育給付認定申請書(兼)現況届（兼)特定教育・保育施設等利用等申込書）

☐ **マイナンバー記入用紙** DL可

※記入用紙に記載された「本人確認書類」コピーと記入用紙を指定封筒に入れ、申込書等と一緒にご提出ください。

※保育施設等利用申込または保育の認定の手続のため提出したことがある場合、再度の提出は不要です。

※児童ごとに１回提出が必要です。

※きょうだいで提出したが、本児分としては初めて提出する場合は、必ず提出してください。

＋ 育児休業延長を許容できる方は、上記の書類＋「育児休業に関する申出書」DL可をご提出ください。
※この場合、面接や就労証明書など、この欄より下の書類は省略可能です。ただし、転入予定者の「転入に関する誓約書」等は、提出必要です。
➡ 4ページ参照

※お子さん同伴でお越しください

☐ **母子健康手帳**
☐ **児童の状況シート** DL可
☐ **エントリーシート** DL可

母子健康手帳を確認しながら面接します。
（次の場合は、面接不要です。
・移行(市内認可保育施設を利用している方の転園申込)の場合
・「育児休業に関する申出書」を提出する場合）
「一斉受付の書類受付」時は、面接は別日程で行いますので、お子さんの同伴は不要です。

② 保育の必要性を証明する書類【全員いずれか必須】

就労(予定)している方	☐**就労証明書**(所定用紙) DL可 ※契約上の勤務時間や勤務実績に休憩時間を含めて記載できない場合、就労に関する規定や勤務時間一覧等を添付してください。
求職活動中の方	☐**求職活動状況報告書** DL可 ※活動していない場合、提出不要です
出産予定がある方	☐**母子健康手帳**（分娩予定日記載部分のコピー）
学校に在学中の方	☐**在学証明書と時間割表**
看護・介護をしている方	☐**介護状況申告書** DL可 ＋**必要な添付書類**（申告書参照）
病気の方	☐**診断書** ※保育ができないことが明記されている３か月以内のもの
心身に障がいのある方	☐**身体障害者手帳等**（氏名・等級記載部分のコピー）
その他	※上記に当てはまらない方。事前に保育支援課にご相談ください。

※証明書類

・父母および同居の祖父母は全員提出してください。

・同居者(祖父母等)が令和９年４月１日で６５歳以上の方は、就労証明書等の提出を省略できます。

③ 該当者のみ必要な書類

令和８年(2026 年)１月１日に越谷市に住所がなかった方 （１月２日以降に転入してきた方や単身赴任の方等）	□市区町村民税**課税(非課税)証明書**　（※税額控除の記載があるもの） ※４～８月入所は**令和８年度**のもの ９～３月入所は**令和９年度**のもの ●「令和８年度(2026 年度)」は令和７年(2025 年)中の所得です。 令和８年度課税(非課税)証明書 →令和８年(2026 年)１月１日時点の住所地の役所で発行 ●扶養範囲内の方も必ず提出ください ※母が父を配偶者扶養控除の対象にしている →父母共に課税(非課税)証明書の提出が必要
さらに → 転入予定の方	□**転入に関する誓約書** DL 可 □住所や転入時期が確認できるもの(**不動産売買契約書**または**賃貸借契約書**)のコピー
さらに → 国外に住所があった方	□**年間収入申告書** DL 可
生計中心者が失業している場合 (※自発的失業を除く)	□**前職の離職票**
父母の一人が単身赴任等で長期不在の場合(※離婚等は除く)	□**不在期間や理由を証明するもの** （赴任先が関東の場合は会社による証明必須）
里親の場合	□**里親であることを証明するもの** （児童相談所発行の里親委託決定通知書、措置変更通知書など）
夫婦関係調整調停中の別居の場合 (※住所が別であることが必要)	□**調停中であることが分かるもの(裁判所発行)**のコピー 夫婦関係調整調停中 かつ 別居している(住民票の住所が別)場合などを除き、利用者負担額(保育料)の算定上、不在者を含め計算します。 （不在者を含める場合は、不在者の就労証明書等も必要です。）
生活保護受給者	□新規受給者：**受給証明書** 更新した方：**受給証**のコピー
在宅障がい者がいる場合	□**その方の手帳**（氏名・等級記載部分）のコピー
就労等と併せて、同居の家族(要介護度３以上)を保護者が月 64 時間以上介護している場合	□**介護状況申告書** DL 可 ＋**必要な添付書類**（申告書参照）
保護者が外国籍の場合 （両親とも外国籍の場合、両親分必要）	□**在留カード**のコピー**（両面）** 在留資格が「特定活動」の場合、特定活動の指定書のコピーも必要です。 また、就労・求職活動を理由に申込を行う場合、利用申込日時点で、就労許可が下りていることが確認できる在留カードの提出が必要です。
保育士(保育教諭)として月120時間以上の勤務をしている場合	□**保育士証**のコピー(取得予定の場合は、指定保育士養成施設卒業見込証明書) ＋(市内対象施設勤務者のみ) **保育士等就労に関する誓約書** DL 可
申込児童が認可外保育施設等に通っている場合 申込児童のきょうだいがプラス保育幼稚園のプラス保育枠を利用している場合 (利用内定の場合を含む)	□**保育室等在園証明書**(所定用紙) DL 可 保育施設等の入所月まで利用し続けていることが前提となります。 いったん退所された場合は適用されません。

マイナンバー記入用紙を提出した場合、課税(非課税)証明書の提出は不要です！
※提出後の処理の結果、課税証明書等の提出をお願いする場合があります。
（担当者から連絡があります）

※上記以外に児童の状況等により追加資料を求めることがあります

提出書類に虚偽があった場合、入所決定を取り消します。
（入所後の場合は、退所となります）

ステップ STEP2 申込から結果まで

準備ができたら、申込書の受付です。受付期間に市役所に提出します。（原則、郵送不可）
移行（転園）以外の方は、お子さんの面接も行います。
面接の結果、集団保育にあたり配慮が必要と判断された場合、希望月からの申込ができない場合があります。

申込の流れ

1 申込　お子さんの面接と、書類の受付を行います。

「面接＋書類受付」が必要（一斉受付の場合、「面接」「書類受付」とも事前予約必要）

一斉受付については、お子さんの面接後、別日に行う書類受付時に書類を提出して、「手続完了」となります。面接を済ませていない場合、原則、書類受付できません。

一斉受付の一次受付のみ、面接を一部省略できます。

面接を省略できるのは、令和８年６月２日以降に生まれたお子さんですが、**次に当てはまる場合は、面接が必要**です。

- ☐ 疾患、障がいがある。
- ☐ 直近の健診（１か月健診、４か月健診等）で指摘があった。
- ☐ 医療機関を定期的に受診している。（経過観察中など）
- ☐ 健康や発育・発達に関して、気になることや、医療機関に相談していることがある。
- ☐ 未熟児養育医療給付を受けている。
- ☐ 令和８年度入所（令和９年１月～令和９年３月入所）も一緒に申し込む

※「育児休業に関する申出書」を提出する方は、面接不要です。

「市内移行申込」の方は、書類受付のみ

「移行」とは、保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育を利用中の方が転園することです。
ただし、次の場合は面接が必要です。

◆市外からの転園　◆事業所内保育の従業員枠　◆認定こども園１号認定で他園も希望

※認可外保育施設は「移行」対象外

●４月入所　**面接と書類受付には、事前予約が必要です！**

面接　書類受付

※事前予約なしでも受付可能ですが、予約の方を優先とします。
※受付状況などにより受付の順番が前後することがあります。
※会場には、できるだけ公共交通機関でお越しください。
※会場が狭いため、安全上ベビーカーでの入場ができない場合があります。

申込区分	受付日程（一斉受付は令和８年）	会場	受付時間
一斉受付	Step1 面接　10月　15日（木）・16日（金）・17日（土）・19日（月） 持ち物：●児童の状況シート（記入済のもの）●母子健康手帳（忘れずに！）	越谷市役所（エントランス棟3階）	9:00～12：00、13：00～15:30 お子さんと一緒に来る（面接省略可能な方以外）
	※「育児休業に関する申出書」を提出する方や市内移行申込の方は面接不要です。 ※母子手帳持参が必須です。忘れた場合は面接ができません。 ※市役所保育支援課窓口では受付できません。		市内移行申込の方は、別日程での受付も行います（対象者に通知します）
	Step2 書類受付　11月　6日（金）・7日（土）・9日（月）・10日（火）・11日（水）・12日（木）	越谷市役所（エントランス棟3階）	9:00～12：00、13：00～16：30（12日のみ16：00まで） お子さんの同伴不要
	※書類受付はお子さんの同伴不要です。　市役所保育支援課窓口では受付できません。		
２次受付	12月1日（火）～令和９年２月10日（水）	保育支援課（市役所第二庁舎２階）	平日 8:30～17:15 お子さんと一緒に来る（書類受付時にお子さんの面接実施）
３次受付	令和９年２月15日（月）～２月26日（金） ３次受付は、市外からの「令和９年１月以降の転入者」のみ受付。当該児童のみで利用調整します。		

●５月～３月入所

受付日程	会場	受付時間
入所希望前月の５日まで（土日祝日にあたる場合は翌開庁日） ※原則、入所希望前々月１日から受付（ただし１～３月入所分は一斉受付で提出可）	保育支援課（市役所第二庁舎２階）	平日 8:30～17:15 お子さんと一緒に来る（書類受付時にお子さんの面接実施）

2 利用調整

市が利用調整基準（⇒57・58 ページ参照）に基づき「指数」を付け、**指数の高い児童から**入所先をあっせんします。あわせて、保育認定を行います。

※審査に必要な場合、市が勤務先等に電話等で調査・確認することがあります。

クラス年齢別に市内全体で**指数の高い順**に並べる → 指数の高い順に内定 → あなたの順番で**希望順位と空き状況を確認** → **希望順位の高い保育施設に決定**

例　第３希望と第５希望に空きがある
↓
希望の高い第３希望の施設に決定

※空きがない場合は**「保留」**となります。

ポイント

- 記入しなかった園には案内できない
  指数を過信して希望先を書かなかったために保留となり、結果が届いてから、「あの園も書いておけばよかった…」と後悔している方が毎年見受けられます。
- 「第１希望だから有利」ということはない
- 希望する順番に書く
  地域型保育や認定こども園も対象です。
  通える範囲でなるべく多くの施設をご記入ください。
  ※毎月の受入可能状況は、ホームページに掲載します。
  ４月の受入予定数は、一斉受付から公表します。

受入可能状況はこちらのページから　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ番号 9022

※掲載されている情報で空きがなくても、在園児の転園等により募集となる場合があります。
希望する施設に空きがない場合でも、申込書には希望する施設をご記入ください。
（記入しなかった施設には、空きが出ても、案内できません。）

※希望保育施設は正確に記入し、できる限り「施設コード」も記入してください

3 結果

入所できる・できないにかかわらず全員に**郵送**します。保育認定の結果も同時に通知します。

- **通知内容　次のⒶⒷどちらか ✚「保育認定の結果通知」が届きます。**

Ⓐ 承諾＝入所できる ➡ **「入所内定後」に進む**（⇒29 ページ参照）

Ⓑ 保留＝入所できない ➡ 幼稚園(3 歳以上)や認可外保育施設をご検討ください。

保留の場合、再申込しなくても、令和１０年(2028 年)３月（出産理由の場合を除く）まで月１回利用調整を行い、入所可能な場合のみ通知します。

４月入所の一斉受付で申し込んで保留となった場合、自動的に「２次利用調整」にかかります。申込取下げ等で空きが生じた施設を対象に、２次受付からの申込児童を含め利用調整を行います。（一斉受付保留者は入れる場合のみ通知）

※一度申し込んだ方も、令和１０年４月入所以降は改めて申込が必要です。

- **通知時期**

４月入所	●一斉受付分　**２月上旬** ●２次受付分　３月上旬 ●３次受付分　３月中旬
５月以降	入所希望前月の下旬（２０日過ぎ）

ステップ STEP3 入所内定後

入所が内定したあとも、入所日に向けて準備があります。流れを確認しておきましょう。

承諾

※郵送で届きます

健康診断

所定用紙で医療機関を受診します。
※集団生活が不可能と判断された場合、入所内定取消となります。

説明会 & 契約

（認定こども園・地域型保育のみ契約）

●施設で入所後の生活や持ち物など重要事項に関する説明を行います。
※日時は入所内定時に添付
●認定こども園と地域型保育では、施設と契約を締結します。

入所式

●入所月の１日付けで入所です。
●お子さんと一緒に施設に登所します。

慣れ保育

入所式の翌日から、入所当初の一定期間は保育時間が短くなります。
〇期間（公立保育所の場合。施設により多少異なります。）

０～２歳児	７日間（他の施設からの移行の場合４日間）
３～５歳児	５日間（他の施設からの移行の場合３日間）

※お子さんの状態により、もう少し時間がかかることがあります。

お子さんが保育施設で集団生活を過ごすには少しずつ慣れる時間が必要です！

通常保育

利用者負担額（45～48 ページ参照）は、入所月の上旬までに通知を郵送します。

延長保育や時間外保育を希望する方は、入所施設に「保育時間協議書」を提出し、協議します。
※１歳の誕生日を迎えるまで、保育短時間の通常時間のみの預かりとなる施設があります。

■ 持ち物

入所内定後に、各自でそろえていただくものがあります。
年齢や施設によって若干異なります。
くわしくは、入所説明会または入所後、各施設でご確認ください。
（例）公立の場合　※私立は施設ごとで異なります。

共　通	０～２歳児クラス（乳児）	３～５歳児クラス（幼児）
手さげ袋（汚れ物袋）	ふとん（カバー、バスタオル２枚、毛布含む）	お昼寝用ベッドの掛布団(毛布)
下着（ランニングまたは半袖のシャツ）	おむつ、おしりふき	敷きマット、通園かばん
着替え上下（３組ぐらい）	おしぼりタオル	はし、コップ
	お食事エプロン、外靴	手拭用タオル、うわばき

入所後の注意

DL 可は市ホームページからダウンロードできます

■ 継続して「保育認定」が必要です

保育施設に継続して入所するには、継続して保育の必要性の認定（⇒21 ページ参照）が必要です。
入所後、保育認定の事由がなくなり、認定取消となったときは退所となります

■ 申込書類の記載事項に変更が生じた場合は届け出が必要です

申請（届け出）が必要な場合

●家族構成が変わったとき
●生活保護が受給開始（廃止）されたとき
●障害者(療育)手帳の交付を受けた(返還又は却下等された)とき
●出産することとなったとき
●離職したとき・転職したとき
●勤務場所や勤務時間が変更となったとき
●復職が決まったとき
※下の子の保育施設への「入所内定」や「入所保留」に伴い状況が変更となる場合も忘れず手続を！
●区分(短時間・標準時間)を変更したいとき
●その他、申請書類に変更が生じたとき

提出するもの

●認定変更申請書(兼)内容変更届 DL 可
※添付資料が必要となる場合があります。(変更届に書いてあります。)
※市外に転出する場合は、転出先の申請書で再認定が必要となります。
※認定は月単位。認定を変更する場合は前月中に手続が必要です（原則としてさかのぼらない）

提出先　利用している施設 または 保育支援課へご提出ください。

受付場所	締切
保育所等での受付	変更希望の前月２０日（土日祝の場合は次の平日）
保育支援課での受付	変更希望の前月末日

※４月からの変更を希望される場合は、上記と別の期限となります。

■ 離職した場合(「保育短時間」となります)

速やかに変更届を提出します。
その上で、原則１か月以内に就労し、その翌月１５日までに就労証明書を提出すれば入所継続できます。
※保育が必要な事由は、「その他（求職活動）・**保育短時間**（期間**３か月**）」となります。
※認定期間内に就労を開始し、かつ、就労開始を示す就労証明書が提出できなければ、退所となります。

【例】

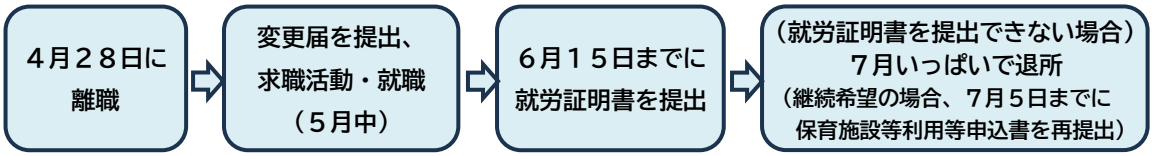

■ 退所する場合は早めに退所届を

保育施設を退所する場合は、退所届（(兼)認定辞退届）を施設に提出します。
あらかじめ分かっている場合、**退所する４５日前までに手続を！**

申込から入所内定後まで Q&A

保育認定の申込について

月 48 時間(週３日・１日４時間)の仕事をしています。申込できますか？

できるが入所後勤務を増やす

常時（月６４時間以上）保育が必要な状態にある必要があります。申込はできますが、基準を満たさないため、入所後、勤務日数を増やすなどして「常時」を満たしてください。

４月１５日に出産予定です。上の子の４月入所申込はできますか？

出産要件(期間限定入所)で申込可能

できます。ただし、出産予定日が３月１９日～５月１２日の場合、出産休暇中であっても出産要件としての申込となり、期間後も継続したい場合は退所のうえ、再申込となります。(移行の場合を除く)

育児短時間勤務を利用する予定です。利用調整の指数はどうなりますか？

終期が明記されていれば正規の勤務時間による指数となる

時短取得期間の終期が明記されている場合は、正規の勤務時間による指数となります。

終期を明記せずに育児短時間勤務を取得した場合、取得後の勤務時間等による指数となります。

現在は月 160 時間(月 20 日８時間)以上働いていますが、最近３か月は月 80 時間(月 10 日 8 時間)程度でした。基準指数は 20 点になりますか？

160 時間以上の就労を常態とする場合に 20 点となります。

この場合は、「月 80 時間以上月 100 時間未満」の指数となります。

転職予定です。利用調整の指数はどうなりますか？(育児休業取得中だが復職を機に転職する場合含む)

育児休業中です。同じ会社に復職しますが、復帰前のフルタイム勤務から短い勤務(育児短時間勤務ではない)に切り替えたいと思っています。可能ですか？

指数が同点以上であれば OK。下がるのが分かっているならその旨を明記 (下がった指数で利用調整)

公平性の観点から、入所時点の就労等の状況が申込時の基準指数を下回る場合、原則として退所となります。退職し介護等に入所資格が変更となる場合も、指数が下がる場合は退所となる場合があります。

短い勤務等になることが分かっている場合は、その旨を就労証明書等に明記してください。下がった指数で利用調整を行います。

なお、０歳児で、利用施設の保育時間に制限がある（１歳の誕生日を迎えるまでは 8：30～16：30 の預かりに制限されている等）ためやむを得ず短い勤務をする場合は、長い預かりができるようになった後に指数が戻る場合のみ、継続利用が可能となります。

希望の保育施設に入れなければ、育児休業の延長も検討しています。どうすれば保留通知がもらえますか？

４ページを参照。

「希望する特定教育・保育施設等」欄に施設コードは必ず記入が必要ですか？

必須ではないができる限り記入をお勧めします

似た名前の施設が市内にいくつもあります。利用調整先の誤り防止のためにも、「●●保育園(30XX)」のような形で保育施設コードの記入をお勧めします。

保育施設の入所後について

第２子以降を出産することになった場合、継続入所できますか？

育児休業を取得する場合は、原則満１歳を迎える年度の３月末まで。

退職する場合、「出産」要件期間後に就労が必要

次のときに継続入所が認められます。ただし、育児休業中は、保育短時間認定に切り替わります。

●出産休暇及び育児休暇を取得する場合	産まれるお子さんが満１歳を迎える年度の３月末まで（入所児童が翌年度５歳児の場合は、就学前まで）継続入所ができます。 ※育児休業法に基づく休暇の取得に原則限ります（口頭での約束や退職扱いは不可） ※期間経過時に生まれた子の保育所等の４月入所申込をしたが入所できなかった場合、「満２歳に達する年度の３月末まで」期間を延長（ただし延長期間中も申込状態の継続が必要。再延長はできない）
●出産予定月を基準に前２か月・出産月を基準に後８週の間に退職する場合	出産要件に切り替わり、出産月から後８週の翌日が属する月末までは継続入所が認められます。その後、入所資格を再変更して継続入所したい場合、１か月以内の就労が必要です。

２歳児までの地域型保育に入所した場合、３歳児以降はどうなりますか？

他の保育施設に移行することや、幼稚園等に行くことが考えられます。

他施設に移行したい場合は、改めて移行の申込が必要となります。この場合、指数による利用調整を行いますので、必ず移れるわけではありません。なお、地域型保育によっては連携施設の幼稚園等に優先して入園できます（※設定されている場合）。

また、幼稚園の預かり保育も充実しており、お子さんが幼稚園の教育を受けながら就労と両立している方も増えています

広域入所

越谷市外に住所がある方や、越谷市外の保育施設に入所したい方の手続です。

〔対象施設〕保育所・保育園、認定こども園(保育部分)、地域型保育　※幼稚園や認定こども園(教育部分)は園に申込み

■ 手続方法　下表を確認のうえ、ご自身の状況（①～④）に合わせて、手続きを行ってください。

他市区町村に住所があるが越谷市の保育施設に入りたい	越谷市への転入が決まっている方※	①　転入が決まっている方の手続き
	越谷市への転入予定なし	②　**受託**の手続き
越谷市に住所があるが他市区町村の保育施設に入りたい	越谷市から転出予定なし	③　**委託**の手続き
	越谷市から転出が決まっている方	④　転出協議

※「**入所先が決まったら転入する**」方は、転入予定者とみなしません（②受託の手続きとなります）。

① 越谷市への**転入が決まっている方**の手続き

越谷市へ**直接申込**（※申込方法及び申込期限は 27 ページ参照）

- 住所のある市区町村を経由して越谷市へ申し込むこと（転入協議）も可能です。住所のある市区町村が転入協議を行っているか、事前にご自身でご確認ください。
- 転入予定の方は、入所できる・できないにかかわらず、入所希望月前月末までに越谷市への住民登録とお子さんの面接（母子手帳持参）が必要です。面接の結果によっては、入所内定が取消しとなる場合があります。

必要書類

越谷市様式の必要書類一式（※25・26 ページ参照）に加え「転入に関する誓約書DL 可」と「住所や転入時期が確認できるもの（不動産売買契約書または賃貸借契約書のコピー等）」の提出が必要です。

② 越谷市外在住者の**受託**の手続き

住所のある市区町村へ申込

- 越谷市から転出する方のうち越谷市内の保育施設に入所中の方が「転出前（越谷市）の保育施設に通い続けたい」場合も、この「受託」の手続きが必要です。なお、各月２日以降に転出した場合は、受託手続きなしでその月の末日まで通うことができます。
- 市外住民として越谷市内の保育施設に入所した場合、承諾期間は「年度末まで」となります。次年度も継続して入所したい場合は、４月入所一斉受付の期限までに改めて受託の手続きをしてください。
- 新規申込で承諾となった場合、入所希望月前月末までにお子さんの面接（母子手帳持参）が必要です。面接の結果によっては、入所内定が取消しとなる場合があります。

申込期限　※住所のある市区町村への提出期限は、住所のある市区町村にご自身で確認してください。

入所希望月		越谷市への到達期限
４月入所	一斉受付 継続申込のみ	令和８年１０月３０日(金)まで
	２次受付	令和８年１２月　１日(火)から 令和９年　２月　５日(金)まで
５月以降入所		入所希望前々月末日まで （土、日、祝日にあたる場合は前開庁日）

※４月入所の新規申込は、２次からのみ受け付けます。

必要書類

① 住所のある市区町村様式の必要書類一式

② 〔新規申込のみ〕市区町村民税**課税(非課税)証明書**（※税額控除の記載があるもの、４～８月入所は令和８年度のもの、９～３月入所は令和９年度のもの）

③ 越谷市民の**委託**の手続き

越谷市へ申込

- 越谷市へ転入してきた方のうち他市区町村の保育施設に入所中の方が「転入前（他市区町村）の保育施設に通い続けたい」場合も、この「委託」の手続きが必要です。なお、各月２日以降に転入した場合は、委託手続きなしでその月の末日まで通うことができます。
- 勤務先がある場合や里帰り出産の場合など、市区町村によって条件や必要書類、申込期限が異なります。希望保育施設のある他市区町村にご自身で確認のうえ、越谷市で必要書類を提出してください。なお、申込書類は越谷市様式を用いてください。

申込期限

市区町村によって異なる（希望保育施設のある市区町村の保育担当課にご自身で確認）

※越谷市への提出は、希望保育施設のある市区町村が指定する期限の１０日前まで

必要書類

① 越谷市様式の必要書類一式（※25・26 ページ参照）

② 「広域入所(委託)用保育施設利用エントリーシート DL 可」

③ 他市区町村が定める必要書類（希望保育施設のある市区町村の保育担当課にご自身で確認）

④ 転出協議

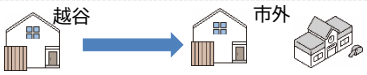

越谷市へ申込（要確認）

- 転出先市区町村が認めた場合に限り、転出**前**に転出先市区町村にある保育施設の入所申込を越谷市で行うことができます。事前にご自身で転出先市区町村の保育担当課にご確認ください。
- なお、一般的に、入所希望月の前月末までに**転出先市区町村への住民登録**と**転出先市区町村の保育担当課での手続**を済ませる必要があります。

申込期限&**必要書類**

市区町村によって異なる（転出先市区町村の保育担当課にご自身で確認）

※越谷市への提出は、転出先市区町村が指定する期限の１０日前まで

特別支援保育（障がいや発達の遅れ等で配慮が必要なお子さんの入所）

- 教育・保育給付認定の保育認定（⇒21 ページ参照）があり、障がいや発達に遅れ等のある集団保育が可能なお子さんを対象に、「特別支援保育」を実施しています。（対象は、越谷市民のみです。）
- 受入できる施設は、一覧をご確認ください。
  ※看護師の配置状況は、施設により異なります。
  くわしくは直接施設にお問い合わせください。
- 医療的ケアが必要な場合、入所受付は、原則として４月１次受付のみとなります。

- 越谷市における特別支援保育は、「療育手帳をもっているか」、「診断名がついている（疾患がある）か」といった点だけではなく、「お子さんそれぞれの状況を考慮し、集団生活において特別な配慮を必要とするかどうか」という点で実施の判断をしています。
- なお、申込の段階では、特別支援保育の対象となるかどうかはわかりません。
- 以下の手続をとおして、医師や発達支援の専門職などから意見を伺いながら、お子さんにとって特別支援保育対象となることが望ましいのか、どのような支援が必要か等について総合的に検討した上で、判断をさせていただいています。

■ 手続の概要（「４月入所希望の場合」と「５月以降に入所を希望する場合」は、受付期間や申込締切日が異なります）

仮申込（入所相談）

保育支援課へ電話または窓口にてご相談ください。その際、お子さんの状況や体験入所（保育観察）の希望日をお聞きします。翌月までの予定が分かるものをご準備ください。
※４月１次申込：９月上旬(以後は、保育支援課に電話にてご相談ください。）
年度途中申込：入所希望月の前々月５日まで（土日祝にあたる場合翌開庁日）

特別支援保育のホームページはこちら

電子申請　４月入所の仮申込について、９月上旬に電子申請による受付も行います。詳細は８月上旬から越谷市ホームページと広報こしがやでお知らせします。

体験入所（保育観察）

公立保育所で半日程度（９時から昼食まで）過ごし、集団の中のお子さんの様子を見せていただきます。すでに市内の認可保育施設に入所しているお子さんの場合は、保育コンシェルジュ等が入所施設へ訪問し、お子さんの様子を観察させていただきます。

本申込（申込書等の提出）

市役所で申込書や必要書類（⇒25・26 ページ参照）を提出します。
※申込を忘れた場合、先の手続に進むことができません。

※加えて、主治医の意見書の提出をお願いする場合があります。
※医療的ケア児として利用を申込み、公立保育所以外を希望する場合は、希望施設（直接事前予約が必要）で、事前にお子さんと一緒に面談が必要です。面談後に施設から面談シートを受け取り、申込書に添付してください。

特別支援保育検討会議

医師や発達支援の専門職などを交え、面談を行い、特別支援保育対象となることが望ましいのか、お子さんの支援の必要性を検討し、特別支援保育対象の可否を決定します。
すでに入所しているお子さんの場合、検討会議への参加は不要です（書類にて検討させていただきます）。

利用調整

特別支援保育検討会議の検討等をもとに、最終的なお子さんの支援の必要性を決定し、各施設の受入状況を確認して利用調整を行います。

結果

支援の必要性の検討結果（特別支援保育対象となるかどうか）と利用調整の結果（保育施設の承諾・保留）をあわせて郵送します。※療育施設など他の施設を紹介する場合もあります。

●集団保育が困難な場合や医療的ケア等が必要な場合は、保育施設の受入態勢等により、入所できないことがあります。
●保育施設での「特別支援保育」は、主に年齢の発達段階に応じた集団生活を通した支援となります。
該当する保育施設には、保育士を１名配置するなどの保育環境を整備しますが、特別支援保育のお子さん専門に１対１で対応するものではありません。また、入所後の利用時間については施設と協議を行っていただく必要があります。
●幼稚園でも障がいや発達に遅れのあるお子さんの受入を行っている園があります。
一覧表（⇒37・38 ページ参照）を確認し、直接お問い合わせください。

『発達支援(療育)』… 障害児通所支援（児童発達支援、保育所等訪問支援など）
障がいや発達の遅れ、集団生活での困難さのあるお子さんに必要な支援を提供するものです。一人ひとりの発達段階や特性に合わせた支援が受けられるよう、医師の診断書やサービス利用計画案等が必要となります。発達支援(療育)と保育は、必ずしもどちらか一方を選ぶ必要はなく、保育所(園)等に通いながら支援を受けることも可能ですので、発達に遅れや偏りまたはその可能性のある場合は、発達支援(療育)の利用もご検討ください。
【問合せ先：こども福祉課（０４８－９６３－９１７２）】

障害児通所支援のページ

◆冊子「特別支援保育入所申込みのしおり」ＤＬ可をあわせてご確認ください。

ＤＬ可　は、市ホームページからダウンロードできます

特別支援保育対象児童受入れ実施施設一覧 ●…受入相談可、▨…受入なし

		施設名	(施設コード)	クラス年齢（歳児）						預かり時間	備考
				0	1	2	3	4	5		
保育所	公立	公立保育所 （★大相模保育所 ★緑の森公園保育所）	01 ～21	●	●	●	●	●	●	標準時間可	【クラス年齢】 蒲生：1歳児～ 桜井・七左：2歳児～
	私立	越谷レイクタウンどろんこ保育園	40	●	●	●	●	●	●	標準時間可	私立保育園・認定こども園・地域型保育の保育士の加配対応については、施設ごとに異なります。 **施設によって、事前見学や面談を希望する場合もございます。ご希望の場合は、希望施設に直接お問い合わせください。**
		越谷どろんこ保育園	67								
		おおたけ保育園	54	▨	▨	●	●	▨	▨	短時間のみ	
		東大沢保育園	44	▨	▨	▨	●	▨	▨	標準時間可	
		エンジェルハウス保育園	48	▨	▨	▨	●	▨	●	短時間のみ	
		「こころの花」ほいくえんレイクタウン駅	49		●	●				短時間のみ	
		あぜがみりんご保育園	69	▨	▨	●	●	▨	▨	短時間のみ	
認定こども園		認定こども園しらこばと幼稚園	34	▨	▨	▨	●	●	●	標準時間可	
		認定こども園ぶどうぞの幼稚園	36	▨	▨	▨	●	●	●	短時間のみ	
地域型保育	小規模	みらいほいくえん越谷園	3001	●	●	●				短時間のみ	
		みらいほいくえん大袋駅前園	3008								
		みらいほいくえん北越谷西口園	3045								
		みらいほいくえん北越谷東口園	3059								
		モンクール．保育園北越谷園	3019	●	●	●				標準時間可	
		モンクール．保育園レイクタウン北口園	3027								
		モンクール.保育園越谷東口園	3030								
		モンクール.保育園蒲生園	3037								
		モンクール.保育園ﾚｲｸﾀｳﾝ南口園	3049								
		モンクール.保育園南越谷園	3050								
		★ひだまり保育園	3003	●	●	●				標準時間可	
		ぽかぽか保育園	3053	●	●	●				標準時間可	
		キッズハウスクレヨン　あんず組	3015	▨	▨	●				短時間のみ	
		キッズハウスクレヨン　ひよこ組	3020								
		キッズハウスクレヨン　いちご組	3031								
		キッズハウスクレヨン　いるか組	3034								
		北越谷ひまわり園	3017	●	●	●				標準時間可	
		レイクタウンひまわり園	3035	●	●	●				標準時間可	
		エンジェルハウス蒲生第一園	3014	▨	●	●				短時間のみ	
		エンジェルハウス蒲生第二園	3026	▨	▨	●					
		きらら・キッズ おおぶくろ	3002	▨	●	●				短時間のみ	
		蒲生ちゃいるど園	3033	▨	●	●				標準時間可	
		しおどめ保育園越谷	3038		●	●				短時間のみ	
		うららか保育園	3042	●	●	●				標準時間可	
		はなたどんぐり保育園	3047	●	●	●				短時間のみ	
		レイクタウンフルール園	3052	●	●	●				短時間のみ	
	事業所	★Kids あいあい	4002	▨	●	●				標準時間可	
		あおぞらたっち	4003	▨	▨	●				短時間のみ	
		★すくすくキッズけいわ	4006		●	●				短時間のみ	

★…医療的ケア児の受入れ実施施設（４月１次入所のみ、預かり時間は 8：30～16：30）

④ 幼稚園・認定こども園(教育)

３歳以上の子が通う教育施設です。
（認定こども園の「保育部分」は、
17～19 ページに掲載）

- 満３歳以上のお子さんは、幼稚園や認定こども園(教育部分)を利用できます。
- 「教育標準時間認定(１号認定)」を受けて入園する園(認定こども園(教育部分)・新制度幼稚園)と、条件に応じて「施設等利用給付認定」を受けて入園する従来型の幼稚園があります。

クラス年齢

３～５歳児
※園によっては、「満３歳児保育（３歳の誕生日からの受入れ）」を行っているところもあります。

入園方法　⇒具体的には 39・40 ページ参照

園に申込。園が入園の可否を決定します。(認定こども園の保育部分は、市に申込・市が利用調整)
※４月入園は 10 月 15 日願書配布、11 月１日願書受付です。

利用に必要な認定　⇒入園申込時に園で手続

新制度幼稚園　認定こども園(教育部分)

★必須要件（全員）
「教育・保育給付認定」の
「教育標準時間認定(１号)」
※「保育が必要な事由」は不要

＋

★預かり保育の給付を受けたい場合（希望者）
左の認定に加えて、
「施設等利用給付認定」を受けます。
※両親共に「保育が必要な事由」が必要です。

施設等利用給付認定の条件	認定区分
３歳児～５歳児	新２号認定
満３歳児 ※市民税非課税世帯に限る	新３号認定

従来型幼稚園

条件に応じて「施設等利用給付認定」を受けてください。

施設等利用給付認定の条件		認定区分
下記以外の場合		新１号認定
預かり保育の給付を受けたい場合	３歳児～５歳児	新２号認定
※父母共に「保育が必要な事由」が必要	満３歳児※市民税非課税世帯に限る	新３号認定

利用者負担額(基本の保育料)など　⇒具体的には 47・48 ページ

３～５歳児：預かり保育料 ＋ 実費徴収(給食費、制服代など) ＋ 上乗せ徴収など
※基本の保育料は、認定こども園(教育部分)と新制度幼稚園は０円、従来型幼稚園は 28,000 円/月まで無償。

利用者負担額で利用できる時間と預かり保育

預かり保育の実施内容は施設により異なります。⇒具体的には 37・38 ページ
※長期休業期間（夏休み等）は原則お休みとなりますが、預かり保育を実施している園も多くあります。
※施設等利用給付認定と実際の預かり保育の利用はリンクしません。新２号認定や新３号認定を受けても、園の受入態勢等により預かり保育を利用できない場合があります。

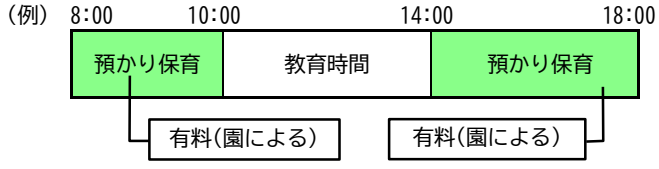

例 幼稚園・認定こども園(教育部分)の１日

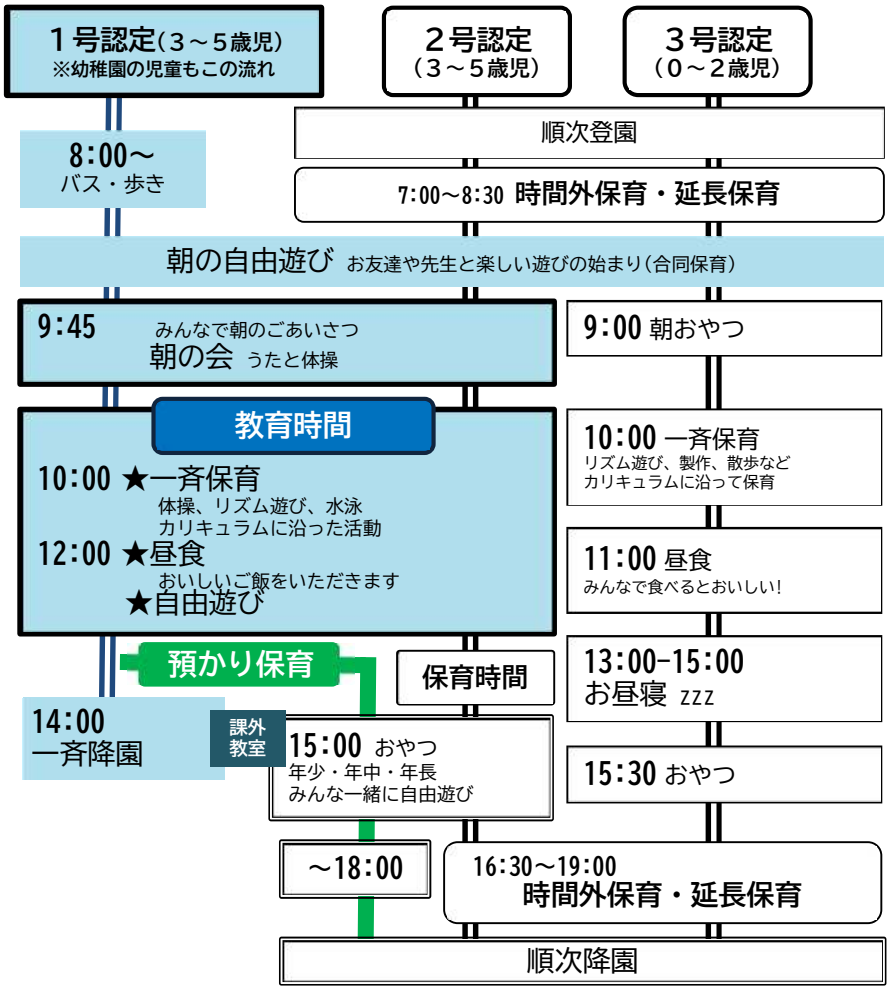

ポイント

園に入園申込

- 市による指数順の利用調整はありません。

申込時の保育認定(２号)の施設(保育所、認定こども園(保育)等)と新制度幼稚園(１号)の併願

⇒20 ページ参照

- 教育・保育給付認定は、２号認定と１号認定の認定申請を並行して行うことはできません。
- ２号認定も受けることを幼稚園に伝え、了解を得た上で保育施設の申込を行ってください。
  ※園に黙っていても、認定申請の時点で判明してしまいます。

同一の認定こども園の「教育部分」と「保育部分」の切替え

「教育部分➡保育部分」	「保育部分➡教育部分」
入園した翌月から認定区分を変更可能です。 手続方法：新規の保育施設希望者と同じ ⇒21 ページ参照 ※保育認定の入園希望者は、全員に指数を付け、指数の高い方から利用の可否が決まります。同一園であっても、保育部分の定員や受入態勢により認定区分を変更できないことがあります。 ※別施設を希望する場合、お子さんの面接が必要です。同一園のみの場合は面接不要です。	教育部分の定員に空きがあれば可能です。 手続方法：教育部分の空き状況を園に確認のうえ、園に申請書類を提出する

新制度幼稚園・認定こども園(教育)の一覧 ⇒認定こども園の保育部分は 17 ページ参照

	幼稚園・認定こども園名	所在地 ※(教)教育部分の所在地	電話番号 (048)	預かり保育(一時預かり)の実施内容						障がい児等の受入	満３歳児受入(３歳の誕生日からの受入)
				プラス保育幼稚園		平日最大預かり	土曜最大預かり	長期休業中			
				類型	定員			実施	休み		
新制度	越谷教会附属越谷幼稚園	御殿町 4-33	962-2743	●	35	8:00～18:00	×	○	盆末春	○	○
	照蓮院さくら幼稚園	瓦曽根 1-5-43	962-4837	●	35	8:00～18:00	×	○	盆末春		
	大沢幼稚園	大沢 578-1	974-6443	●	70	8:00～18:00	×	○	盆末春		○
認定こども園(教育部分)	第二愛隣こども園	川柳町 3-275-1	986-0318	×	×	7:30～18:00	×	○	盆　春		
	認定こども園小牧	(教)大間野町 5-147-1	985-4890	●	15	8:00～18:00	×	○			○
	こばとの里こども園	神明町 3-246-3	964-5660	×	×	8:00～18:00	×	○	盆末春		○
	越谷さくらの森	増林 5987-1	966-0301	×	×	7:00～19:00	7:00～19:00	◎			○
	認定こども園しらこばと幼稚園	袋山 631-3	977-8031	強化	30	7:30～18:30	7:30～18:30	◎		△	○
	認定こども園北越谷幼稚園	北越谷 3-2-18	976-5717	強化	40	7:00～19:00	8:00～17:00	◎			○
	しらとりこども園	弥十郎 275-1	977-7131	強化	15	7:30～18:30	7:30～18:30	◎			
	認定こども園まどか幼稚園	平方 299-2	974-5435	強化	30	8:00～19:00	8:00～17:00	◎			○
	認定こども園ぶどうぞの幼稚園	南荻島 4336-5	976-1972	●	20	8:00～19:00	×	○	盆末春	△	○
	大袋わかばの森こども園	大杉 492-1	976-4880	強化	65	7:30～18:30	8:00～17:00	◎			
	越谷わかばの森こども園	南越谷 5-20-5	986-5645	強化	100	7:30～18:30	8:00～17:00	◎			

※入園内定後、教育・保育給付認定の「教育標準時間認定（１号認定)」の申請を行っていただきます。預かり保育給付を希望する場合のみ、さらに「施設等利用給付認定（新２号認定・新３号認定)」の申請を行っていただきます。

※預かり保育の対象や利用方法は、各園にお問い合わせください。新２号認定であっても利用できない場合があります。

【表の注釈】

プラス保育幼稚園	類型　●…基本型で実施(長期休業中の平日 3/4 以上開園) 強化…機能強化型で実施(長期休業中の平日毎日開園)
	定員　「プラス保育枠」の定員数（３～５歳児の合計）
長期休業中 (長期休業期間中の預かり)	実施　◎…平日と土曜は毎日実施 ○…平日のみ実施(実施日は各園にお問い合わせください)
	休み　盆…お盆休み有 末…年末年始休み(12/29～1/3 以外)有 春…春休み有
障がい児等の受入 (要相談)	◎…程度を問わず受入相談可 ○…中程度まで受入相談可 △…軽度は受入相談可

従来型幼稚園（施設型給付の対象でない幼稚園）の一覧

	幼稚園・認定こども園名	所在地 ※(教)教育部分の所在地	電話番号 (048)	預かり保育(一時預かり)の実施内容						障がい児等の受入	満３歳児受入（３歳の誕生日からの受入）
				プラス保育幼稚園		平日最大預かり	土曜最大預かり	長期休業中			
				類型	定員			実施	休み		
従来型幼稚園	萩原第一幼稚園	赤山本町 3-13	962-4358	●	120	7:30～18:00	×	○	盆末春		○
	愛隣幼稚園	蒲生 3-9-13	986-4915	●	70	7:30～18:30	×	○	盆	△	○
	越谷くるみ幼稚園	神明町 1-82	962-8555	●	40	8:00～18:00	×	○	盆		○
	精華幼稚園	登戸町 20-33	986-3747	●	50	7:30～18:30	×	○	盆末春	△	
	あやの幼稚園	大成町 1-40-2	985-2395	●	25	8:00～18:00	×	○	盆 春		○
	アスナ口幼稚園	弥十郎 737-1	975-2948	●	40	8:00～18:00	×	○	盆		○
	大袋幼稚園	大竹 822	975-5050	強化	130	7:30～18:30	7:30～17:00	◎		△	○
	南越谷幼稚園	川柳町 1-111	987-0161	●	40	8:00～18:00	×	○	盆末春		
	松沢幼稚園	谷中町 2-94	966-8686	●	60	8:00～18:00	×	○	盆末春		○
	萩原第二幼稚園	新越谷 1-294	986-6891	●	70	8:00～18:00	×	○	盆末春		○
	さなえ幼稚園	東町 3-330	985-3120	●	50	8:00～18:00	×	○	盆末		
	清浄院幼稚園	大松 700	976-1361	●	50	7:30～19:00	×	○	盆	△	○
	あゆみ幼稚園	恩間新田 221	978-4188	●	15	8:00～18:00	×	○	末	◎	○
	レイクアスナ口幼稚園	ﾚｲｸﾀｳﾝ 9-2-7	961-8889	●	60	8:00～18:00	×	○	盆末		

※入園内定後、条件に応じて「施設等利用給付認定（新１号認定・新２号認定・新３号認定）」の申請を行っていただきます。

※預かり保育の対象や利用方法は、各園にお問い合わせください。新２号認定であっても利用できない場合があります。

【表の注釈】

プラス保育幼稚園	類型　●…基本型で実施(長期休業中の平日 3/4 以上開園) 強化…機能強化型で実施(長期休業中の平日毎日開園) 定員　「プラス保育枠」の定員数（３～５歳児の合計）
長期休業中 （長期休業期間中の預かり）	実施　◎…平日と土曜は毎日実施 ○…平日のみ実施(実施日は各園にお問い合わせください) 休み　盆…お盆休み有 末…年末年始休み(12/29～1/3 以外)有 春…春休み有
障がい児等の受入 （要相談）	◎…程度を問わず受入相談可 ○…中程度まで受入相談可 △…軽度は受入相談可

幼稚園等の利用申込

幼児教育・保育の無償化に伴い加わった認定の手続などを確認しましょう。

申込前の準備

- 幼稚園や認定こども園(教育部分)は、各園で園児の募集を行います。また、建学の精神に基づく幼児教育を行っており、教育方針などがそれぞれ異なります。まずは、各園で行われる説明会や、入園前のお子さん（未就園児といいます。）も参加できる行事などに参加してみましょう。
- 「プレ保育(未就園児向けの保育)」を行っている園もあります。これらに参加することも有用です。

申込・必要な認定

- 各園に申し込みます。
- ４月入園の場合、例年、どの園も同じ日程で入園願書配布（１０月１５日）と受付（１１月１日）を行っています。４月入園以外の利用は、各園にお問い合わせください。
- 願書提出とあわせ、お子さんの面接や、入園料や諸経費などの納入がある場合もあります。
- さらに、この提出にあわせて、「教育・保育給付認定」や「施設等利用給付認定」の手続も各園に行います。この受付については、申込と日程が異なる可能性がありますのでご注意ください。

利用施設	対象者	必要な認定
新制度幼稚園 認定こども園(教育部分)	全員	教育・保育給付認定の教育標準時間認定 （１号認定）
	希望者のみ	施設等利用給付認定（新２号認定・新３号認定） ※預かり保育給付を受けたい場合のみ提出
従来型幼稚園	全員	施設等利用給付認定 （新１号認定・新２号認定・新３号認定）

■ 教育・保育給付認定の「教育標準時間認定（１号認定）」

※ DL 可 は市ホームページからダウンロードできます
※添付書類は一度提出されますと返却しません。

① 申込書【全員対象】

□ **教育・保育給付認定申請書**（１号　教育標準時間認定用）　※施設から渡されます。
□ **マイナンバー記入用紙** DL 可

※記入用紙に記載された「本人確認書類」コピーと記入用紙を指定封筒に入れ、申込書等と一緒にご提出ください。
※保育施設等利用申込または保育の認定の手続のため提出したことがある場合、再度の提出は不要です。
※児童ごとに１回提出が必要です。
※きょうだいで提出したが、本児分としては初めて提出する場合は、必ず提出してください。

② 該当者のみ必要な書類

令和８年(2026 年)１月１日に越谷市に住所がなかった方		（１月２日以降に転入してきた方や単身赴任の方等） ※マイナンバー記入用紙を提出しない場合、課税(非課税)証明書が必要です
↳	転入予定の方 ※入園前月末までに越谷市への転入が必要です。	□**転入に関する誓約書** DL 可 □住所や転入時期が確認できるもの(**不動産売買契約書**または**賃貸借契約書**)のコピー
↳	国外に住所があった方	□**年間収入申告書** DL 可
夫婦関係調整調停中の別居の場合 (※住所が別であることが必要)		□**調停中であることが分かるもの**(**裁判所発行**)のコピー 夫婦関係調整調停中 かつ 別居している(住民票の住所が別)場合などを除き、利用者負担額(保育料)の算定上、不在者を含め計算します。 (不在者を含める場合は、不在者の就労証明書等も必要です。)
生活保護受給者		□新規受給者：**受給証明書** 更新した方：**受給証**のコピー
在宅障がい者がいる場合		□**その方の手帳**（氏名・等級記載部分）のコピー

■ 施設等利用給付認定（⇒43・44 ページ参照）

新１号認定・新２号認定・新３号認定があります。利用施設や目的により必要な認定が変わります。

新２号認定・新３号認定の注意

※継続して「保育が必要な事由」が必要です

預かり保育給付を受けるには、継続して「保育が必要な事由」があることの認定（⇒43 ページ参照）が必要です。

認定後、保育認定の事由がなくなり認定取消となったときは、給付を受けられなくなります

※申込書類の記載事項に変更が生じた場合は届け出が必要です

提出するもの　認定変更申請書(兼)内容変更届 DL 可 、必要に応じた添付書類

例：家族構成が変わったとき、生活保護が受給開始（廃止）されたとき、障害者(療育)手帳の交付を受けた(返還又は却下等された)とき、出産することとなったとき、離職したとき、転職したとき、勤務場所や勤務時間が変更となったとき、復職が決まったとき　など

提出先　利用している施設 または 保育支援課

受付場所	締切
幼稚園等での受付	毎月１０日までに提出（土日祝の場合は次の平日）
保育支援課での受付	

※４月からの変更を希望される場合は、上記と別の期限となります。

■ プラス保育枠の利用申込（⇒41・42 ページ参照）

預かり保育の給付を希望する方（施設等利用給付認定の新２号認定）で、さらにプラス保育枠の利用条件をすべて満たす方が、こしがや「プラス保育」幼稚園の「プラス保育枠」の利用を希望する場合、各園が設定しているプラス保育枠の受付日程で「プラス保育枠利用申込書」や「プラス保育枠エントリーシート」等を園に提出します。

「プラス保育枠」には定員があります。定員を超える場合、各園が選考を行いますので、申込状況で利用できない可能性もあります。

シンボルマークです！

プラス「＋」と、カタカナの「ホ」を重ねたもので、笑顔や、丸字の「ようちえん」の表記から、「プラス保育」幼稚園を表現しました。
笑顔の部分は青(越谷ブルー)、プラスの部分は緑、「育」の部分は赤とし、越谷市のイメージである「水と緑と太陽」を表しています。
未来を担う越谷のこども達の夢を育てる事業になってほしい、そんな想いをこめました。
実施園の見えやすいところに掲示しています。

入園決定後の流れ

・説明会や制服採寸、プレ保育などがあります。
・入園月の１日付けで入園となりますが、４月の入園式は、ほとんどの園で４月１０日前後に行われます。
　入園式まで預かりがない園が多いですので、必要な方はあらかじめ園にご確認ください。
・入園当初は「慣れ保育」があり、保育時間が短くなります。

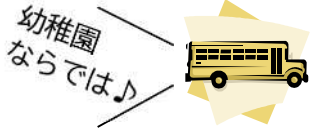

行きはバス利用、帰りは自分でお迎え…といった利用も可能です。
園にご相談ください。

こしがや「プラス保育」幼稚園

越谷市オリジナル

- 越谷で保育施設選びをしていると、よく目に飛び込んでくる「プラス保育」。
- 他の街にはないオリジナルのしくみです。
- 就労や就学の方が利用できる「プラス保育枠」は、３歳児以上の預け先として約１，０００人のお子さんが利用しています。

こしがや「プラス保育」幼稚園とは

- 長時間預かり保育を行い、働いている方にもやさしい私立幼稚園と認定こども園（教育部分）を「こしがや「プラス保育」幼稚園」と認定。
  認定園は、教育時間前後の預かり保育が充実しています。
- 幼稚園では教育時間外の預かりを有料で実施しています。
  そのため、時間外を利用する分だけ経済的負担が大きくなってしまいます。しかし、「プラス保育枠」の場合、８時～18時の預かり保育料が実質無料となります。
  ※就労日に限る

１０時間以上開園	ある程度長時間の預かりに対応。園によっては、もっと長い預かりも行う。
振替休日などがある	各園で創立記念日や行事等の振替休日がある。
土曜日は休園(※一部除く)	園によっては開園しているところもあるので、一覧で確認してください。
長期休業期間(夏休み等)の平日は3/4以上開園	基本型も機能強化型も 12/29～1/3 は休み。 基本型の園は、この期間を除き平日の 3/4 以上開園します。

プラス保育枠の預かり保育料

- 「プラス保育枠」となった場合の預かり保育料は、月額「４９０円×利用日数（上限 12,300 円）」です。
- 施設等利用給付認定の「新２号認定」を受けている場合の預かり保育給付額（補助額）と同額ですので、**８時～１８時の教育時間前後の「預かり保育」は、原則として自己負担なく利用できます**（＝**原則無料**！）。
- さらに、預かり保育料と給付の精算は市と幼稚園で直接行いますので、原則、お金のやりとりがありません。

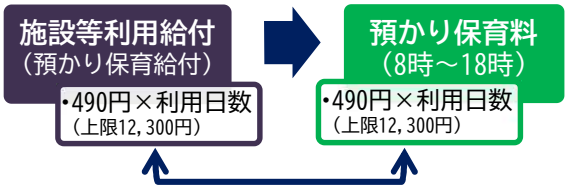

同額のため、原則として自己負担なく預かり保育を利用できます（＝原則無料！）

施設等利用給付の新２号認定とプラス保育枠はどう違うの？

プラス保育枠以外でも、新２号認定の場合、「490 円×利用日数/月」の給付を受けられますが、預かり保育料は園が定める額のため、利用時間によっては自己負担が生じる場合があります。
プラス保育枠となった場合の預かり保育料は、給付額と同額となるので、自己負担は生じません。
プラス保育枠にならず、「新２号」を受けて預かり保育を利用している方もたくさんいます。
ライフスタイルにあわせて選択してください。

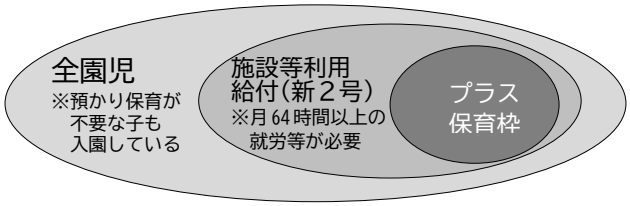

プラス保育枠以外の場合、新２号認定があっても受入態勢等により預かり保育を利用できない場合があります

	新２号認定のみ	新２号認定＋プラス保育枠
預かり保育料	園の定める預かり保育料	8 時～18 時は保護者負担なし
定員	なし	あり

こしがや「プラス保育」幼稚園の一覧

⇒くわしくは37・38ページや、別冊『こしがや「プラス保育」幼稚園等紹介冊子』参照

機能強化型	長期休業中の平日毎日開園、夏休み・冬休み・春休みも平日毎日開園（12/29～1/3除く） ・大袋幼稚園　・認定こども園しらこばと幼稚園(1号)　・認定こども園北越谷幼稚園(1号) ・しらとりこども園(1号)　・認定こども園まどか幼稚園(1号)　・大袋わかばの森こども園(1号) ・越谷わかばの森こども園(1号)
基本型	長期休業中の平日3/4以上開園、夏休み・冬休み・春休みにお休みがある（お盆休み等） ・越谷教会附属越谷幼稚園　・照蓮院さくら幼稚園　・大沢幼稚園　・萩原第一幼稚園 ・愛隣幼稚園　・越谷くるみ幼稚園　・精華幼稚園　・あやの幼稚園　・アスナロ幼稚園 ・南越谷幼稚園　・松沢幼稚園　・萩原第二幼稚園　・さなえ幼稚園　・清浄院幼稚園 ・あゆみ幼稚園　・レイクアスナロ幼稚園　・認定こども園小牧(1号)　・ぶどうその幼稚園(1号)

プラス保育枠を利用するには

幼稚園等のしくみに上乗せした事業のため、入園方法は幼稚園・認定こども園(教育部分)と同じです。

（⇒39・40ページ参照）

申込の流れ　「入園申込」・「新２号認定申請」・「プラス保育枠利用申込」を全て園に行うこととなります。※日付は４月入園申込（１回目）の日程

両方を行う（全て園に提出）

入園申込の流れ
- 11/1 **入園申込**：園に直接申し込みます。申込時期や願書の配布などは、各園にご確認ください。
- 11/1 以降 **入園内定**：園から入園の内定を受けます。※定員超過等の場合、園が定めた方法で選考が行われます。

プラス保育枠申込の流れ
- **施設等利用給付（新２号認定）も申請**
- **プラス保育枠利用申込**：園に直接申し込みます。申込時期は、入園申込の前後です。（11/1 前後）
- **利用承諾**：園からプラス保育枠の承諾を受けます。※定員超過等の場合、園が定めた方法で選考が行われます。（11/8 まで）

新しいお友達との生活がスタートします！

必要書類　各園の受付期間に、園に提出してください。

区分	必要書類
全員必要	□　プラス保育枠利用申込書 □　プラス保育枠エントリーシート
同居の祖父母が令和９年４月１日で６５歳未満のみ	□　同居の祖父母の「保育が必要な事由」を証明する書類 ※施設等利用給付（新２号認定）と同内容です。

※申込書類は９月下旬から市と園で配布予定です。

プラス保育枠の利用条件

「プラス保育枠」になりたい場合は、次の全てを満たす必要があります。

- □越谷市民の３歳児～５歳児
  ※市外の方や、満３歳児は対象外です。
- □施設等利用給付（⇒43ページ参照）の「新２号認定」を受けている方で、「保育が必要な事由」が就労・就労内定・就学のいずれかに該当する方
- □３か月以上継続して預かり保育を利用する方

※「病気・障がい」や「病人の看護等」の要件は原則として対象外です。
※産前産後休暇中や育児休業中の場合は対象外です。
※同居の６５歳未満の保護者の父母が無職の場合は選考の際に優先順位が下がる可能性があります。（病気等で保育できない場合を除く）。

プラス保育枠の注意事項等

- ✓ 実質無料で預かり保育を利用できるのは、就労等で必要な日に必要な時間のみです。
- ✓ 各園にプラス保育枠の定員があります。定員を超える場合は、各園が選考を行います。
- ✓ あくまでも教育施設です。平日の行事や振替休日等がありますので、各ご家庭で対応可能かご確認の上ご利用ください。
- ✓ 月単位で考えますので、月途中の利用開始は原則できません。
- ✓ 夏休み等長期休業中のみの利用は、プラス保育枠の対象外です。
- ✓ 利用条件にあわない方や市外在住の方はプラス保育枠の対象外ですが、「プラス保育枠」以外にも各園独自に月ぎめやスポット利用を行っていますので、各園にご相談ください。
- ✓ 新入園児の注意
  - お子さんが慣れる期間として慣れ保育があります。
  - 入園式前の預かりについて、園によっては代替手段（認可外保育施設等の利用）による対応となる場合があります。

⑤ 施設等利用給付認定

就労等をしながら幼稚園や認可外保育施設等を利用している方を対象に、利用料の一部を給付します。

- 施設等利用給付認定は、幼児教育・保育の無償化に当たって創設された「子育てのための施設等利用給付」を受けるための認定です。
- 幼稚園や認可外保育施設等を利用している方について、状況に応じて給付を行います。
- 認可外保育施設等については、「給付対象施設」のみが対象となります。対象とならない施設がありますので、利用前に必ず確認してください。

■ 対象

利用施設	対象者	選択する認定区分
従来型幼稚園	全員 (いずれか選択)	認定区分／対象年齢／認定を受けるための条件 **新１号認定**（※従来型幼稚園のみ対象）／満３歳以上（満3歳の誕生日の前日から）／預かり保育等を利用しないなど新２号認定や新３号認定に該当しない場合 **新２号認定**／３歳児以上／「保育の必要な事由」に該当し、「幼稚園等の預かり保育給付」や「認可外保育施設等の給付」を希望する場合 **新３号認定**（※市民税が非課税の世帯のみ対象）／０～２歳児 ※幼稚園・認定こども園（教育部分）の満３歳児を含みます。
新制度幼稚園 認定こども園(教育部分)	希望者のみ	
認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター ※無償化の対象であることを市が確認した施設に限ります。 ※ファミリー・サポート・センターの場合、送迎のみの利用は対象外です。	希望者のみ ※公立保育所、私立保育園、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育等を利用していない方が対象です。	

※「世帯」の考え方は、３～５歳児の副食費の減免の算定と同じです。例えば、同居の祖父母等がいる場合、算定対象に含める場合があります（⇒48 ページの「計算例」参照）。

■ 保育が必要な事由（新２号認定・新３号認定の条件）

- 保育所等の利用基準と同様に、保護者（父母）に次のいずれかの事由があり、認定期間中は常時（月６４時間以上（目安：週４日以上かつ１日４時間以上））保育が必要な状態にあることが必要です。
  （例 毎月 40 時間程度の就労だが、ある月だけ 64 時間を超える→認定できない）
- 保護者がお子さんを保育できる場合は、認定不可または新１号認定となります。
- 事由によって認定期間が異なります。保育認定の事由がなくなったときは、預かり保育給付を受けられなくなります。
- 認定区分を切り替えたい場合**（新１号⇔新２号）**、必要書類に認定辞退届を追加し、改めて申請が必要です。

保育が必要な事由		認定期間
就　労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む ※無収入の労働は、ボランティアと同義のため、就労とみなせません。	最長で就学前まで
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合（就労内定を含む）	３か月 ※期限内に就労証明書が提出された場合は、就労に変更
育児休業取得中の継続利用	育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合 ※育児休業取得中に認可外保育施設等の利用を開始した場合は該当しません。	産まれるお子さんが１歳を迎える年度の３月末 （翌年度５歳児の場合は、就学前まで） ※期間経過時に生まれた子の保育所等の４月入所申込をしたが入所できなかった場合は、「満２歳に達する年度の３月末まで」期間を延長する（ただし延長期間中も申込状態の継続が必要。再延長はできない）。
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	出産前：出産予定月を基準に前２か月 出産後：出産日を基準に後８週の翌日が属する月末 ※育児休業要件にはつながりません。
就　学	学校または職業訓練校に在学している場合	最長で就学前まで ※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで。
病気・障がい	病気、負傷、心身に障がいがある場合	
病人の看護等	同居の親族（長期間入院等をしている場合も含む）を介護又は看護している場合	
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	
虐待・ＤＶ	虐待やＤＶのおそれがある場合	
その他	上記に類する状態にある場合	

■ 施設等利用給付の流れ

1．認定申請

※DL 可 は、市ホームページからダウンロードできます。

提出先

入所施設	提出先
越谷市内の幼稚園・認定こども園(教育部分)	各施設
認可外保育施設等、越谷市外の幼稚園・認定こども園(教育部分)	保育支援課

必要書類

★新１号認定・新２号認定・新３号認定共通　※申請児童1人につき1枚提出

全員必要	□ 施設等利用給付認定申請書 DL 可 □ 施設等利用給付認定申請エントリーシート DL 可

★新２号認定・新３号認定を希望する場合のみ　※新1号の方は不要　※証明書類は発行から3か月以内のもの

保育の必要性を証明する書類	就労(予定)している方	□就労証明書(所定用紙) DL 可
	求職活動中の方	□求職活動状況報告書 DL 可 ※活動していない場合は不要
	育児休業取得中の継続利用の方	□就労証明書(所定用紙) DL 可 ＋在園証明書（所定用紙）DL 可
	出産予定がある方	□母子健康手帳 （分娩予定日記載部分のコピー）
	学校に在学中の方	□在学証明書と時間割表
	看護・介護をしている方	□介護状況申告書 DL 可 ＋必要な添付書類（申告書参照）
	病気の方	□診断書(保育ができないことが明記されている３か月以内のもの)
	心身に障がいのある方	□身体障害者手帳等（氏名・等級記載部分のコピー）
	その他	※上記に当てはまらない方は、事前にご相談ください。
該当者のみ	夫婦関係調整調停中の別居の場合 (住所が別であることが必要)	□調停中であることが分かるもの(裁判所発行)のコピー ※夫婦関係調整調停中 かつ 別居している(住民票の住所が別)場合等を除き、新2号・新3号認定を希望する場合は、不在者の就労証明書等も必要です。
	保護者が外国籍の場合	□在留カードのコピー(両面) ※在留資格が「特定活動」の場合、特定活動の指定書のコピーも必要です。 ※就労・求職活動を理由に申込を行う場合、利用申込日時点で、就労許可が下りていることが確認できる在留カードの提出が必要です。
0～2歳児で「新３号」希望者のみ	令和８年(2026 年)1 月１日に越谷市に住所がなかった方	□マイナンバー記入用紙 または 市区町村民税課税(非課税)証明書
	さらに 国外に住所があった方	□年間収入申告書 DL 可

祖父母分の証明書類
- ●プラス保育枠希望の場合
  令和９年(2027年)4月1日現在で同居の祖父母が65歳未満の場合、祖父母分も提出してください。
- ●プラス保育枠希望でない場合
  祖父母分の提出は不要です。

期限　給付希望前月１０日まで（４月は別途設定）

2．決定通知

市が認定を行い、可否を「施設等利用給付認定決定通知書」等で通知します。

3．給付費の申請手続き

下表のとおり、給付費を受けとるための申請手続を行います。　（令和８年１０月現在）

※　「かかった保育料」が給付額を下回る場合、その額までとなります。

※　認可外保育施設のうち、給付対象となる施設は、「認可外保育施設(50 ページ参照)」で確認してください。越谷市外の認可外保育施設で給付対象施設となるかどうかは、所在地の市町村（又は都道府県）に確認してください。

区分		新１号	新２号・新３号		
給付内容		従来型幼稚園の利用者負担給付	幼稚園等の預かり保育給付 「プラス保育」幼稚園 市内の認定こども園	幼稚園等の預かり保育給付 左記以外の幼稚園 (市外の認定こども園を含む)	認可外保育施設等の利用者負担の給付
給付費の支給を受けるための手続		申請手続不要。毎月、「自己負担額＋給食費＋実費徴収等」を園に支払います。	申請手続不要。毎月、「自己負担額」のみ園に支払います。 ※プラス保育枠以外を含む	年数回、「給付申請」を行ってください。審査後、市から支給があります。 必要書類：□請求書 □提供証明書(原本) □領収書(原本)	
給付額	３～５歳児	（満３歳児以上）28,000 円／月	490 円×利用日数／月（上限 12,300 円/月）		認可外保育施設等のみの場合の給付額 ※下欄もあわせて確認 40,300
	０～２歳児		490 円×利用日数／月（上限 17,700 円/月）		45,700

認可外保育施設等と幼稚園等の併用
※可能な幼稚園は市内にありません

幼稚園等と認可外保育施設等を併用している場合は原則認可外保育施設等の給付を受けられませんが、開園時間１日８時間未満または開園日数 200 日未満であると市が確認した幼稚園では、認可外保育施設等の保育料を「預かり保育給付」の算定に入れて計算することができます。

⑥ 利用者負担（保育料）

入所に伴って、必要となる料金です。
０～２歳児は、世帯の市民税所得割額で算定します。
３～５歳児は、施設種別に応じて「幼児教育・保育の無償化」がなされています。

０～２歳児（幼稚園・認定こども園（教育部分）の満３歳児を除く）

※クラス年齢（４月１日現在の年齢）で決まります。年度途中で3歳になっても年度中は0～2歳児の額です。

■ 地域型保育・公立保育所・私立保育園・認定こども園（保育部分）

かかる費用（※給食費はかかりません（夕食等除く））

①利用者負担（※私立保育園・公立保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育とも同額） ＋ ②延長保育・時間外保育 ＋ ③実費徴収

利用者負担（基準額表）

世帯の市民税所得割額等により額を決定します。公立・私立問わず共通料金です。

計算方法

次ページの例１～例３のように税額を計算し、算定します。
８月分までと、９月分以降で、元となる税額の年度が変わります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税所得割額から算定（令和７年(2025年)１月～１２月の収入から算定）						当年度の市民税所得割額から算定（令和８年(2026年)１月～１２月の収入から算定）					

※表の税額は、次の控除による税額控除をする前の額です。
住宅借入金控除（住宅ローン）、配当控除、外国税額控除、寄附金控除（ふるさと納税等）等

（令和８年８月現在）

階層区分 国	階層区分 市		定義（金額は市民税所得割額）	利用者負担額（月額）円 保育標準時間	（保育短時間）
1	A		生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯・里親世帯	0	(0)
2	B		市民税が非課税の世帯	0	(0)
3	C	1	市民税が均等割のみ課税の世帯	11,900	(11,600)
		2	11,000円未満の世帯	13,800	(13,500)
		3	11,000円以上　48,600円未満	15,700	(15,400)
4	D	1	48,600円以上　53,600円未満	17,400	(17,100)
		2	53,600円以上　58,600円未満	19,200	(18,800)
		3	58,600円以上　63,600円未満	21,000	(20,600)
		4	63,600円以上　78,600円未満	23,800	(23,300)
		5	78,600円以上　97,000円未満	27,600	(27,100)
5		6	97,000円以上　117,000円未満	32,000	(31,400)
		7	117,000円以上　135,000円未満	36,500	(35,800)
		8	135,000円以上　169,000円未満	41,900	(41,100)
6		9	169,000円以上　202,000円未満	43,700	(42,900)
		10	202,000円以上　235,000円未満	50,000	(49,100)
		11	235,000円以上　268,000円未満	52,900	(52,000)
		12	268,000円以上　301,000円未満	55,800	(54,800)
7		13	301,000円以上　349,000円未満	60,600	(59,500)
		14	349,000円以上　397,000円未満	61,200	(60,100)
8		15	397,000円以上	66,500	(65,300)

77,101円未満

多子世帯への軽減

年齢問わず：同一世帯の「２人目以降」に当たる児童が入所する場合

- □一番上の子　全額
- □上から２番目　1/2
- □上から３番目以降　無料

※57,700円未満の方（57,700円）

就学前児童（=０～５歳児）かつ対象施設の入所児童で数える：同一世帯から２人以上の「就学前児童」が入所する場合

- □一番上の子　全額
- □上から２番目　1/2
- □上から３番目以降　無料

※対象施設
保育所、認定こども園、地域型保育、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、企業主導型保育を利用している場合

□で囲んだ施設（幼稚園は、越谷幼稚園、照運院さくら幼稚園、大沢幼稚園以外）は届出が必要です。
「多子軽減に関する届出書（各利用施設にあります）」を入所後、ご提出ください。

※市民税所得割額57,700円以上であっても、当面の間、同一世帯の「３人目以降」に該当する場合は、申請の上、無料となります。（埼玉県多子世帯保育料無償化支援事業）
【注意】埼玉県の事業です。埼玉県が事業の見直し行った場合、実施されなくなる可能性があります。

●母子（父子）世帯等への軽減

CまたはD階層（ただし市民税所得割額77,101円未満の者に限る。）に該当し、次に掲げる世帯は、右表の利用者負担額となります。
(1) 母子（父子）世帯等
(2) 在宅障がい児（者）のいる世帯
(3) 生活保護法に定める要保護者等

階層区分		保育標準時間	保育短時間
C	1	4,950	(4,850)
	2	5,900	(5,750)
	3	6,750	(6,600)
D	1	7,200	(7,050)
	2	7,650	(7,500)
	3	8,100	(7,950)
	4※1	8,550	(8,400)

多子世帯への軽減

年齢問わず：同一世帯の「２人目以降」に当たる児童が入所する場合

- □一番上の子　全額
- □上から２番目～無料

※1 市民税所得割額が77,101円未満の方まで

利用者負担の計算例

３～５歳児の副食費減免と考え方は同じです

※各例題の市民税額は、市民税所得割額のことをいいます。（利用者負担額は保育標準時間の例）

例１　世帯構成：父、母、子（２歳児）、子（０歳児）、祖父、祖母

父	母	祖父	祖母
収入 5,000,000 円 **税額 200,000 円**	収入 2,000,000 円 **税額 30,000 円**	収入 4,000,000 円 税額 150,000 円	収入 1,500,000 円 税額 10,000 円

父母ともに市民税額が発生しているため、**合算して算出**

200,000 円（父の市民税額）＋30,000 円（母の市民税額）＝230,000 円　⇒　D10 階層
利用者負担：２歳児・・**50,000 円**　０歳児・・**25,000 円**（1/2）

例２　世帯構成：父、母、子（２歳児）、子（０歳児）、祖父、祖母

父	母	祖父	祖母
収入 **800,000 円** 税額 0 円	収入 **400,000 円** 税額 0 円	収入 4,000,000 円 **税額 150,000 円**	収入 1,500,000 円 税額 10,000 円

父母ともに収入が９３万円以下のため、同居親族のうち最も収入額が高い祖父を家計の主宰者として算出。

150,000 円（祖父の市民税額）　⇒　D8 階層
利用者負担：２歳児・・**41,900 円**　０歳児・・**20,950 円**（1/2）

祖父母が児童を扶養の対象としている場合は、別居でも算定に含めます

例３　世帯構成：父、母、子（２歳児）、子（０歳児）、祖父、祖母

父	母	祖父	祖母
収入 **1,200,000 円** 税額 10,000 円	収入 400,000 円 税額 0 円	収入 4,000,000 円 **税額 150,000 円**	収入 1,500,000 円 税額 10,000 円

父母のうち父の収入が９３万円超のため、同居の親族等の市民税額は算出の対象としない。

10,000 円（父の市民税額）　⇒　C2 階層
利用者負担：２歳児・・**13,800 円**　０歳児・・**6,900 円**（1/2）

「市民税所得割額」の確認方法

課税証明書（税額控除の記載があるもの）を確認する方法のほか、次の書類からも確認できます。

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定通知書」（主に会社員等の方が対象）

税額	市民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	県民税	税額控除前所得割額④	計算に使用しません
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	

税額控除のうち、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額、寄附金税額控除、外国税額控除を受けている方以外は、「所得割額⑥」欄に記載の金額が、利用者負担算定の税額となります。
※これらの控除を受けている方は、「所得割額⑥」欄にこれらの控除によって減税された金額を足し戻して計算した金額が、利用者負担算定の税額となります。

「市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼変更通知書」の市民税・県民税算出基礎（主に自営業等の方が対象）

	調整控除額(円)	配当控除額(円)	住宅借入金等特別税額控除額(円)	寄附金税額控除額 外国税額控除額等(円)	配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(円)	差引所得割額(円)	均等割額(円)
市民税							
県民税							

市民税の「配当控除額(円)」欄から「差引所得割額(円)」欄までを足し合わせた金額が、利用者負担算定の税額となります。

延長保育料・時間外保育料

認定区分ごとに利用実績に応じて園が徴収します。（※「保育時間」を参照）

実費徴収（上記以外でかかる費用）

次の実費徴収があります。

入園時	スモック、帽子など
毎月	行事費、布団乾燥代など

※徴収の有無や内容・額は園によって異なります。
※くわしくは「ここ de サーチ」などをご覧ください。

利用者負担額に関する注意　ポイント

- 利用者負担額は改定する場合があります。
- 国外で収入がある場合も算定に含めます。
- 転入者等で保育支援課に課税資料の提出がない場合は、**最高額**で算定します。
- 年度をさかのぼって利用者負担額等の変更はできません。

利用者負担の納付

- 公立保育所、私立保育園　→市　に納付
- 認定こども園、地域型保育　→施設に納付

Q&A　離婚した場合、利用者負担は安くなりますか？

例えば母子家庭となった場合、同居者がいない場合は母のみの税額で利用者負担を算定します。結果、基準額より軽減される場合があります（※離婚の翌月から）。
ただし、同居者がおり、母の収入が 93 万円以下の場合は、同居親族のうち最も収入額が高い方を「家計の主宰者」として算定しますので、結果、利用者負担が高くなるケースも見受けられます。
なお、「離婚前提の別居」の場合は、夫婦関係調整調停中等を除き、不在者を含めて算定します。

３～５歳児（認定こども園（教育部分）・幼稚園の満３歳児を含む）

※クラス年齢（４月１日現在の年齢）で決まります。年度途中で3歳（2号）になっても年度中は0～2歳児の額です。

■ 公立保育所・私立保育園・認定こども園・幼稚園

かかる費用

①利用者負担（２号・１号は０円。従来幼稚園 28,0000 円/月まで給付）
＋
②延長保育・時間外保育（保育施設）
②預かり保育（幼稚園等）（施設等利用給付認定の新２号認定は給付あり）
＋
③給食費（副食費は税額やこどもの数で減免あり）
＋
④実費徴収 上乗せ徴収

利用者負担

（令和８年１０月以降）

施設類型	公立保育所・私立保育園・認定こども園・新制度幼稚園	従来型幼稚園 ※施設等利用給付の「新１号認定」又は「新２号認定」を受ける必要があります
利用者負担額	０円/月 ※市民税所得割額等に関係なく、利用者全員がこの額となります。	次の数式で得られた額が自己負担額 保育料（入園年度は入園料を在籍月割した額を含む）－28,000 円/月 ※保育料等は、園ごとに異なります。 ※計算した結果０円以下となった場合、０円となります。

計算例	自己負担額
保育料が 29,000 円の場合	1,000 円（29,000 円-28,000 円）
保育料が 20,000 円の場合	０円（差し引いてマイナスとなる場合、その額まで）

延長保育料・時間外保育料・預かり保育料

（令和８年１０月以降）

施設類型	公立保育所・私立保育園・認定こども園（保育）	認定こども園（教育）・新制度幼稚園	従来型幼稚園
延長保育料（時間外保育料）	認定区分ごとに利用実績に応じて園が徴収（※「保育時間」を参照）		
預かり保育料	市内の標準的な例 保育標準時間の場合 ・ 7:00～ 7:30 250 円/回 ・18:30～19:00 250 円/回 ・19 時以降も徴収 保育短時間の場合 ・ 7:00～ 7:30 250 円/回 ・17:30～18:30 250 円/回 ・18:30～19:00 250 円/回 ・19 時以降も徴収	園が定めた額（プラス保育枠は 490 円×利用日数（上限 12,300 円/月まで））を園が徴収。ただし、施設等利用給付認定の「新２号認定」を受けている場合、次の数式で得た額が自己負担額となる。 「預かり保育料」－（490 円×利用日数（上限 12,300 円/月）） ※0～2 歳児で市民税非課税の方は上限 17,700 円 ※計算した結果、０円以下となった場合、０円となります。 ※「新２号認定」には、保育認定を満たす就労等をしている等の条件があります（⇒43 ページ参照）。	

幼稚園等の**満３歳児**の場合は、施設等利用給付認定の「新３号認定」を受けている場合のみ市から給付を受けられます。
※市民税非課税世帯に限られます。

計算例	自己負担額
預かり保育を 20 日/月利用し預かり保育料 12,000 円だった	2,200 円（12,000 円-（490 円×20 日））
預かり保育を 15 日/月利用し預かり保育料 4,000 円だった	０円（差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで）

※越谷市内にはありませんが、開園時間１日８時間未満または開園日数 200 日未満であると市が確認した幼稚園では、併用した認可外保育施設等の保育料を施設等利用給付の「預かり保育給付」の算定に入れて計算することができます。

給食費

▸主食費（ごはん等）
「園が定めた額」です。（園によって異なる）
「主食費」は、減免制度がありません。

▸副食費（おかず等）
「園が定めた額」ですが、下表のとおり減免があります。
※従来型幼稚園は、手続が必要です。（提出時期等は市から案内）

※対象施設 小学校、地域型保育、保育所、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、企業主導型保育を利用している場合
□で囲んだ施設（（幼稚園は、越谷幼稚園、照蓮院さくら幼稚園、大沢幼稚園以外））は届出が必要。
「多子軽減に関する届出書（各利用施設にあり）」を**入所後**、ご提出ください。

階層	定義	副食費（円） 従来型幼稚園	新制度幼稚園 認定こども園（教育）	公立保育所・私立保育園 認定こども園（保育）
1	生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯・里親世帯	5,100/月まで補助	0	0
2	市民税非課税世帯			
3	市民税均等割のみ課税世帯			
4	市民税所得割額が57,700円未満			
5	市民税所得割額が57,700円以上77,101円未満	5,100/月まで補助	0	園が定めた額
6	市民税所得割額が77,101円以上	園が定めた額		

（令和８年１０月以降）

多子世帯への軽減		
区分	幼稚園 認定こども園（教育）	公立保育所・私立保育園 認定こども園（保育）
条件	**小学校1～3年生の兄姉から数えて**３人以上の児童が対象施設（小学校・保育所等含む）に入所する場合	**同一世帯から３人以上の「就学前児童（0～5歳児）」が入所する場合** ※対象施設の入所児童で数える
料金	上から３番目以降に該当する児童は「無料（※従来型幼稚園は 5,100 円/月まで補助）」	

※市民税所得割額 77,101 円未満で、次のいずれかに該当する場合は０円となります。
・母子（父子）世帯等
・在宅障がい児（者）のいる世帯
・要保護者等

副食費(給食)の計算例

園で定めた副食費の額が「4,500円」の場合の例です。
※各例題の市民税額は、市民税所得割額のことをいいます。

０～２歳児の利用者負担と考え方は同じです

例１　世帯構成：父、母、子（５歳児・こども園(教育)）、子（３歳児・こども園(教育)）、祖父、祖母

父	母	祖父	祖母
収入 5,000,000円 **税額 200,000円**	収入 2,000,000円 **税額 30,000円**	収入 4,000,000円 税額 150,000円	収入 1,500,000円 税額 10,000円

父母ともに市民税額が発生しているため、**合算して算出**

200,000円（父の市民税額）＋30,000円（母の市民税額）＝230,000円　⇒　６階層
副食費：５歳児(教育)・・**4,500円**　３歳児(教育)・・**4,500円**（２人目でも減免ありません）

例２　世帯構成：父、母、子（５歳児・こども園(教育)）、子（３歳児・こども園(保育)）、祖父、祖母

父	母	祖父	祖母
収入 **800,000円** 税額 0円	収入 **400,000円** 税額 0円	収入 2,500,000円 **税額 60,000円**	収入 1,500,000円 税額 10,000円

父母ともに収入が９３万円以下のため、同居親族のうち最も収入額が高い祖父を家計の主宰者として算出。

祖父母が児童を扶養の対象としている場合は、別居でも算定に含めます

60,000円（祖父の市民税額）　⇒　５階層
副食費：５歳児(教育)・・**0円**　３歳児(保育)・・**4,500円**

例３　世帯構成：父、母、子（５歳児・こども園(教育)）、子（３歳児・こども園(教育)）、祖父、祖母

父	母	祖父	祖母
収入 **1,200,000円** 税額 **10,000円**	収入 400,000円 税額 0円	収入 4,000,000円 **税額 150,000円**	収入 1,500,000円 税額 10,000円

父母のうち**父の収入が９３万円超**のため、同居の親族等の市民税額は算出の対象としない。

10,000円（父の市民税額）　⇒　４階層
副食費：５歳児(教育)・・**0円**　３歳児(教育)・・**0円**

「市民税所得割額」の確認方法

課税証明書（税額控除の記載があるもの）を確認する方法のほか、次の書類からも確認できます。

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定通知書」（主に会社員等の方が対象）

税額	市民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	県民税	税額控除前所得割額④	計算に使用しません
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	

税額控除のうち、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額、寄附金税額控除、外国税額控除を受けている方以外は、「所得割額⑥」欄に記載の金額が、副食費減免の算定における税額となります。
※これらの控除を受けている方は、「所得割額⑥」欄にこれらの控除によって減税された金額を足し戻して計算した金額が、副食費減免の算定における税額となります。

「市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼変更通知書」の市民税・県民税算出基礎（主に自営業等の方が対象）

	調整控除額(円)	配当控除額(円)	住宅借入金等特別税額控除額(円)	寄附金税額控除額 外国税額控除額等(円)	配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(円)	差引所得割額(円)	均等割額(円)
市民税							
県民税							

市民税の「配当控除額(円)」欄から「差引所得割額(円)」欄までを足し合わせた金額が、副食費減免の算定における税額となります。

実費徴収・上乗せ徴収（上記以外でかかる費用）

次の実費徴収や上乗せ徴収があります。

入園時	入園料、通園バッグ、体操着、園服など	
毎月	実費徴収	行事費、布団乾燥代、教材費など（幼稚園等はバス代等もあり）
	上乗せ徴収	（※認定こども園・幼稚園のみ）特別教育費など

※徴収の有無や内容・額は園によって異なります。
※くわしくは「ここ de サーチ」などをご覧ください。

副食費の減免に関する注意

ポイント

- 国外で収入がある場合も算定に含めます。
- 転入者等で越谷市に課税資料の提出がない場合は、減免できません。
- 年度をさかのぼっての減免の変更はできません。

主食費・副食費の納付

- 公立保育所　→市　に納付
- 私立保育園、認定こども園
  幼稚園　→施設に納付

⑦ 認可外保育施設

企業主導型保育、その他の認可外保育施設

認可外保育施設とは、乳児や幼児を保育する施設のうち、児童福祉法等に基づく認可を受けていない施設のことです。

企業主導型保育（認可外保育施設）　空き状況などのくわしい情報は、施設へ直接お問合せください

- 企業主導型保育は、認可外保育施設ではありますが、多様な働き方に対応した企業主導の保育サービス等を提供する事業で、こども家庭庁が所管しています。
- 法人の事業主拠出金を活用し、運営費や施設整備に助成を受けることで、認可保育所等と同等の運営を行うことを特徴としています。
- 自社等の従業員のお子さんを預かる施設ですが、「地域枠」を設定している施設については、従業員に限らず、地域にお住まいのお子さんをお預かりしています。

例 企業主導型保育の１日

利用児童
↓
順次登園
↓
7:00～8:30 時間外保育・延長保育
↓
朝の自由遊び　お友達や先生と楽しい遊び
↓
9:00 朝おやつ　朝の会
↓
10:00 一斉保育
リズム遊び、製作、散歩等カリキュラムに沿って保育
↓
11:00 昼食　みんなで食べるとおいしい!
↓
13:00-15:00　お昼寝 zzz
↓
15:30 おやつ　みんな一緒に自由遊び
↓
16:30～19:00 時間外保育・延長保育
↓
順次降園

クラス年齢　⇒一覧参照

原則として０～５歳児（０～２歳児など異なる園もあります）

入園方法

施設に申込。施設が入園の可否を決定します。
企業主導型保育では、市による利用調整はありません。

「地域枠」の利用に必要な認定

「教育・保育給付認定」の「保育認定（２号・３号）」
※父母共に「保育が必要な事由」が必要です。
※保育所等の利用調整に申し込まず、企業主導型保育だけに申し込むために認定を受けることも可能です。
越谷市内の施設の場合、利用開始時に施設を通じて申請を行うことができます。
越谷市外の施設の場合、保育支援課に提出してください。
申請書の用紙は、市ホームページの「保育事業者向け情報」－「企業主導型保育事業」からダウンロードできます。（「ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ番号：116877」で検索ください）DL 可
※従業員枠で入園する場合、原則として保育認定は不要です。

利用者負担額（基本の保育料）

０～２歳児：園が定めた額 ＋ 延長保育料 ＋ 実費徴収（給食費など）
３～５歳児：園が定めた額（「標準的な保育料」まで無償）＋延長保育料 ＋ 実費徴収（給食費など）

利用者負担額（基本の保育料）で利用できる時間

保育所等に準じて運営しています。くわしくは、各施設にご確認ください。

ポイント

３歳児～５歳児は基本の保育料が「無償化」

認可保育所等と同様に、幼児教育・保育の無償化の対象です。
※「地域枠」を利用する場合「保育認定（２号・３号）」を受けている必要があります。
※企業主導型保育で定められている「標準的な保育料」について無償化されますが、施設によっては保育料がかかる場合があります。くわしくは、各施設にご確認ください。

特色ある保育

英語に力を入れているところ、幼稚園等が運営しているところなど、特色ある保育を展開しています。

企業主導型保育の一覧（令和８年８月現在で越谷市が把握しているもの。地域枠があるものに限る。）

	施設名	所在地	電話番号（048）	クラス年齢	平日最大保育時間	土曜最大保育時間	定員
地域枠有	菅原病院保育所	弥生町 2-10	940-8091	0～2 歳児	7:45～18:45	7:45～18:45	12
	ｲﾝｸﾞﾘｯｼｭｶﾞｰﾃﾞﾝ保育園	赤山町 5-9-21	967-1321	0～5 歳児	7:00～20:00	7:00～20:00	30
	めぐり Kids’ House	弥十郎 582-1	972-6327	0～2 歳児	7:00～18:00	7:00～18:00	28
	こはるのもり保育園	大竹 843-5	940-3166	0～2 歳児	7:00～18:30	7:00～18:30	15
	ぞうさん保育園	大松 700	970-1115	1～2 歳児	7:00～19:00	7:30～18:30	12
	とびばこ舎保育園	ﾚｲｸﾀｳﾝ 2-28-14	987-1150	0～2 歳児	7:00～20:00	7:00～20:00	14
	みつばち保育園	千間台東 1-21-6-108	961-8680	0～2 歳児	7:30～19:30	×	11
	憩いの里託児所	増森 1-85	963-5151	0～5 歳児	7:45～18:45	7:45～18:45	30

※「定員」については、施設全体の定員（地域枠と従業員枠の合計）を記載しています。
「地域枠」の受入人数等は、各施設にご確認ください。

企業主導型保育以外の認可外保育施設

- 企業主導型保育のほかにも、市内には認可外保育施設があります。
- 利用方法、空き状況、料金などについては、直接、施設へお問合せください。
- 認可外保育施設については、１年に１度立入調査を実施しています。（居宅訪問型を除く。）
  立入調査等の結果は、越谷市ホームページで公表しています。
  なお、開設後間もない施設等は、立入調査を行っていない場合があります。

認可外保育施設の一覧（令和８年８月現在）

施設名	所在地	電話番号（048）	開所時間	開園日		対象年齢（月極契約）	定員	施設等利用給付対象
				土曜	日曜			
マミー保育室	瓦曽根 3-12-2	966-8313	19：00～7：00	○		0 歳～10 歳	19	
ちゃいるど園	南越谷 4-7-7-101	989-0489	24 時間	○		0 歳～10 歳	26	○
荻島あかり病院 はとのさと保育園	南荻島 485-1	971-8797	8:20～18:00	○	○	0 歳～5 歳	15	○
Wolfe International School	せんげん台西 3-1-24　1F	050-4560 -2077	8：30～14：00			3 歳～5 歳	10	○

※上記以外にも、居宅訪問型（いわゆるベビーシッター）があります。
ホームページをご確認ください。

越谷市の最新の認可外保育施設の情報はこちらから ⇨

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ番号 9020

※越谷市外にも認可外保育施設があります。各市町のホームページなどをご確認ください。

⑧ その他の保育サービス

こども誰でも通園制度、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、病児保育などを紹介しています。場面に応じてご活用ください。

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

ご自宅で子育てされている方を対象に、全国的に新たにスタートした子育て支援の制度です。

「いつもと違う体験をさせてみたい」
「ほかの子と一緒に遊ばせたい」
「子育てについて誰かに相談したい」
「育児から少し離れてホッとしたい」

そんなとき「こども誰でも通園制度」を利用してみませんか？

（利用には、住んでいる市区町村からの認定が必要です。）

■ 対象となるお子さん

利用日時点で、①・②のすべてに当てはまるお子さん

① ０歳６か月～２歳（３歳の誕生日の前々日まで利用可）

② 保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に在籍していないこと

※施設での面談の結果、設備や人員配置の状況などにより、認定されても利用できない場合があります。あらかじめご了承ください。

■ 利用可能時間

対象のお子さん一人につき 月１０時間 まで

※施設により１日あたりの利用時間は異なります。

※基本的に上限時間（月１０時間）を超えての利用はできません。

※各月の上限であり、未利用時間があっても翌月以降に繰り越すことはできません。

■ 利用料

対象のお子さん１人１時間あたり ３００円（施設により異なる場合があります）

※おやつ代など、別途実費負担がある場合があります。

※以下の利用料の負担軽減事由に該当する方は、利用料の負担軽減が適用となります。負担軽減の適用を受けるには、申請が必要です。

区分　利用料の負担軽減事由	負担軽減額の上限（1 時間あたり）
ア　生活保護世帯	300 円軽減
イ　市区町村民税所得割合算額 77,101 円未満の世帯	200 円軽減
ウ　要支援家庭（こども家庭センターによるサポートプラン作成世帯）	200 円軽減

・市区町村民税は、世帯の市町村民税所得割額を合算した金額によって決まります。

・原則、利用児童と同一の世帯に属して、生計を一つにしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の市区町村民税の合計額により決定します。

・市町村民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の適用前の金額を用います。

・政令指定都市で課税されている方（政令市からの転入者等）は、税制改正に伴い市民税所得割額の税率が 8%で算定されておりますが、減免の決定には税源移譲前の税率（6%）に換算した額を用います。（都道府県から政令指定都市への税源移譲に伴う特例）

・８月分までと、９月分以降で、税額の基準年度が変わります。

令和９年４月～８月利用分：令和８年度の税額で算定

令和９年９月～３月利用分：令和９年度の税額で算定

■ 実施事業所・本制度の詳細

- 市内の実施事業所については、随時拡大中です。最新情報は越谷市ホームページからご確認ください。
- くわしい制度の内容についても、その都度、情報を更新しますので、ホームページをご覧ください。

「誰でも通園制度」の最新情報はこちらから

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ番号 99828

■ 利用の流れ

利用認定申請

市へ利用認定申請を電子申請で行ってください。
（不備なく申請いただいた場合で、審査期間はおおむね２週間程度です。）

利用認定申請の電子申請はこちらから

認定アカウント発行（認定証発行）

市で認定審査を行います。
利用者認定後、「こども誰でも通園制度総合支援システム*（以下、「つうえんポータル*」と記載）」のアカウントを発行します。
（<info@mail.cfa-daretsu.go.jp>よりメールでお知らせ）
（認定証は、次のステップの「つうえんポータル*」のログイン後、ログインページ内でご確認いただけます。）

システムログイン・情報入力

アカウント発行のお知らせメールに記載の URL から「つうえんポータル*」へログインし、お子さんの情報等を入力ください。
ログインページ内で、認定証や利用可能施設がご確認いただけます。

初回面談(要予約)・利用契約

利用したい施設で初回面談を受けてください。
面談では、安全にお預かりするため、家庭での状況等を確認します。
面談には予約が必要です。（予約は「つうえんポータル*」などから行ってください。）
面談後、利用する事業所と利用契約をしてください。

利用(要予約)・利用料の支払い

「つうえんポータル*」などから、利用の予約を行ってください。
利用後は、利用した施設で利用者負担金をお支払いください。

＊「こども誰でも通園制度総合支援システム（通称：つうえんポータル）」について

- 「こども家庭庁」が運用する本制度の予約・情報管理を行うシステムで、対象施設の詳細情報等もご確認いただけけるシステムです。
- 本システムの利用には、事前に利用認定申請が必要になります。

利用者向けログイン画面はこちらから

■ 利用上の注意

- 施設での面談の結果、設備や人員配置の状況などにより、認定されても利用できない場合があります。あらかじめご了承ください。
- 利用料は、利用する施設で直接お支払いください。（支払方法は施設で指定します。）
- ３歳の誕生日の前日からは利用することができません。
- 送り迎えは、保護者の方が責任をもって行ってください。
- 施設の予約をキャンセルする場合は、事前に施設に連絡してください。
  無断キャンセルなどが続く場合、利用をお断りすることがあります。
- そのほか、認定申請書記載の同意事項や、施設でお渡しする重要事項説明書などをよくご確認のうえ、利用してください。

地域子育て支援センター（問合せ：各施設）

子育て親子の交流等を推進するため、子育て相談、子育て講座等を行っています。
ぜひお近くのセンターに足をお運びください。

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ番号
3335

各センターで工夫をこらした講座等を行っています。
「広報こしがや」に掲載するほか、
「こしがや子育てネット」に
随時掲載しています！

こしがや子育てネット
Koshigaya Kosodate Net.

一時預かり（問合せ：各施設）

保護者が急用等で保育に困ったとき、また子育てのリフレッシュを図るときなどに、一時的にお子さんをお預かりします。
※いずれの施設も健康な乳幼児が対象です。長時間保育の場合はお子さんの状態によります。

●利用の前に、あらかじめ各施設で登録が必要です。
●利用の際は、お子さんの慣れ保育や利用予約が必要です。
　また、記載の料金のほかにおやつ代やシーツ代がかかります。（料金は直接お問い合わせください。）
●市外の方は、保育ステーションのみ利用できます。
　ただし、里帰り出産の場合、在勤・在学の場合は、地域子育て支援センターも利用できます。
　また、子育て講座への参加は市外の方も可能です。

地域子育て支援センター・保育ステーション一覧

施設名	所在地	電話番号（048）	一時預かりの内容				
			対象（就学前まで）	定員	実施日	実施時間	料金
増林保育所 地域子育て支援センターおひさまの子	東越谷 8-41-1	960-5800	満1歳から	10	月～金	8：30～16：30	500円/時
新方保育所 地域子育て支援センターにこにこ	北川崎 729-1	970-5611	満1歳から	10	月～金	8：30～16：30	500円/時
荻島保育所 地域子育て支援センターぽかぽか	南荻島 330-1	971-8115	満1歳から	10	月～金	8：30～16：30	500円/時
南越谷保育園 地域子育て支援センターすくすく	七左町 1-347	990-5003	満1歳から	10	月～金	8：30～16：30	500円/時
おおたけ保育園 地域子育て支援センターたけのこ	大竹 815-1	977-5311	満1歳から	10	月～金	8：30～16：30	500円/時
越谷ﾚｲｸﾀｳﾝさくら保育園 地域子育て支援センターげんき	ﾚｲｸﾀｳﾝ 8-3-5	988-0863	満1歳から	10	月～金	8：30～16：30	500円/時
松沢保育園 地域子育て支援センターきらきら	谷中町 2-88-4	080-1058-3953	満1歳から	5	月～金	9：00～16：00	500円/時
認定こども園わかばの森ナーサリー 地域子育て支援センター森のひろば	新越谷 1-31-18	993-4154	実施していません				
の～びるこどもの家保育園 地域子育て支援センターおへその広場	相模町 3-220-1	988-8180					
袋山保育園 地域子育て支援センターたんぽぽ	袋山 1956-1	979-0520	満1歳から	10	月～金	8：30～16：30	500円/時
の～びる保育園 地域子育て支援センターのびるば広場	南越谷 1-12-11 ｲｰｽﾄｻﾝﾋﾞﾙ2　5階	987-7088	実施していません				
越谷どろんこ保育園 地域子育て支援センターちきんえっぐ	平方 3207-1	970-2280	生後2か月から	6	月～土	7：00～20：00	1,000円/時
認定こども園小牧 地域子育て支援センターこあら教室	大間野町5-147-1	985-4890	実施していません				
埼玉東萌保育園 地域子育て支援センターあおいとり	川柳町 1-582-1	973-7463					
南越谷保育ステーション	南越谷 1-12-11 ｲｰｽﾄｻﾝﾋﾞﾙ2　5階	987-6300	生後4か月から	20	年中無休（12/29～1/3休み）	6：30～22：00	500円/時
北越谷保育ステーション	大沢 3-6-1 パルテきたこし３階	970-8200	生後4か月から	20	年中無休（12/29～1/3休み）	6：30～22：00	500円/時
ﾚｲｸﾀｳﾝ保育ステーション	ﾚｲｸﾀｳﾝ 4-4	940-6883	生後4か月から	10	年中無休（12/29～1/3休み）	8：00～20：00	500円/時

※実施施設、実施日、実施時間、料金等については、変更となる場合があります。

ファミリー・サポート・センターと緊急サポート・センター

- 一時預かりや保育施設への送迎など、有償ボランティアによる援助が受けられます。
- 定期的な利用は「ファミリー・サポート・センター」、急用時やお子さんが病気のときは「緊急サポート・センター」など、お子さんを預ける事情に応じて使い分けましょう。
- いざというときのために、事前会員登録（無料）をおすすめします。

事業名	利用時間（受付時間）	基本料金	サポート内容（場面）	３日前までに予約	前々日～当日の予約	宿泊を伴う預かり	保育所等への迎え
こしがやファミリー・サポート・センター 電話 048-960-2311	6:00～22:00 （受付 9:30～17:00 日祝休）	1 時間 900 円～	健康なとき	○	△ 原則３日前まで	×	○
			病気・発熱のとき	×	×	×	×
緊急サポート・センター埼玉 電話 048-297-2903	何時でも対応可能 （受付 7:00～20:00）	1 時間 1,000 円～ 1 泊(18:00～9:00) 10,000 円	健康なとき	△ 割高	○	○	△ 割高
			病気・発熱のとき	○	○	×	○ 代理受診可

病児保育・病後児保育

保護者の方が仕事を休むことができないときなどに、「病気」または「病気の回復期」にあるお子さんを看護師と保育士が一時的にお預かりします。

■ 利用対象・条件

・市内に居住している生後３か月～小学校３年生
・勤務等の都合で家庭での保育ができないこと。
・医師が病児保育室の利用を認めていること。

施設名	所在地	問合せ	定員	実施日	実施時間	料　金
レイクタウン病児保育室	ﾚｲｸﾀｳﾝ 6-11-4 みずべこどもの家保育園内	048-967-5521	5	月～金 ※祝日除く	8：00～18：00	2,000 円/日 ※生活保護の方等は無料 ※別途シーツ代等がかかります。
北越谷病児保育室	北越谷 2-4-23 きたこしキッズクリニック２階	048-940-0944	6			
新越谷病児保育室	新越谷1-15-11 新越谷つむぎこどもクリニック併設	048-966-2600	6			

※上記の市が行う病児保育室のほか、次の場所で病児保育を行っています。
利用方法や料金等は直接各施設にご確認ください。
・みんなでつくる病児保育室つむぎのおうち　（所在地：ﾚｲｸﾀｳﾝ 2-2-6　電話番号：989-2600）
・とびばこ舎保育園　（所在地：ﾚｲｸﾀｳﾝ 2-28-14　電話番号：987-1150）

■ 利用方法

右の二次元コードから病児保育室予約システム「テオテ」のアカウントを作成し、施設への登録をお済ませください。
もしもの時にそなえて、あらかじめ登録しておくと便利です。

「テオテ」二次元コード

①「テオテ」から施設を予約 → ②市内小児科等を受診し診療情報提供書を取得 → ③施設に入室

※予約方法や持ち物など、詳しくは、上記二次元コードから「テオテ」施設ページ、または右記二次元コードから市ホームページをご覧ください。
診療情報提供書は、市役所・公共施設で配付するほか、市ホームページからダウンロードできます。

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ番号
3317

★保育士・幼稚園教諭のみなさん★

こしがや

の保育現場で働きませんか？

ご活用ください

越谷市公式ホームページ内「越谷市内の保育施設で働きませんか」

●市内の保育施設に関係する就職説明会等の紹介をします。
●就職に関する支援資金などの支援策を紹介しています。

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ番号
9024

●私立保育園 ●認定こども園	各園で職員を随時募集しています。 加えて、合同就職説明会などを実施しています。 (問合せ)越谷市私立保育園・認定こども園協会 https://www.koshigaya-private-nursery.org/
●地域型保育	各園で職員を随時募集しています。 (問合せ)越谷市地域型保育連絡協議会 https://regionalnursery.wordpress.com/
●公立保育所	募集する場合、「広報こしがや」や市ホームページ等で随時お知らせしています。

こんな方を待っています！！

☐ こどもと遊ぶことが好き
☐ 毎日違うこどもの表情や成長に寄り添いたい
☐ こどもの笑顔に囲まれたい

公立保育所・私立保育園・認定こども園・地域型保育の園長みんなで

あなたを待ってます！

越谷市オリジナルの取組

●様々な形で公立保育所、私立保育園、認定こども園、地域型保育の枠を超えた交流研修等を行っています。横のつながりを作り、困っても孤立しないよう取り組んでいます。
●保育士のやりがいや魅力をまとめたリーフレット「保育士になりませんか」を作成し、発信しています。

保育施設等に関する越谷市ホームページなどのご案内

■ 保育施設の案内について

保育施設（保育所・保育園・認定こども園（保育部分）・地域型保育）についてご案内しています。
各月の利用調整時点における、受入れ可能な予定人数も確認することができます。（あくまでも目安となります。実際の受入児童数とは、異なることがあります。）

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ番号 9022

■ 保育施設の広域入所について（32 ページ）

転入・転出予定の方、越谷市外に住所がある方、他市町村の保育施設を希望する方向けに情報を掲載しています。

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ番号 3313

■ 特別支援保育について（33・34 ページ）

集団保育にあたり特別な支援が必要なお子さんに対する保育について掲載しています。

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ番号 9030

■ 保育施設に係る様式ダウンロード（25・26 ページ、43・44 ページ等）

保育施設利用、施設等利用給付認定に関し必要な様式等をまとめています。

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ番号 9027

■ 保育施設等入所に関する証明書の発行について（４ページ）

保育施設等利用申込状況等に係る証明書等の手続について確認することができます。
（育児休業給付金の支給延長に必要な証明書等についても、こちらから確認できます。）

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ番号 9023

■ こしがや「プラス保育」幼稚園事業について（41・42 ページ）

こしがや「プラス保育」幼稚園事業について掲載しています。

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ番号 9025

■ こども誰でも通園制度について（51・52 ページ）

こども誰でも通園制度について掲載しています。

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ番号 99828

■ こしがや子育てネット

越谷市の子育て情報専用サイトです。
子育てに関する行政情報、イベント情報などを掲載しています

■ ここｄｅサーチ（子ども・子育て支援情報公表システム）

知りたい地域の保育所、認定こども園、地域型保育事業所などを、お住まいの地域や最寄り駅などから検索できるシステムです。
（施設のくわしい情報が地図情報とあわせて閲覧できます。）

令和９年度　越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準

■利用調整指数について

利用調整指数は、父母それぞれの基準指数に調整指数を加えて算出します。

（例）・父親が月１６０時間の就労をしている・・・・・・・・基準指数２０　→「１　基準指数」番号１から
・母親が月１０８時間の就労をしている・・・・・・・・基準指数１６　→「１　基準指数」番号１から
・小学生の兄が１人いる・・・・・・・・・・・・・・・調整指数　２　→「２　調整指数」番号１１から
※この世帯の利用調整指数は、２０＋１６＋２＝３８点となります。

１　基準指数

【基準指数及び調整指数は、利用調整申込締切日を基準日とする】
※令和９年４月入所一次受付分については、令和8年１１月１日を基準日とする。

番号	保育に当たる保護者の就労等形態					基準指数	採点		認定期間
	類型			細目			母	父	
1	就労	就労	外勤 自営 内職	月１６０時間以上の就労を常態		20			最長３年間（事由継続で就学前まで）
				月１２０時間以上月１６０時間未満の就労を常態		18			
				月１００時間以上月１２０時間未満の就労を常態		16			
				月８０時間以上月１００時間未満の就労を常態		14			
				月６４時間以上月８０時間未満の就労を常態		12			
		（その他）		上記以外の外勤・自営・内職(無収入の場合、時間にかかわらず該当)		3			3か月※
2	求職活動	求職内定（起業準備等を含む）	内定	月１２０時間以上の就労を常態		10			３か月※
				月６４時間以上月１２０時間未満の就労を常態		8			
				上記以外の外勤・自営・内職(無収入の場合、時間にかかわらず該当)		3			
			未定	記録により１か月以上前から定期的に求職活動をしていると認められる場合		3			
		（その他）		求職中（就労先未定）（上記以外）		1			
3	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など				20			最長３年間（就学前）
4	妊娠・出産	出産前：出産予定月の前２か月 出産後：出産日の後８週の翌日の属する月の末日				20			左記期間内
5	就学	既に日中、就学・技能習得のため外出を常態				番号1を準用			在学期間内
		日中、就学・技能習得が内定している場合（その他）				番号2を準用			3か月※
6	病気障がい	病気（各種手帳又は保育できない旨が明記されている診断書等により判断）	１か月以上入院している場合（入院予定を含む）			20			（事由継続で就学前まで）最長３年間
			自宅療養	常時病臥 ※１か月以上1日の大半を病床で過ごしており、医師から安静療養を指示されている場合		20			
				精神疾患の療養	精神障害者保健福祉手帳１～３級	20			
					上記以外の程度	17			
				その他の療養	医師が安静（１か月以上）を要すると診断した場合	17			
					医師が通院加療（１か月以上）を要すると診断した場合	13			
		障がい	身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ⓐ～Ｂ			20			
			身体障害者手帳３級、療育手帳Ｃ			18			
			身体障害者手帳４級以下			12			
7	介護看護	同居別居	要介護認定4・5、身体障害者手帳1・2級、療育手帳Ⓐ・A、精神障害者保健福祉手帳1級保持者		月１２０時間以上の介護・看護を常態	20			（事由継続で就学前まで）最長３年間
					月８０時間以上月１２０時間未満の介護・看護を常態	17			
					月６４時間以上月８０時間未満の介護・看護を常態	16			
			要介護認定3、身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級保持者		月１２０時間以上の介護・看護を常態	19			
					月８０時間以上月１２０時間未満の介護・看護を常態	16			
					月６４時間以上月８０時間未満の介護・看護を常態	15			
			上記以外の認定保持者又は医師の診断を受けている場合		月１２０時間以上の介護・看護を常態	18			
					月８０時間以上月１２０時間未満の介護・看護を常態	15			
					月６４時間以上月８０時間未満の介護・看護を常態	14			
			上記以外で必要とする場合(入所した場合、別途就労等が必要)			3			3か月※
8	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合				20			最長３年間（事由継続で就学前まで）
9	虐待・DV	児童虐待防止法第２条又は配偶者暴力防止法第１条の対象者と認められる場合				20			
10	その他	上記以外で明らかに保育に当たれない場合							

※ 1　**父母それぞれの指数を合算し**、世帯の指数を決定する。(基準指数)
2　**期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中(就労先未定)の指数とする。**
3　保護者が保育の必要な事由(就労等)が複数ある場合には、原則として指数の高い状況をとり指数を決定する。
4　就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定する。
5　就労時間には、通勤時間は含まない。ただし、休憩時間・残業時間は含む。
6　就労等形態が上記の各細目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる細目に当てはめ、指数を決定する。
7　求職活動(内定・未定)・就学内定の認定期間は、期限内に就労証明書等が提出された場合、就労や就学の期間とする。
8　面接を済ませていない場合は、原則として利用不可とする。ただし、市内認可保育施設からの移行の場合や、転入・受託などやむを得ないと認められる場合を除く。
9　育児短時間勤務等について、終期が明記されている場合は正規の勤務時間等による指数とする。
終期が明記されていない場合は、減らした後の勤務時間等による指数とする。

2　調整指数

項目		条件（「保育所等」とは、保育所・認定こども園・地域型保育をいう）					指数	採点 母	採点 父
加算指数	個人加算	就労状況	1	重複加算なし	保育士(保育教諭・プラス保育幼稚園の幼稚園教諭)として月１２０時間以上の勤務をしている場合 ※出産要件での入所申込の場合を除く ※番号1・2に該当する場合、越谷市内の保育所等、プラス保育幼稚園又は認可外保育施設で１年以上勤務することを条件とする ※ここでいう認可外保育施設は、設置届出済のものに限る。	越谷市内の保育所等、プラス保育幼稚園又は認可外保育施設で勤務をしている場合(産前産後休業又は育児休業を取得している場合を含む)★	7		
			2			越谷市内の保育所等、プラス保育幼稚園又は認可外保育施設に勤務が内定している場合(この項目に該当する場合、該当者の基準指数を就労の指数にする)★	4		
			3			越谷市外の保育所等又は認可外保育施設で勤務をしている場合(内定、産前産後休業又は育児休業を取得している場合含む)★	2		
	世帯加算		4	生計中心者の失業(自発的失業を除く)により就労の必要性が高い場合			3		
			5	保護者が産前産後休業又は育児休業を取得している場合(基準日時点で入所申込児童が保育所等に入所している場合や出産要件での入所申込の場合を除く)			1		
			6	同居者なしの母子(父子)家庭で、就労(又は就学・技能習得)を継続している又は内定している場合			5		
		家庭状況	7	生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯の場合			2		
			8	父母の一人が不存在（死亡、離婚、未婚など）の場合			4		
			9	父母の両方が不存在（死亡など）・里親の場合			7		
			10	父母の一人が単身赴任により不在の場合			2		
			11	子ども（４月１日現在１８歳未満）が２人以上いる場合（２人を超える場合は、１人に対し２点加算。）			(人数－１)×２		
		病気障がい・介護	12	重複加算なし	保護者が身体障害者手帳１～３級、療育手帳Ⓐ～Ｂ、精神障害者保健福祉手帳１～３級の一つを所持している場合★		3		
			13		保護者が入院中（１か月以上）、常時病臥※1か月以上1日の大半を病床で過ごしており、医師から安静療養を指示されている場合、安静を要する状態（１か月以上）、精神疾患(手帳なし)で療養している場合★		2		
			14	重複加算なし	同居の家族(保護者及び入所申込児童を除く)に身体障害者手帳１～３級、療育手帳Ⓐ～Ｂ、精神障害者保健福祉手帳１～３級の一つを所持している者がいる場合★		1		
			15		同居の家族(保護者及び入所申込児童を除く)に要介護認定３以上の者(在宅介護に限る)がいて保護者が月６４時間以上介護している場合(基準指数が介護・看護要件の場合は加算しない)★		1		
		児童の状況	16	特別支援保育対象児童と特別支援保育検討会議で判定された場合			別枠利用調整		
			17	重複加算なし	既に兄弟姉妹が保育所等に入所している場合(新年度選考時は、卒業予定児童を除く)又は同時に２人以上の申込をしている場合★ ※兄弟姉妹がプラス保育幼稚園のプラス保育枠を利用している(利用内定を含む)場合を含む		3		
			18		多胎児が同時に申込をしている場合★		5		
			19	重複加算なし	地域型保育又は２歳児クラスまでの保育所(つぐみ保育園分園を除く)を入所期間満了で卒園する場合★		10		
			20		認可外保育施設(幼稚園等を含む)などに実績で月６４時間以上の預託をしている場合 ※就労等保育認定に該当する事由のため預託している場合に限る(求職中や、育児休業中(認可外保育施設への入所翌月14日までに復帰しない)の預託の場合は対象としない)	基準日時点で、有料で２か月以上前から預託している場合（所定の証明書が必要。また、一時預かりについては領収書の提出も必要）★	3		
			21			基準日時点で、有料で１か月以上前から預託している場合（所定の証明書が必要。また、一時預かりについては加点対象としない）★	2		
			22		認定こども園入園者で同一園での認定区分変更(１号→２号)のみを希望しており、入園から３か月以上経過している場合(３か月未満の場合は番号23を適用)★		5		
			23		保育所等に入所しており、保育所等の移行希望者の場合★		3		
減算指数	世帯減算	同居祖父母	24	同居している６５歳未満の保護者の父母が無職、求職中又は月６４時間以上の就労をしていない場合(疾病等で保育に当たることができない場合を除く)			-10		
		育児休業延長等	25	育児休業の延長を許容できる等、調整指数の減算を希望する場合(この項目に該当する場合、基準指数及び他の調整指数については適用しない)			-100		
		保育料等滞納	26	入所児又は卒園児の利用者負担(保育料)等の滞納月の合計月数が６か月以上ある場合			-15		
		広域入所	27	市外在住者(転入予定者を除く)		勤務地が保護者の一方又はどちらも市内の場合	-20		
			28			勤務地が市外の場合（求職中、就労先未定を含む）	-30		
その他		児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)					20		

※1　調整指数の加減算は、基準指数に対して行う。
　2　**番号１～３は、父母それぞれについて該当する場合に、それぞれ指数を加点する。**
　3　番号１～３、１２～１３、１４～１５、１７～１８、１９～２３は、それぞれ重複して加算しないものとする。(★)
　4　調整指数は、保護者からの申請に基づき必要な書類を提出された場合に適用する。

■利用調整(選考)について

入所希望者が保育所等の定員を超えた場合などには、利用調整(あっせん)が行われます。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整指数の高い方から入所者を決定します。

【利用調整指数が同点の場合の優先順位】

1　越谷市在住者(転入予定者を含む)
2　同居者なしの母子・父子世帯、生活保護世帯
3　基準指数が高い者
4　同世帯に障がい者がいる場合
5　養育している未就学児の人数が多い者
6　父母の勤務先等が市外(草加市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町・春日部市・さいたま市岩槻区・さいたま市緑区・川口市を除く)の場合
　勤務先等が①全員市外、②市外・市内、③全員市内の順で優先順位が高くなります（上記近隣地域はこの項において市内として考える）。
7　令和8年度(利用者負担額切替後は令和9年度)市民税所得割額の低い世帯（同額の場合は、収入の低い世帯を優先する）
8　同一年度中に入所内定等を辞退していない者
9　証明書等提出書類が全て提出されている者

※施設名の左側の数字は「施設コード」です。
保育施設の利用調整を申し込む際、できる限りご記入ください。

越谷市内の教育・保育施設

令和８年(2026年)８月現在

●公立保育所
★私立保育園
◆地域型保育(0～2歳児)
■認定こども園
保育部分(市に申込)
教育部分(園に申込)
✚「プラス保育」幼稚園

保育施設の利用申込で希望できる施設(市に申込)

各園に直接申込する施設

■61 認定こども園まどか幼稚園 ※プラス保育幼稚園も実施
★67 越谷どろんこ保育園(平方)
05 桜井保育所●
✚あゆみ幼稚園
(3041)しらこばと附属保育園せんげん駅前
(2001)よつば保育室
(3005)エンゼルキッズ
(3012)kids ぷれいすバンビーノ
(3025)イオンせんげん台スマートスマイル保育園
(3020)キッズハウスクレヨンひよこ組
(3015)キッズハウスクレヨンあんず組
(4006)すくすくキッズけいわ
(3016)apple tree◆
■34 認定こども園しらこばと幼稚園 ※プラス保育幼稚園も実施
16 大袋北保育所●
54 おおたけ保育園
42 西大袋保育園★
✚大袋幼稚園
北部市民会館
02 大袋保育所●
(3008)みらいほいくえん大袋駅前園
(3002)きらら・キッズおおぶくろ
(3036)しらこばと附属保育園大袋駅前
(3055)大袋保育室ポコ・ア・ポコ
(4002)kids あいあい
(3024)こうさぎ園弥十郎の森
36 認定こども園ぶどうその幼稚園■ ※プラス保育幼稚園も実施
57 袋山保育園★
15 新方保育所●
■56 しらとりこども園 ※プラス保育幼稚園も実施
09 深田保育所●
59 大袋わかばの森こども園■ ※プラス保育幼稚園も実施
○北体育館
清浄院幼稚園✚
アスナロ幼稚園
○キャンベルタウン野鳥の森
しらこばと水上公園
しらこばと運動公園
梅林公園
12 荻島保育所●
41 第一おおたけ保育園
(3058)しらこばと附属保育園北越谷駅前
(3017)北越谷ひまわり園
(3057)コマームナーサリー北越谷
(3047)はなたどんぐり保育園
大沢幼稚園
(3045)からいほいくえん北越谷西口園
(3059)みらいほいくえん北越谷東口園
(3019)モンクール,保育園北越谷園
(3006)赤ちゃん保育アカデミー
■33 越谷さくらの森
○総合体育館
○リユース
35 認定こども園北越谷幼稚園■ ※プラス保育幼稚園も実施
●21 緑の森公園保育所
48 エンジェルハウス保育園
○保健所・保健センター
○市立病院
北越谷病児保育室
(4003)あおぞらたっち保育園
✚越谷くるみ幼稚園
✚越谷教会附属越谷幼稚園
(3030)モンクール,保育園越谷東口園
(3046)アルタベビー東越谷園
★58 第二越谷保育園
32 こばとの里こども園■
52 越ヶ谷保育園★
(3011)ふぇありぃ保育園東越谷園
06 増林保育所●
17 宮本保育所●
(3007)ファニー保育園
(3001)みらいほいくえん越谷園
市役所
(3039)アルタベビー越谷園
(3023)エンジェルハウス越谷東口園
✚あやの幼稚園
(3010)エンジェルハウス越谷西口園
(3018)こうさぎ園ひがしの森
(3028)こうさぎ園となりの森
萩原第一幼稚園
(3056)アルタベビー越谷西口園
照蓮院さくら幼稚園
55 の～びる保育園★
65 の～びるこどもの家保育園★
03 大相模保育所●
(3038)しおどめ保育園越谷
(3040)エンジェルハウスレイクタウン園
68 越谷レイクタウンさくら保育園分園★
(3052)レイクタウンフルール園
(3027)モンクール,保育園レイクタウン北口園
19 赤山第二保育所●
(2002)三和乳児園
(3048)西方保育室ポコ・ア・ポコ
松沢幼稚園
13 赤山保育所●
64 松沢保育所★
(2003)鈴木家庭保育室
63 越谷レイクタウンさくら保育園
47 つぐみ保育園★
✚さなえ幼稚園
(3004)南越谷保育室ポコ・ア・ポコ
(3050)モンクール,保育園南越谷園
46 にじの駅保育園★
(3035)レイクタウンひまわり園
新越谷病児保育室
30 わかばの森ナーサリー
※教育部分なし
(3053)ぽかぽか保育園
(3003)ひだまり保育園
(3009)ふぇありぃ保育園南越谷園
49 「こころの花」ほいくえんレイクタウン駅★
レイクアスナロ幼稚園
40 レイクタウンどろんこ保育園★
18 登戸保育所●
(3051)レイクタウン保育室ポコ・ア・ポコ
43 つぐみ保育園分園★
(3029)レイクタウンひなた保育園
(3032)ぬくもりのおうち保育園新越谷園
ミラクル
南越谷幼稚園
(3031)キッズハウスクレヨンいちご組
(3034)キッズハウスクレヨンいるか組
精華幼稚園
37 越谷わかばの森こども園
69 あぜがみりんご保育園
39 埼玉東萌保育園
60 南越谷保育園★
01 蒲生保育所●
45 みずべこどもの家保育園
※レイクタウン病児保育室併設
10 七左保育所●
(3033)蒲生ちゃいると園
(3043)ふぇありぃ保育園レイクタウン・トマト園
(3044)ふぇありぃ保育園レイクタウン・レモン園
(3054)ふぇありぃ保育園レイクタウン・みかん園
(3042)うららか保育園
(3049)モンクール,保育園レイクタウン南口園
(3014)エンジェルハウス蒲生第一園
(3026)エンジェルハウス蒲生第二園
児童館ヒマワリ
(3037)モンクール,保育園蒲生園
(3013)ふぇありぃ保育園蒲生園
✚契隣幼稚園
■31 第二愛隣こども園
(3022)蒲生保育室ポコ・ア・ポコ
(4004)あいりんのおうち
14 蒲生南保育所
62 認定こども園小牧■ ※プラス保育幼稚園も実施
20 蒲生第三保育所●

北(春日部方面)
西(さいたま市・川口市方面)
東(吉川・松伏方面)
南(草加・東京方面)

保育施設の一覧と案内図はこちらから(越谷市HP)

保育施設各園のくわしい情報はこちらから「ここ de サーチ」